

第16回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成20年9月22日（月）

場所：東京国際センター（JICA東京）講堂

独立行政法人 国際協力機構

国際協力銀行

### 【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫(ご欠席)	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

### 【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席)	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長

### 【産業界】

小西 純平	社団法人 日本貿易会経済協力委員会前副委員長（三菱商事株式会社業務部 総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト 環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

### 【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博(ご欠席)	財務省国際局開発企画官
小林 香(代理出席：中 川 亜起子)	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇(ご欠席)	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

廿枝 幹雄	JBIC 開発業務部企画課長
杉本 聡	JBIC 環境審査室第二班課長
熊代 輝義	JICA 審査室準備室次長
渡辺 泰介	JICA 審査室準備室環境社会配慮審査第一課長

【事務局以外の JICA・JBIC 発言者】

中澤 慶一郎	JBIC 開発業務部次長
植嶋 卓巳	JICA 企画部次長

午後 2 時 0 3 分 開会

開 会

○原科座長 それでは、そろそろおそろいですので始めたいと思います。

本日は第 16 回でございます。29 日に第 17 回までやりまして区切りをつけたいと考えております。そこで、きょうは予定時間は 4 時間でございますが、若干長目になるかもしれません。いろいろ御出席いただく方の御都合がございまして、後半の方で情報提供していただくようなことがございますので、結果的に少し長引くかもしれません。

議 題

(1) 論点に関する議論

○原科座長 では、残された論点で、協力準備調査のこともございますが、これも後半でということになりますので、まず緊急時の対応、12 ページに参ります。

「緊急時の措置」ということで、9 でございます。

「緊急を要する場合とは、自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高くガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合をいう。JICA は、早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを審査

諮問機関に諮問する。また、審査諮問機関の検討結果と協力事業の結果を情報公開する」、これが J I C A の規程でございます。緊急時の判断ということで、審査諮問機関が関与することで速やかに判断をしてもらうという形になっております。

これに対する御意見でございます。お手元のように福田委員から御意見をいただいております。御説明いただけますか。

○福田委員 これは以前にもお話ししたのですが、現行ガイドラインに沿って話をするのは余り意味がないかなと思っておりまして、新しい J I C A の中で、緊急時の措置というか、今回出していただいたガイドラインをそのまま遵守して手続を進めることが困難な場合というものについて、今回出していただいたので、これらについてどのような手続を要すればいいのかということをごここで考えたらいいのかなと思っております。そういう意味では、この紙に私が書かせていただいた論点というのは……

○原科座長 どれになりますか。16-1-2ですか。

○福田委員 論点表ですね。論点表に書かせていただいた内容自体は、新 J I C A のことを考えると余り意味がない話になってしまっています。

それで、いただいた「緊急時の措置として想像される例」、これは2点挙げていただいたのですが、どういふことがあるのかということについて1つずつ御説明いただきたいのと、「例」と書いてあるのですが、これ以外に何かあり得るといふことがここでインプリケーションとしてあるのかどうかということをご説明いただければと思います。

○原科座長 それでは、16-1-2で例を示していただきましたが、御説明いただけますでしょうか。

○事務局（渡辺） それでは、資料16-1-2でございます。緊急時の措置として想像される例として書きました。例として書きましたけれども、これ以外に何かこういうものが想定されるだろうといふものは、内部でも検討したのですけれども、特段見当たらなかったところがございます。

1番目のポツにあります「開発計画調査型技術協力で、事前調査を行わない場合」、これは現状でも開発調査で事前調査を行わない場合が既にごございます。

2番目に書きました例は、今までの実績としてはないのですけれども、あり得るかもしれないといふことで書いたものでございます。技術協力プロジェクトでどういふ活動を行うかといふのは事前調査の段階で決めているわけですけれども、特に災害復旧支援の場合だと急いでスタートする必要があるといふことで、活動の一部が実施段階になって具体的

になる場合があります。技術協力プロジェクトの場合、いわゆる訓練とかそういったものが主でございますので、現状でもカテゴリCがほとんどで、カテゴリBが若干あるという程度ですけれども、場合によっては、例えば災害復興住宅をつくるというようもので、そういった要員を訓練して住宅をつくれるようになるためにモデル住宅的なものを実際につくってみるということはあるかなと。そうすると、モデル住宅をつくるということは事前に決められても、どの場所で何個ぐらいつくるか決めるのは後からというケースはあり得るかなということで書かせていただいております。

以上です。

○原科座長 ありがとうございます。

どうぞ、福田委員。

○福田委員 ガイドラインに何を書くべきかという議論もあるのですが、その前に今の御説明について若干質問させてください。

1つは、「開発計画調査型技術協力で、事前調査を行わない場合」というのがあります。実はこの事前調査というのが何を指しているのかというのがわからないというのがあります。現在の開発調査では、開発調査の内容についてTORを詰めるために、事前調査という形で調査団が現地に派遣されTORを作成するというプロセスが踏まれているわけです。このようなやり方は協力準備調査では行われずにお伺いしているのですが、10月以降は、開発計画調査型技術協力として行われる場合には同じように事前調査があるのかどうかということが1点です。

もう1点は、そもそもこの開発計画調査型技術協力というものの中で想定される調査というのはどういうものかということについて、以前、若干御説明いただいたと思います。そこでは、例えば公共事業計画のマスタープランづくり、どういうプライオリティをつけていくというような調査であったり、相手国政府の公共政策形成の支援であったり、そういったものが開発計画調査型技術協力として今後行われていくとお伺いしています。そうすると、こういう調査について緊急に行わなければいけないということがあり得るのかなというのはちょっとイメージがわからないのです。現在の開発調査であれば、とにかく建物をつくらなくてはならない、そのために開調をとにかく今かけたいということで幾つか、例えば紛争後の国なんかで緊急時の措置として開発調査が行われた例が紹介されていましたが、今回新しくこの開発計画調査型技術協力というスキームで行われるものはそういうものとはまた違ってくると思うのです。そういう中でこれがどのように緊急なの

かということについて御説明いただければと思います。緊急なのかということか、緊急時としてガイドラインの手続を飛ばす必要が出てくるのかということについて御説明していただければと思います。

○原科座長 では、今の点、どうぞ。

○事務局（渡辺） 開発計画調査型技術協力で現在の開発調査と同じように事前調査を行うのかどうかということでございますけれども、これはまだ内部で検討中のところがございます。現状では原則として事前調査が行われているわけですが、必ずしも調査団を出すような形で事前調査を行う必要があるのかどうか、これは事前調査を前提とするのかどうかというところはまだ検討中のところがございます。

2点目の緊急時の措置に該当するような場合があるのかという点でございますけれども、既に実績としましても、パキスタンの例だったと思うのですけれども、地震が起こって、その後の災害復旧のマスタープランを緊急時の措置としてつくるといったような例はありますので、そういった場合はあり得るかなと考えております。

○原科座長 よろしいですか。

○福田委員 ありがとうございます。御説明がクリアになったと思います。

それで、ガイドラインの中にこれをどう盛り込んでいくのかということなのですが、1つは、実際に開発計画調査型技術協力についてどのようなガイドラインを設けるのかという点については、実はこの委員会では議論されていないのですね。恐らく現行のJICAのガイドラインのようなものをそのままスライドさせるのかなというあいまいなイメージでもってこれまで放置されてきて、きちんと議論がされていないということがあると思います。私が現行ガイドラインの手続を見ていて思っていたのは、1つは、何を省略するのかというのはできればガイドラインにきちんと書いた方がいいのではないかという点であります。現在のガイドラインは、先ほど座長から御紹介がありましたが、具体的にどこをすっ飛ばすのかということについては、実はこのガイドラインには書いていないということがあります。現行のガイドラインの運用上は緊急時の措置についてはすべて事前の調査を省略するという形で緊急時の措置がとられたということは既に運用実態確認の中で御説明があったので、そのような形である程度明確にできるのであれば、何を飛ばすのかということはガイドラインの中に書いた方がいいのかなと思います。

もう1つは、これは既に私から論点として出させていただきましたが、そもそもカテゴリAの案件が緊急時の措置として想定しがたいということはあるのですが、しかしカテゴリ

りAに分類されるような案件については、緊急時の措置というもの、ガイドラインの手続、環境社会配慮に関する手続を省略して実施を決定することは不適切ではないかと思っておりますので、その点はガイドラインに明記した方がいいのかなと思っております。

○原科座長 今の件に対して御意見ございますでしょうか。今のガイドラインの規程では、さっきのような対応についてもケース・バイ・ケースでやられるような形になりますけれども、福田委員はその場合には、どこを飛ばすかという手続を省略する範囲もあらかじめ決めておいた方がいいという御提案ですね。それから、カテゴリA案件に関してはその対象外にするという2つございました。いかがでしょうか。

フロア、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

緊急時の措置に関しては私もおおむね福田委員の御意見に同じなのですが、もしこのペーパー、16-1-2、今、渡辺さんから御紹介のあった想像される例ですね、これに限られるようであれば、これについても明記された方がいいのではないかと考えております。これは2つとも技術協力プロジェクトなわけですが。

もう1つ確認したいのは、緊急時の措置として何かが省略される案件が例えば円借款なり無償資金協力につながっていくようなものの何かの手続が省略されることがないのですよねということも1点クリアにさせていただきたいと思っております。

提案といたしましては、この緊急時の措置として想定されるケースを列記したらどうでしょうかという提案です。

○原科座長 この例では技協だけですけれども、必ずしもこれだけとは限らないようにも思います。いかがでしょう、皆さん、御意見は。

○福田委員 私からこういう話をするのも何ですが、逆に協力準備調査を始める段階でこのような手続をしてくださいということをごちらから御提案しているところではあるのですが、実際に、例えば災害復興なんかのためのプロジェクトを形成するために協力準備調査をかけるというようなことは出てくるのかなと思って、そういう際に緊急時の措置の対象としなくてはいけないというようなことは、何となくぱっと考えるとあり得るのかなとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○事務局（渡辺） 緊急時の措置といいますか、災害復興のためにできるだけスピーディに準備を進める必要があるというケースはあり得るかと思っておりますけれども、資金協力の場合に審査の一部が省略できるということは余り想定しておりません。そういう意味

では、緊急時の措置だから審査の一部が省略されるということはないだろうと、つまり審査は審査としてしっかりやるということではないかと思っております。

○原科座長 ということは、今の資金協力は省略しないということで書いておいた方がいいのかな。技協の場合は緊急時の措置をとり得ると、そんな感じでしょうか。

○事務局（渡辺） 事務局としてもまだ検討中でございますけれども、緊急時の措置について、必要なところにばらばらと分けて書くのか、まとめて書くのか、あるいはこういう例外的なケースだけ書くのか、あるいは何々はしない的なことまで書くのか、そこはさらに検討が必要な点かなと思っております。

○原科座長 委員会としてはどうしましょう。

○清水委員 済みません、念のため伺いたいのですけれども、円借款の方でもスリランカの津波の復興等を支援していたかと思うのですけれども、そのときにもしっかりと、緊急時の措置というような対応はJ B I Cのガイドラインには書かれていなかったと思いますが、普通どおり審査を行ったということでしょうか。

○事務局（杉本） 今御紹介いただきましたものについては、特に何かを省略することは行っておらず、環境社会配慮も含めて通常どおりのプロセスでやっております。

○原科座長 ということであれば、緊急時の措置というのは技協に関してそういうことが行い得るといような感じでまとめた方がいいと思います。よろしいでしょうか。この論点は今のでいいですか。対象はそういうことにしまして、もう1つ、カテゴリA案件の扱い。これは実際は技協ではほとんどないですね。だから、これでいいのかな。技協を対象にするということで。

どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

申しわけありません。緊急時の措置に関して技協に限るといようにおっしゃって、確かにこの16-1-2は2つとも技協ではあるのですが、まだ決着がついていない協力準備調査に関連した提案をいろいろとNGOサイドから協力準備調査の手続的な提案をさせていただいているのです。今の段階でおおむね技協、この2点ということにしておいても結構だと思うのですが、私が提案したいのは、手続的な話がある程度明らかになった段階で緊急時の措置に含める部分について再度戻ることあり得るのかなという、そこだけ確認したかったのです。つまり、手続的な話がまだ片がついていないところがありますので、緊急時の措置というのは手続に関する一部省略化もありという話だと思いますので、そこ

ら辺は場合によっては再度組上に上がることもありかなということを御提案させていただきたいと思います。

○原科座長 今回の御意見いただきましたけれども、委員の皆さん、どうでしょうか。言い方としては、とりあえず技協というよりもむしろ資金協力につながらないものと言った方がいいのかな。その方が趣旨としては正確ですかね。この協力準備調査はいろいろなものが入ってきているから、技協と言ってしまうとちょっとまずいのかな。協力準備調査の中で資金協力につながるものがたくさんあるわけでしょう。それは別だと、そういう言い方がいいのですかね。どうでしょう。

○福田委員 恐らくこの緊急時の措置という規程は原則に対する例外を定めているものであって、そもそも今原則が固まっていないので例外について議論するのは困難だということで、ある程度原則たるガイドラインの普通のフローがまとまった段階でもう一回議論しましょうねという、そういう御提案ですよ、満田さん。

○一般参加者（満田） そうです。

○福田委員 それは私もそのとおりでと思います。

○原科座長 ほかの方はそれでいいですか。では、とりあえずそういうことにしておきましょう。原則が決まった段階でもう一回議論し直すということにいたします。

「緊急時の措置」は今のような扱いでよろしいでしょうか。ほかに何かございますか。それでは、これは一応一区切りついたということにします。

2つ目、先住民族関連。27ページ、28ページです。

○福田委員 済みません、前回の続きなので協力準備調査に関する議論を先にした方がいいかなと思ったのですけれども、いかがですか。

○原科座長 私もそんな気がしているのですけれども、御説明の方がそろわないので、ちょっとおけると聞いたものですから、もうちょっと後で。

○事務局（渡辺） 協力準備調査の担当をしている者が後から参る予定でございますので、その段階で議論をお願いできればと思っております。

○原科座長 よろしいですか。そのようなことになります。後というのはどのぐらいですか。

○事務局（渡辺） 3時半ぐらいになります。

○原科座長 では、1時間ぐらい後にしましょう。

では、次に進んでよろしいでしょうか。先住民族関連になります。27ページ、28ペ

ージです。3「先住民族」。よろしいですね。

○福田委員 「先住民族」のところの議論は前回何か中途半端な感じで始めてしまったのですが、改めてNGO側の提案の趣旨を御説明するところから始めさせていただければと思います。

○原科座長 では、そういう御希望ですので、そのようにいたしましょう。

どうぞ。

○一般参加者（木村） 市民外交センターの木村です。前回順番が回ってきていたようなのですが、海外出張中でした都合をつけられずに申しわけありませんでした。

それでは、前回少し議論も入ったようですし、あとは皆さん読んできていただいていると思いますので、本当に簡単に、特に重要と思われる……

○原科座長 しっかり御説明してください。記録に残らないといけないので。読んでいるはずだというのは頭の中だけで、みんなが聞いていないのはよくないですからね。

○一般参加者（木村） それでは、しっかり御説明させていただきたいと思います。

まず①の「依拠すべき国際条約・宣言と基本原則」のところですが、ここで一番重要なポイントは先住民族の権利に関する国連宣言、これが今年の9月、ちょうど1年前に国連において採択されまして、日本政府も賛成票を投じたということですし、これを一番初めにガイドラインに記入する際に、「国際的な宣言」というのはもともとこの宣言が近々採択されるということを想定して入れた文言ですので、一体どういった基準をここで考えているのかということをも明確化するためにも、特に宣言に関してはきちんと明記することが必要なのではないかと思ひまして、提案しました。ILO169号条約に関しても同様です。さらに、その宣言の内容、先住民族の権利に関して特に開発に関連して重要なものはその後段の部分となるのではないかとことで、これを少し書き込んではどうかなという提案です。

次に②のところ、その宣言の中でも特に開発に関して先住民族の権利として重要なものとして、「自由で事前の十分な情報を得た上での合意」という原則があります。これは現在のガイドラインにも、「十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない」と、「十分な情報」という部分、**Informed Consent** という部分はもう入っているかと思うのですが、さらにその後、これはまだその当時発展中の議論だったものでして、「自由で事前の」という部分がつけ加えられました。国家権力などによる強制力であったりとか、あるいはきちんとした情報が事前に知らされていないといったこ

とを避ける、要するにきちんとした合意をとることが必要であるということを述べた部分であります。これも宣言にこのように明記されていますが、宣言でそういった近年発展してきた考え方が反映されていますので、今回こちらも反映するべきではないかと思ひまして、御提案させていただきました。

③「先住民族への配慮に関する計画」ですが、これは恐らく提案の当初は、こういった先住民族に関する項目が入れば、計画などどういったことをやっているのかということも当然公開されるのではないかという期待のもとにあったと思うのですけれども、実際実施された時点でそういったことではないということで、むしろこちらが拍子抜けした部分ではないかと思ひます。基本的には世銀、ADBなどがやっているように、特に先住民族に関する計画というものを公表する必要があるのではないかという提案です。特にその中で、何のための計画なのかということ、もし土地権・資源権を初めとする諸権利に影響があるようなプロジェクトの場合は、それを評価し、あるいは回避、最小化、緩和し、その開発における影響を受ける以前の生活を回復する、それを考えるための計画ということです。また、協議というのが上に入ってきていますけれども、原則として明記される部分というのは上で御提案した合意の方で、協議というのはそれを達成するため、もしくはこういった計画を作成する際に、ではどういったことをやるのかというところの手段の部分であると考へましたので、協議というのはこちらの計画をつくる際にやるプロセスとして考へていただければいいのではないかと思ひております。

とりあえず私からは以上です。

○原科座長 ありがとうございます。御提案の趣旨を御説明いただきました。

現行のガイドラインの記載は、お手元の資料の27ページ、28ページにございますけれども、左側の欄になります。依拠すべき国際条約・宣言と基本原則、これを明記すべきだということでございまして、今はそういう形にはなっておりません。それから、「自由で事前の十分な情報を得た上での合意」、**Free, Prior and Informed Consent** という表現が最近使われますけれども、そのことも明記してもらいたい。それから、先住民族への配慮に関する計画を文書として公表する、そのために必要な協議はもちろんやっていたいく。そのようなことで、もうちょっとそういう具体的な内容も記載してもらいたいということでございます。

以上の御意見に対して、いかがでしょうか。私はおおむねそんなにおかしくないという感じを持ちましたけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。では、委員会としてはそ

ういうことにいたします。

何かございますか。

○事務局（杉本） インプットという言葉がいつ来るかと待っておりまして、補足をさせて頂きたいのですが宜しいでしょうか。

○原科座長 失礼しました。ではインプットをお願いします。

○事務局（杉本） 申しわけありません。J Jということで書かせていただきました件につきまして私から補足で説明させていただきます。

まず、①、②、③とありますところ一個一個ではなくて、すべてにかかってしまうような形になるかもしれませんが、御容赦ください。全体的な方向性としまして、主に①のところで御意見をいただいております、この方向性に関しては私どもも基本的には同じだということと考えております。ですので、今、私どものガイドラインの中で書いておりますことも方向性としてはそういった形で書いていると考えておりまして、あとはこれをいかに肉づけしていくかということであるとと考えております。具体的にこのガイドラインが施行された後、例えば世銀のOP 4. 16に該当するようなケースが円借款であったかと申しますと、補足調査等々でも説明させて頂いたように、真正面からといいますか、まさに先住民族の問題が大きな環境社会配慮の1つのコンポーネントとして入ってきたような事例が実はございまして、非常に限界的な事項として入っていたものが1つ2つある程度ということがございます。ですので、事例に基づいた説明やインプットというのがなかなかできず、観念的なものになってしまっているのですが、どういった肉づけをしていけるかということを考えました際に気になる点ということで述べさせていただきます。別にネガティブな反論をするという意味ではありませんので、その点御理解いただければと思います。

まず、国連宣言につきまして、方向性としては確かにここに述べてあることはもっともだと思っております。ただ、これが実際に国連総会で議決されました際に、賛成、棄権、反対とありまして、賛成国についても、それぞれ自分の国がその内容についてどういう理解をするのかというステートメントを述べた後で票を投じているというのが、書類を見ているといろいろと出ているということがございます。賛成が31、棄権が11、反対が2だったかと思っておりますけれども、棄権している国も実際にあるということで、同床異夢と言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、票を投じた国においてもいろいろな考え方を持ってこの宣言自体を解釈しているということは多分にあるのだろうと思っております。

ます。実際に国を見てみますと、例えば棄権した国の中にも今の円借款の借入国になっているようなところも若干あるようですので、方向性としてはいいと思うのですが、この宣言自体を具体的に書いていくことについていろいろな解釈があり得るかもしれない。現にそれぞれの国がそれぞれの解釈を行って投票している宣言をガイドラインに載せるというのがどうなのだろうか。このガイドラインを一たんセットしますと、それはJICAの協力を行っていく国に対してあまねく適用されていくものなので、その点がどうかなというところが気になったところではございます。そういった形で、①の中でも、JJのところでは書かせていただいています、その内容をより盛り込んでいくというところで、個別の宣言や条約に言及しないという形で何か問題が出てくるのかなと考えているところがあります。

また、合意形成及びその合意形成のプロセスとしての協議といった点になってきますが、ここでどの程度の合意を得るのかというところが②では1つ争点になってくるかなと思います。合意と言った場合に、そのコミュニティのサポートというところでの、これは世銀等々のドキュメントに書いてあるレベルですけれども、もしくは合意と言った場合、もう本当に個人個人の合意まで入ってくるような話なのかということもあるかなと思います。今のガイドライン上ではある意味世銀の書き方よりも半歩進んだような形かなと思います。 「先住民族の合意が得られるよう努めなければならない」ということで、実際にいろいろな状況が起こってくるかもしれないということを考えますと、書きぶりとしては現状のような書きぶりで書いておくということもあるのかなと考えております。

③の実際の計画、そういった配慮を行わなければならないといった場合の計画でございますが、これについては住民移転と基本的には同じような考え方で、その計画のドラフトに基づいて関係のステークホルダーと協議をしていくことはプロセスとして必要不可欠だと考えております。ドキュメントそのものをということになりますとまた議論はあるかなと思いますが、こういった内容で進めていくかということは、基本的にそういった協議の中できちんと説明を担保していくということは必要だろうと考えております。

もう一回全体として申し上げますと、方向性については、まさに御意見をいただいたものを取り込むような形で、具体的に現在の書きぶりについてこういうことを盛り込んでいった方がより相手にとって理解が深まるのだ、読み手にとってわかりやすいのだということがあれば、盛り込んでいくということで検討するのがいいかなと思っておりますけれども、具体的な宣言等々の名称をどうするかということについてはまた別な角度からの慎

重な検討も必要になるのかなと思っておりまして、実施機関のガイドラインということでは、前回このセクションが途中まで議論がなされたときに御提案させていただいたのですが、例えば、今、FAQでいろいろなグッドプラクティス等々を参照する、具体的にはそれは何ですかということ述べているようなセクションがありますので、そういったところに盛り込んでいくことも一案ではないかと考えております。

J Jとして書かせていただきました論点の補足でございます。

○原科座長 どうもありがとうございました。

中山委員、どうぞ。

○中山委員 説明ありがとうございました。ちょっと不満なのですが、1つはわかるのですが、1つは不満ですね。

まず、国連宣言があるということで、この書き方、法的拘束力を有するものでないから採用しないというのはいかがなものかなど。これは条約の考え方に沿ってですから、宣言されていることですから、拘束力があるかないかという話ではなくて、これは尊重しなければならぬと私は思います。

それから、後半については私もJ B I CとJ I C Aに同意なのですが、今、国連に200ぐらいの国があるわけですね。19カ国しか批准していないというのは重みのある話だと思います。これについては私も同感です。

こういったことで、参考にさせていただければと思います。

○原科座長 フロアの方、どうぞ。

○一般参加者（上村） 市民外交センターの上村といいます。方向性を共有していただくということは大変ありがたいなと思っているのですけれども、2点コメントします。

1つは、今おっしゃった賛成が40幾つというのは人権理事会での投票の結果でありまして、国連総会では140数カ国が賛成で、4カ国が反対、棄権が10何カ国だったと思います。その意味では圧倒的多数という形で国連総会では採択されております。

2点目ですけれども、中山委員がおっしゃられたように、実は私、先週まで人権理事会に出席してはいたのですけれども、ちょうどこの宣言の扱い方に関して議論になりました。日本も人権理事会理事国なのですけれども、宣言なので法的拘束力はなく、順調にいけば次の条約をつくらなければいけないというプロセスに入るはずなのですが、人権理事会ではこの宣言を国家と先住民族の間話し合いの準拠に使ってくださいという方向性で話の方向がしっかり定められています。なぜかといいますと、この宣言自体、前文が24段落、

条文が46条ありますから、具立的に話をするときの準拠としてはもう十分であると。ですから、せっかくこの宣言があるので、条約化する前にできるだけ具体的に話し合いの土台にしてくださいという方向性で議論はまとまっているかなという印象を強く受ける人権理事会でした。その意味では、この考え方に沿ってという言い方ですので、ここで宣言が明示されても問題がない形になると確信しております。ILOに関しては若干意見はあると思いますが、宣言に関してはきちんと明示する方が国際的な意味でもとてもよい結果になると思います。

○原科座長 ありがとうございます。

ちょっと事実認識をきちんとしましょう。国連総会で賛成は140何カ国になりますか。

○事務局（杉本） 143かと思います。先ほど私、手元のメモを見間違ひまして、申しわけありませんでした。訂正します。

○原科座長 反対は幾つですか。

○事務局（杉本） 反対は4、棄権は11。

○原科座長 それでは圧倒的多数と普通は認識しますね。

ということで、中山委員もおっしゃったように宣言はこれだけ国際的に認知されておりますから、我々の委員会のまとめとしては、これは明確に書くようにいたしましょう。その件はそれで決着します。

ILO169号条約、これはどういたしましょう。

どうぞ、フロアから。

○一般参加者（木村） 宣言に関しては今の議論の方向性でいいと思います。

ILO169号条約に関しては、169号条約は89年批准のもので、確かに宣言が採択された時点で少し時代おくれになっているという部分もあるのです。そういう意味では、宣言が明記されるのであれば、ILO169号条約に関しては、先ほど御提案にあったようにFAQに落とすという形でもいいのかなと今は考えております。

○原科座長 ありがとうございます。

委員の方、いかがでしょう。そのようなことでFAQで対応してやると。では、その件は決着します。

それから、Free, Prior and Informed Consent、これはどうしましょう。Informed Consent というのはもう既に入っておりますね。ただ、Free and Prior は。

どうぞ、フロアから。

○一般参加者（木村） 先ほど、書きぶりに関しては現状とおっしゃったと思うのですが、**Free, Prior** の部分について特に触れていらっしやらなかったの、この部分については特に問題がないのかなということを確認させていただきたいのですが。

○事務局（杉本） 失礼しました。先ほど書きぶりをということで申し上げたのは、具体的に言葉で言うと **Consent** のところでして、それ以外の **Free, Prior and Informed** の点については今の書きぶりに盛り込んでいけるのではないかと考えております。なかなか具体的な事例がこのガイドラインの適用後になかったものですから、具体的にどうということが出せなくて申しわけございませんが。

○原科座長 そうですね。「十分な情報」ともう規定しておりますのでね。**Free and Prior** はつけても全然おかしくないと思います。問題は、合意を「得なければならない」か「得るように努めなければならない」か。**Consent** ですね。そこをどうするかです。

どうぞ、清水委員。

○清水委員 今の杉本さんのお答えでちょっとわからなかったことがあったのですけれども、今でも合意ということはガイドラインに書いてあると。その上で、私たちの提案としては、「自由で事前の」という文言をつけてくださいということなのですが、杉本さんの今のお答えだと、合意というところについて何か……

○原科座長 いや、今おっしゃったのは「十分な情報」ということなので、**Free and Prior** はもちろんそうでしょうと私理解しました。そういうことですね。だけど、**Consent** に関しては、「合意を得るよう努めなければならない」というのが今の規定なのです。だから得るよう努めるのだけれども、できない場合もある。「努めなければならない」と「合意を得なければならない」というのは全く違います。そのところですよ。 **Consent** ね。そこをどうするかです。それに関しては現行でいきたいというのが今のインプットですね。それに対して皆さんはどうお考えかということです。これはかなり重要なことですね。合意を「得なければならない」か「得るよう努める」か。これは大きな違いだと私も思います。「得なければならない」はちょっときつくないですか。私はちょっときついなという感じもしますけれども。

○吉田副座長 これはだれがというあれを入れておかないといけないですよ。実施主体じゃないですか。

○事務局（杉本） はい、相手国政府等がということです。

○吉田副座長 相手国政府がということです。それは明記した方がいいですよ。

○原科座長 そうですね。そうしましょう。では、今のは明記するといたします。

今の件、いかがでしょう。「得なければならない」という表現にするか、「努めなければならない」のままにしておくか、御意見をいただきたいと思います。

○千吉良委員 一般論ですけれども、こういう先住民族の問題というのは大抵の国で政治的な問題にまで発展しているようなもの多くて、これを日本の一機関がかなりの強制力を持ってやるというのは多分難しかろうと個人的には思います。そういったことで国際機関がこういうことをやっているのであって、本来こういった働きかけというのはそういう国際社会の総意というようなシステムに乗っかってやるのがやり方としては一番うまいのかなという気もしておりますし、そういった意味では余り強い書き方は合わないかなと思います。

○原科座長 だから、この件に関しては「努めなければならない」という現行の形でよろしいということですね。

ほかに御意見ございますでしょうか。

私もそんな感じはいたします。よろしいですか。ですから、「自由で事前の、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない」、そのような表現でいかがでしょうか。よろしいようでしたら、それで参ります。よろしいですか。——では、そういたします。

では、次に参ります。今度は3番目なのかな。無償資金協力における審査のタイミングと意思決定の反映。

○清水委員 原科先生、③の先住民族の計画を。

○原科座長 済みません、飛んでしまったようですね。失礼しました。これはいいとおっしゃったと思って。これはいいとおっしゃったですよ。計画するのは当然だとおっしゃった。③の先住民族への配慮に関する計画を作成、文書化する、これは基本的にはそうだとおっしゃったですよ。

○事務局（杉本） もちろん、こういった配慮が必要であれば計画をつくって、そのプロセスの中で合意を得ていくということは必要だと思っております。ただ、公開といった場合にどこまでの公開かというのが1つはあるかなと思っております。もちろん第一のステークホルダーであります先住民族と自由な情報交換をしていく必要はあると考えておりますけれども、先ほど千吉良委員からもありましたように、こういった場合は多分に政治的な要素も含むことがあり得るだろうと考えますと、直ちにそれをすべて一般に公開してい

くということが果たして適当なのかどうか、必ずしもそういったケースに当てはまらないこともあるのではないかということ、想像の域ですけれども思いますので、情報をすべからく直ちに公開していくということを書いてしまいますとかなり対応が厳しいということもあろうかと思しますので、そこは慎重にやっていく必要があるのではないかと考えております。

○原科座長 公開するとまずいというのはどういう場合ですか。これはそのためにつくるのでしょうか。公開しなかったらつくった意味がないんじゃないですか。先住民族の皆さんのための配慮計画なのだから、先住民族の皆さんに伝えなかったら意味がないでしょう。

○事務局（杉本） 先住民族に対してはもちろんそうなのですか、それ以外の、広く一般に対しての公開については慎重になる必要もあるのでは、ということです。

○原科座長 先住民族に伝われば、皆さん、問題ないですか。それはそういう感じがしますね。ただ、何で問題が起こるのかがちょっとわからないところがあります。

フロアの方、どうぞ。

○一般参加者（木村） 今のお話ですと、具体的にどういったケースがまずいとか、先住民族以外の人にどういったところに……、済みません、ちょっとまだイメージがつかめないのですけれども、先住民族の人に公開はするけれども、それ以外の人に公開しないというのは具体的にどのようなことを考えていらっしゃるかをもう少し御説明いただけますでしょうか。

○原科座長 今の件、お願いします。私も疑問に思いました。

○事務局（杉本） こちらで考えておりましたのが、例えば何かのプロジェクトをやる際に、それが先住民族の居住区域にある一定の社会環境のインパクトを及ぼすという場合、当然、どういった影響があるのかという分析から始まり、それに対する対応、どういった復旧措置をとるかということはこの先住民族への配慮に関する計画の中では主に検討されるのだらうと思っております。特にそれがすんなりこのプロセスの中で協議され合意を得ていけるということであれば特段問題もないのだらうと思うのですけれども、具体的な例が何かこれまでであったというわけではないのですが、場合によっては、そのような対応がなされることについて、その対応の内容自体が先住民族の方々との協議を行っていく中でセンシティブな 이슈であり、いろいろとその中で調整なり対応をしていく必要があるということがあり得るかなと考えた次第です。その場合には、まず関係者の中で慎重に合意形成なり調整を図っていく必要があるかなと思ひまして、それを行っているプロセス

と並行してすべて情報を開示していくということですので、場合によってはかえって交渉なり調整のプロセスに影響があることがあるのではないかということ、こういったケースがあるかなということを手続として想像して検討していきまして、こういうことが起こる可能性があるのではないかということ懸念して述べさせていただいたということでございます。

○原科座長 今回の御説明は、私、ちょっとわかりにくいところがありまして、今のことでしたら、28ページの真ん中辺にありますけれども、NGOの、このような「計画を作成、文書化しなければならない。また、この計画の策定にあたっては、計画案が先住民族が理解可能な言語、または様式によって公開されたいうえで、先住民族との協議が行われなければならない」と書いておられます。それとほぼ同じことを今御説明になったのですね。そういうことできちんとやっていきたい。だけどそのときに問題が起こるかもしれないとおっしゃったのですけれども、こういうような状況で起こりますかね。今おっしゃったのは、ここに書いているようなことでやるとおっしゃったのですよね。

○清水委員 御説明ありがとうございます。

まず前提として、ここにも書かせていただいていますけれども、世銀、ADBでも公開しているということがあり、また新JBICの方でも今度公開することになっています。その上で、今おっしゃられた杉本さんの事例というのは、あくまでも具体的な事例はないけれどもそういうことが想定されるということで、ちょっと説得力に欠けるのかなという点が1点です。

もう1点は、先住民族の場合は、恐らく先住民族開発計画、こんな分厚いものがあっても、恐らく先住民族の方自身がそれを隅から隅まで読まれる可能性は非常に少ないと思うのです。そのときに新JICAもしくは相手国政府の中で一般に広く公開されていれば、往々にして起こっているのは、その先住民族をサポートしているNGOなり専門家の方が読み、それを先住民族の人たちと共有していくというようなこともありますので、やはり一般に公開していくことも非常に重要であろうと考えます。

○原科座長 わかりました。世銀、ADB、それから新JBICも公開ということを決めたということであれば、今杉本さんが心配されることは実際ないのではないかという感じがいたします。ほかでもやっているのだったら。

○事務局（杉本） もちろん、先ほど頭で軽く触れただけでしたが、ガイドライン上では、実際このアクションをとるのはプロジェクトをやる相手国政府等ということですので、そ

こが自主的に判断をして広く意見を求めてやっていくのが適切であるという判断のもとでやっていくのであれば、それはその国の機関がとったアクションであるということで、そこはもちろん尊重していくべきだと思っております。ただ、繰り返しになってしまうのですが、場合によっては、そういったアクションではなくて、これについてはまず関係者間で限られた協議をやって進めていくことが適当であろうというふうに、その国なり実施機関が判断して進めていくということもあろうかと思っておりますので、原則……

○原科座長 いや、それはちょっと危険なんですよ。これまでのいろいろな合意形成を私は研究してきましたけれども、余り限定的にするというのは非常に危険なので、それは注意しないとイケないと思っております。原則守らないと。

○事務局（杉本） はい。ですので原則ということでは。

○原科座長 公開にしないとイケないと思っております。部分的に非公開ということはあるかと思っております。だけど原則は公開だと思っております、そういう場合は。そうしないと信頼関係を崩してえらいことになると思っておりますよ。

○事務局（杉本） ですので、別に内容の一部なりを公開、非公開ということではなくて、シーケンス、順番としてそういったことはあり得るのではないかということでございます。

○原科座長 でも、ほかの機関がやっていること、しかも新J B I Cは民間が対象で非常に厳しい状況だと盛んに言われましたのでね。J I C Aなら大丈夫だと何度も言われましたので、やはりパブリックのJ I C Aとしてはそれは当然やらなければおかしいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

福田委員、どうぞ。

○福田委員 2点申し上げたいと思っております。

1点は、先ほどからの杉本さんのお話でよくわからないなと思ったのが、どうも御懸念は、この計画の策定途上のものを公開することに関する御懸念のように聞こえたのですが、先住民族に関する計画が策定され、その最終版の公開についてどうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

もう1点、私がこの計画が現地できちんと公開されていることが重要であるという理由が2つあります。

1つは、協議の中で説明すればいいというのはある意味そうなのですが、それは協議に参加した人にしか伝わらないということになるのですね。往々にしてあるのが、あるプロ

プロジェクトの実施主体が特定のグループをステークホルダーとして、その人たちに対して協議を行い、説明を行っていく。そのグループは知っているかもしれない。しかし、実際にプロジェクト実施主体がステークホルダーとして落としてしまった、あるいは、本当は先住民族に影響を与えるのに影響を与えないものとしてプロジェクトが進んでいく、こうした状況というのは、結局、一体このプロジェクトに関する影響は何なのか、先住民族についてこういうことをやりますというのが公開されていない限りはなかなか修正されないのだろうと思います。だから、協議の中で具体的にこうしたものを説明していくというアクションのほかに、公開してだれも見られるようになっていく、その中で例えば先住民族の問題にかかわるNGOなんか気づいて、あれ、こういうのが含まれていないじゃない、おかしいんじゃないのということを情報として提供していく、おかしいと言っていく、あるいはその先住民族の人たちに伝えていくことができるという状況を確保するというのは1つ重要なのだろうと思います。

もう1つは、新JICA側の公開の問題があるのですね。これはかなり前に議論しましたけれども、現地で公開されている環境社会配慮に関する文書はJBICが入手したら公開しようということになっています。現地で公開されるかどうかによってJBICが公開するかどうかが変わってくるのですね。先ほど既に議論した話ですが、これが現地で公開され、新JICAに提出されるということになれば、それは新JICAのウェブサイト上あるいはウェブマガに掲載され、広く世界じゅうのだけれども見れる状況になる、非常にアクセシビリティが高まるということもありますので、そういう意味でもきちんとこの文書が現地で公開されていることが重要なのだろうと思っています。

○事務局（杉本） どうもありがとうございます。

私の方で御説明させていただく中でプロセスと最終のものが少し混じっていたかのよ  
うな感じに聞こえてしまいまして、その点、大変失礼いたしました。

今、福田委員から御指摘がありましたように、最終版、結果としてどういった形、方向性でやっていくのかということについては、基本的には関係者間で広く協議されて、公開されていくということは重要なことだと思いますので、今のJBICのガイドラインでも原則公開ということになっていますが、そういった点も踏まえまして、公開の方向で検討をしたいと思います。

○原科座長 御理解いただいたようでございます。でき上ったものは当然公開するという  
ことでよろしいと思います。では、これはほかの機関とも同じように歩調を合わせましょ

う。

○事務局（杉本） ただ、少数民族の話ということでは、モニタリングのところでも出てきましたけれども、いろいろと問題を解決して、タイミングとしていろいろと微妙なものが挟まるかもしれないというところは……

○原科座長 原則公開という表現でその辺は対応できるようにしておいたらいかがでしょうか。

○事務局（杉本） そこはちょっと考えておいた方がいいのかなとは思っております。

○福田委員 済みません、杉本さんのお話が先ほどからすごいわかりにくくて困っているのですが、具体的に公開されることによってだれとだれの間交渉が阻害されるのか、あるいはどのようなステークホルダーがそれを読むことによって紛争解決を害するようなことがあるのかというのがよくわからないので、どういう事態を想定していらっしゃるのかということを具体的に教えていただきたいと思うのですけれども。

○原科座長 そうですね。私もそれはお願いしたい。私はこういう研究やってきたのですが、公開しなければしないほどまずいことが多いので、今おっしゃったのはどうも私も具体的に思い浮かばないです。公開すればするほどうまくいきますよ。これは、このJBI Cのガイドラインをつくった担当の前田さん、あの方もつい最近おっしゃっていましたよ。公開すればするほどうまくいくのだと。私の前だからそう言ったのかもしれないけれども、彼は本当にストレートにそう言っていましたよ。一緒にこのガイドラインをつくりましたからね。サハリン2でも結局そうだったとおっしゃっていましたから。

○吉田副座長 それは公開する情報の範囲が気になっていて、例えばそれが公開されたことによって個人情報の部類まで入ってしまって、家族構成から補償額から何たらかんと細かい部分まで行ってしまうと、先住民族の中でもそこまではやめてよという人もいるかもしれないと、そういう配慮なのですか。

○事務局（杉本） そういった個人情報の話は1つあるかと思っています。それは住民移転の方でも議論させていただいた事項でございますが、私が申し上げようとしているのは、時間的な軸で考えてということで、このタイミングでは公開するのが適当でないけれども、いろいろな 이슈が解決していった後、最終的には情報を公開して、その結果としてもどうだったかということも含めてやっていくという配慮がこの点については必要なと申し上げておまして、そういう意味では、計画が最終版としてセットされた後に公開されるということであれば、そういった 이슈も解決された後ということかと思っておりますので、

それであれば、よほど特殊な状況でない限り原則公開していくということです。

○原科座長 私は原則公開だと思いますね。今おっしゃるような配慮は大変大事なことなのでお気持ちはよくわかりますけれども、でも原則公開だと思います。だから、その公開は何段階か出していきますが、のべつまくなしではないですね。まとまらないと公開できないですからね。そういう意味ではまとまった段階だと思いますけれども、でも途中段階の情報がないと協議はうまくいかないですね。

よろしいでしょうか。

今の件ですか。まとめますけれども、原則公開ということでまとめたいと思います。

○清水委員 その件です。

今のお話ですと、最終版が公開されるということは杉本さんもそうだったということだったのですけれども、ドラフトについても実は提言の中で書いてあって、先ほどからの懸念は……

○原科座長 だから、私は途中段階も情報公開すべきだと今申し上げました。ただ、のべつまくなしに何でもかんでも公開というわけにはいかないのです。ドラフトというのはまとまった段階でしょう。ある程度まとまった段階で公開することは別に構わないということですよ。最終でなくても。ドラフトである程度まとめれば公開するわけです。

○事務局（杉本） 基本的には座長におっしゃっていただいたことかと思っていますが、ドラフトということで、書類のタイミングもあるかと思うのですけれども、先住民族のように政治問題化する可能性が高いといえますか、することも考慮に入れて検討する必要がある事項については、そのタイミング、タイミングでどういう状況にあるのかということを考えていく必要があるかなということでございます。

○原科座長 杉本さんがおっしゃったことは、私の理解では、例えばドラフトをまとめる段階でいろいろやり取りをしますよね。やり取りの細かいところまで全部その段階で毎回毎回公開することは実際煩雑ですし、いろいろな駆け引きみたいなこともあると思いますので、全部を全部公開といかないかもしれないでしょう。だから、ドラフトということでまとまった段階で公開して、それをもとにまた議論して次の段階に進んでいくと。環境アセスメントはそういう考え方ですよ。ドラフトを出してファイナルという考え方でね。最終の前に途中段階のものは公開するけれども、すべてというわけにはいけないのではないかと。ですから、ある程度まとまった段階ではドラフトは公開してもおかしくないとおっしゃったと思いますけれども、そういう理解でいいですよ。

いかがでしょう、そういうやり方では十分じゃないというお考えですか。

○清水委員 いや、ドラフトの公開ということで結構だと思います。

○原科座長 逆に、ドラフトじゃないと、これで決まりましたよ言われたら皆さん怒ってしまいますよね。だから、決まる前にドラフトで出してくれないと困ると思います。そのようなことで、協議プロセスにおいて必要に応じてまとまった段階で公開していくということです。だから、途中段階の公開はそういう意味でということにいたします。よろしいでしょうか。——では、そういたします。

先住民族の件はここまででよろしいでしょうか。

○福田委員 もう1点、これは新J B I Cの議論の続きというところもあるのですが、具体的に計画について先住民族の方と協議をする際に、先住民族の方が理解可能な言語、様式による説明がなされなければならないという点がありまして、実はその点について新J B I Cの方は「望ましい」という表現で最終的にまとめられたのです。私たちとしては、協議に際してきちんと説明がされる、その説明が先住民族の方が理解可能な言語、様式で行われるということについては最低限必要なことであろうと思っておりますが、この点についてJ Jの方で何かお考えがあれば教えてください。

○原科座長 今の点はいかがでしょう。

○事務局（杉本） 今御指摘の点につきましては、説明に際して配布されるドキュメントについては当然で、現状でも住民移転等々で実際にやられてはいますけれども、それを受け取った人がわかる言語なり表現でなされることは基本的なことだと思っております。計画案についても原則はそうだろうと思います。ただ、別にこの表現の言葉じりをとらえてということではないのですが、先ほども計画全体を見るのか見ないのかという話がありましたけれども、えてしてこういった計画については、ドナーのサポートがあればまずは英語でつくって、それがその国の公用語に翻訳されるという場合もあるでしょうし、その国の公用語でつくられるということもあるかと思っておりますけれども、その計画全体のボリュームがある程度少ないようなものであれば可能なのかもしれませんが、余り大きいものであった場合に、それをすべて先住民族に理解可能なものに置きかえていくというようなプロセスをとって進めていくのか、もしくは、計画があつて、ただコンサルテーションプロセスという中では、全体の方向性なり、直接影響を受ける人たちにとって外せない不可欠な点についてきちんとわかる形で説明していきなり、現実的にある程度スピード感を持って対応しようとするとういった対応も実際出てくる可能性があるのかなとは思うの

です。そういった可能性を排除し得ないということだと、そうしなければならないということになると、計画自体を含めてということになると、少し対応に難しいところが出てくる可能性もあるかなと思ってはおります。ただ、そのところは、計画自体も含めてすべて現地の人にわかるような形で、例えば3分冊になっているものがあれば、それも全部含めて現地語に訳して、少数民族なり先住民の方々がわかるような形に訳して提供するというような形になっていきます。ただ、その言語だけでこういった計画をつくるということは実際のプロセスを考えていくと余りないのかなということもちょっと考えていまして、その辺どこまで求めるかというところなのですが。

○原科座長 私はそうですかねという感じがしましてね。先住民族の方のための配慮計画だから、先住民族としっかりコミュニケーションしないといけないでしょう。その言葉を結構使っているはずなので、英語だけでつくるといった感覚と違うのです。発想が逆なのです。

○事務局（杉本） 済みません、英語のみというのはちょっと極端な話です。

○原科座長 日本語でもいいけれども、先住民族の方の言葉を交えてつくっていかないと計画ができないのではないかと思います。だからそれは全然心配しなくていいんじゃないかな。どうでしょう。

○福田委員 私たちは一応2つのことは区別して議論しているつもりです。

これはNGOの中で統一的なポジションがあるというわけではないのですが、1つは、計画のドラフトそのものは公開していただきたい。そしてこれは現地で広く使われている言語で書かれているべきだというのが1点。

それから、協議での説明に当たっては、現地の人理解できる言語と様式による書面が作成され、説明がなされていなければならないというのが2点。この2点目は、別に計画のドラフトの完全な翻訳でなければならないということまで要求することではないと私は思っています。むしろ、協議で先住民族の方が一体何が書かれているのかということについてきちんと理解できるような格好になっていることの方が協議における説明においては重要だと思いますので、私は計画そのものがすべて影響を受ける先住民族の言語にフルで翻訳されていなければならないということを申し上げているつもりはありません。

○原科座長 協議の記録に関してはよろしいですか。

○事務局（杉本） 当然、協議を行っていく際には十分なコミュニケーションが図られて、誤解のない形でそこにある2つなり複数の言語が対等な形で扱われていくということが非

常に重要なことだと思いますので、協議のプロセスの中で使用される言語について配布される資料も含めて十分な配慮がなされるということは外せないポイントだろうということでは合意いたします。

○原科座長 では、協議の記録に関しては現地語ということは問題ないし、当然そうだろうということでございます。ただ、計画に関して、福田委員はすべて現地語でなくてもいいだろうという言い方をされました。そんなことでよろしいでしょうか。

今、フロアから手が挙がりましたが。

○一般参加者（木村） 大体今の議論で私も賛成です。例えばインドの例を考えてみても、まず英語でつくる、それを全部先住民族の、例えばカシという言語に訳したとして、そもそもカシ語を読めない人もいますので、全部を先住民族の言語に訳すことが重要かどうかというのは私もケース・バイ・ケースだろうなと思っております。ただ、どういった影響を受けるのかとか、どういった対策がなされるのかといったコアの部分に関しては、やはり現地語で書かれていて、現地語でも説明がされるという、影響を受ける方たちに対していかに内容が伝わるのかというところが一番であろうと思っております。

○原科座長 では、計画内容すべてではなくて、現地の方々に直接影響があるものは必ず現地語ということで整理していただくといいたしましょう。杉本さんもそんなことなら対応できるということですね。

○事務局（杉本） はい。

○原科座長 では、そのようにいたします。

この部分に関してほかに御意見ございますでしょうか。大体整理できたと思っておりますが。

では、どうぞ、もう1つ。

○一般参加者（満田） 済みません、せっかくまとりかけているところで要らぬことを言うのかもしれないのですが。

私は、例えばある事業で先住民族の7言語ぐらい使われている、いろいろな方々のすべての言語にフルバージョンが翻訳される、確かにそういうことができない場合もあるのかなとは思っているのですが、福田委員が先ほどおっしゃったように、計画が現地の公用語及び広く使われている言語によって作成されて公開されているというのは結構重要なことだと考えているのです。ですから、ぜひ、先住民族の言語と言ってしまうと非常にリジットで融通がきかないものになってしまうかもしれないのですが、計画が書かれている言葉

として広く使われている言葉というようなことは重要な要素かなと考えているので、今のまとめ、計画のコアの部分はとかそういった書き方ではなくて、「計画案が広く使用されている言語によって書かれて公開されていなければならない」というようなことではいかがかと思います。

○原科座長 では、今の御意見は、「計画案が現地で広く使われている言語で作成され、公開されていなければいけない」ということにしたいということですね。

いかがでしょう、今のは。御意見。

どうぞ、福田委員。

○福田委員 私も賛成なのですが、基本的な考え方は現行ガイドラインのアセスに関する要件のところと同じだと思うのですね。どういうことになっているかということ、これはJ B I CのガイドラインのカテゴリAに必要な環境アセスメント報告書の規定ですが、「環境アセスメント報告書は、プロジェクトが実施される国で公用語または広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない」と、2つ分けて書かれています。基本的にはこういう考え方でいいのかなと。計画そのもの、あるいはその計画の案というのは公用語なり広く使用されている言語、それから協議に当たっての説明というのはその地域の人が理解可能な言語と様式ということになるのかなと私は考えています。

○原科座長 今の福田委員のまとめ方でよろしいでしょうか、皆さん。おおむねそうですね。アセスがそうになっているからそれに合わせましょうということですね。では、そういたしましょう。

先住民族関連はこれでよろしいでしょうか。それでは、大体こういうことで整理できたとします。

3番目に参ります。無償資金協力における審査のタイミングと意思決定の反映。これはちょっと無理なのかな。これも外務省の方が来られてからですね。

協力準備調査の担当の方は来られましたか。——では、協力準備調査に移ることにいたしましょう。

では、協力準備調査に関する議論をいたします。

その前に、何度も私申し上げてきましたけれども、このガイドラインのまとめに当たって、今、中間報告について論点の整理の作業を進めておりますけれども、基本の考え方は、この委員会では現行のガイドラインの水準を保つ、これは当たり前ですけれども、さらに

一歩進めていく。そうすると、現行のガイドラインはJICAのアクティビティすべてが対象ですから、そういう考え方をきちんと守りたいと思っております。

それでは、協力準備調査につきまして御説明いただきたいと思いますが、これは宿題があったのかな。どういう感じでしたっけ。

どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。

協力準備調査に関しましては、先ほど提出しました資料を再度配布させていただいてありますが、一部別添……

○原科座長 確認します。どれになりますか。追加配布ですね。1枚物、これですか。裏が白の、16-1-

○一般参加者（満田） 違います。A4横置きの「資料15-1-」と書いた9月10日付の「協力準備調査に関する提案」というものです。前回配布したものと全く同じでございます。それに3つ資料がくっついておりまして、別添1～3まででございます。別添1については、今回ちょっと……

○原科座長 ちょっと待ってください。資料が手元にないので。前回のものは持っている人と持っていない人がいます。前回のものを持ってきてくださいとは言っておりませんので、持っていない方もおられます。

（資料配布）

○原科座長 では、横長のものが手元に参りました。

○一般参加者（満田） 資料が3つくっついておりまして、別添1～3までです。別添1というのがフロー図になっておりまして、「新JICAの環境社会配慮手続（NGO）提言（改）」と書いておりますが、これだけが前回配布したものから微妙に修正が加わっております。もしよろしければ、どこを修正したのかということをお説明すると同時に、議論の進め方に関して少し提案させていただければと思います。

○原科座長 はい。

○一般参加者（満田） それでは、この別添1と書いた「新JICAの環境社会配慮手続（NGO）提言（改）」というものは前回からどこが変わっているかということをお説明いたします。

前回いろいろと御意見をいただいたのですが、その御意見の1つに、協力準備調査を実施した場合も環境社会配慮の関連調査を実施しない場合もあるではないか、そういう場合

はこの手続には乗りませんねという御指摘をいただきました。というわけで、そういったフローをつけ加えております。具体的には、TOR検討というところから矢印が左側に伸びている、「環境社会配慮関連調査を実施せず」という矢印をつけ加えています。

もう1ついただいた御意見、高梨委員だったと思うのですが、M/P+F/Sの場合のF/Sの手続であっても、通常のF/Sと同じようなラインに乗っていくのですねという御確認をいただきまして、それはもちろんそのとおりでございます。図の物理的な制約から書いていなかったのですが、これは「M/P+F/S型」というラインのF/S段階というところから、TOR案検討、ほかのF/Sなどの調査へ向ってさかのぼるような形でフローを伸ばしております。これは言うまでもなく概念図でございますので、この中の細かい提案に関しては、前回御説明させていただいたように、資料15-1-1の該当部分をごらんいただければと考えております。

もう1ついただいた御指摘としては、無償資金協力のフローは違うではないかという御指摘をいただいていたのですね。それについてはいろいろと私どもの中でも議論がされていらないわけではないのですが、とりあえずきょうの話も踏まえてということで、無償資金協力の特にDFR、FRの完成とか公開とか、そこら辺に関しては先送りしているようなことにしております。ですから、この図の中では特段の修正は加えておりません。

前回の議論では、そのほかにもいろいろな御指摘ですとか御意見をいただいていたのですが、いただいた御意見の中には、まさにそこそ私たちが議論したいという点もありました。例えばTOR検討の段階で何をすべきかとか、そういうことも含まれておりましたが、それについては特段の修正は加えておりません。

このフロー図の中で、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、例えば「ローリングプランの公開【1】」というような番号が振っております。これはそれぞれ対応するNGO提言の場所を示したものでございまして、この「ローリングプランの公開【1】」というのは別添3の方の「ローリングプランの公開」という該当番号を御参照いただければ、私たちが提言した趣旨が御参照いただけるようなことにしております。

○原科座長 この番号はみんな別添3の番号ですね。

○一般参加者（満田） 別添3及び資料15-1-1、両方含まれております。一応一番下の方に凡例みたいな形でくっついております。

○原科座長 下を見ればいいですね。

○一般参加者（満田） はい。

それで、議論の進め方の提案なのですが、前回は協力準備調査の主として実施段階の提案を御説明させていただきました。ただ、実は先送りになっている議論の中で、協力準備調査の実施検討段階の手続、それから協力準備調査が終了した後の情報公開のあり方についてもあわせて6月11日段階のNGO提言で提案させていただいております。これについては論点表に載っていたのですが、協力準備調査絡みということで議論が先送りされております。ですから、提案といたしましては、まずはこの6月11日段階でさせていただきました提言のうち協力準備調査絡みのもの、とりわけ協力準備調査実施検討の段階については議論させていただきたいというのが1点。

それから、議論のやり方なのですが、一気にいろいろなものを議論してしまいますと議論が拡散するおそれがありますので、幾つか大きいポジションに分けて、例えば協力準備調査の実施検討段階の議論、それから協力準備調査実施中の中での議論、それから協力準備調査実施後の情報公開などのあり方に関する議論というような固まりに分けて議論したらいかかということをお提案させていただきたいと思います。

以上です。

○原科座長 そうですね。まとめたらこんがらがってわからなくなりますから、それは分けてやらないといけないと思います。そうすると、協力準備調査の3つの段階で順番に議論していくということでよろしいですか。——では、そのようにいたします。

それでは、まず協力準備調査の実施検討段階について参りましょう。

これにつきまして、まず御意見いただいた方がいいのかな。

では、NGOの方、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

これに関しましては、別添3の2ページ目をごらんいただきたいと思います。

○原科座長 実施決定プロセスと書いてある、そこですね。

○一般参加者（満田） はい。

ここのNGO提言は5つの提言をしております。

まずカテゴリ分類です。実施決定する前にカテゴリ分類を行うという提言をしています。

2番目の提案は、TOR案を含む調査実施計画書案の作成に関するものです。内容については、繰り返しになって恐縮なのですが、ざっと御説明いたしますと、新JICAは、協力準備調査の実施決定前に調査実施計画書案（仮称）を作成し、その中には、案件名、案件概要、カテゴリ分類及びその根拠、それからTOR案も含むものとする。この計画書

案の作成に当たっては、カテゴリ A 案件については必ず、カテゴリ B 案件については必要に応じて現地に調査団を派遣する。調査団は現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果を TOR 案に反映させるというものです。

その次の「調査実施計画書案の公開」については、調査実施計画案を協力準備調査の意思決定前に少なくとも 30 日間公開するというようなものになっています。

4 番目の意思決定につきましては、新 JICA は協力準備調査の実施決定に関して、プロジェクトの環境社会面の検討を行い、意思決定に反映させるというものです。

5 番目の情報公開については、新 JICA は協力準備調査の実施決定後、調査実施計画書を公開するといったものになっています。

以上です。

○原科座長 このような実施決定プロセスに対する御提案でございますが、いかがでしょうか。このような形が好ましいということだと思いますけれども、御意見をいただきたいと思えます。

順番にいきましょう。

まずカテゴリ分類。実施決定前に 1 回目のカテゴリ分類を行う。これはいかがでしょうか。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 この段階でカテゴリ分類できるのかなというのが素朴な疑問です。要するに向こうから来た要請状、今回この協力準備調査ですと要請状が基本的にはないわけですが、ローリングプランでタスクフォースが現地政府機関と話している段階で環境社会配慮面の情報なりをいただいたぐらいで、それに基づいてローリングプランの中でプロジェクトのある程度の案をつくって、ではいよいよ協力準備調査をかけましょうかといったときに、本当に暫定の暫定で果たして意味があるのかなという気がするのですけれども、その辺の根拠は何かあるのでしょうか。

○原科座長 では、満田さん、どうぞ。御提案の方、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

念のため、これは私の個人的な提案と申しますか、NGO の連名の提案でございます。

○原科座長 失礼しました。NGO の皆さんの御提案でございました。

○一般参加者（満田） 高梨委員の御懸念の点につきましては、私どもは、協力準備調査にかけるものは、基本的に案件概要、セクター、場所というものはある程度定まっているも

のかなと考えております。カテゴリ分類をするに当たっては、基本的にはセクター、規模、場所がある程度わかっているならば、セクター要件、規模要件、そしてセンシティブエリアに与える影響などの要件がわかりますので、例えば何もない段階から事業を形成するようなJETROの案件形成調査ですとか、あるいは、開発調査にもいろいろあると思いますが、情報が少ない開発調査の前の段階よりは基本的な情報がそろっているものであるので、初めてこの調査は円借款または無償資金協力を結びつけていくために協力準備調査を実施しましょうというようなことになるのかなと考えております。

○原科座長 本体プロジェクトと密接なのでカテゴリ分類できる情報はそろっているはずだということですね。

そのように考えてよろしいですか。インプットお願いいたします。

○JBIC（中澤） JBICの中澤でございます。

今の点ですが、以前、協力準備調査についての案ということで御説明申し上げておりますけれども、準備調査の内容として大きく2つに分けられるということで、満田さんがおっしゃられていましたのは、特に2つ目の「個別案件の発掘・形成、基本事業計画の策定と協力内容の提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性の確認」、すなわち、おっしゃったとおり、例えば案件のセクターであったり、規模であったり、場所であったり、あるいは相当数の場合には想定されるスキーム、これは円借款向けなのか無償資金協力量向けなのかということがわかっているものについてはおっしゃるとおりだと思います。

一方で、高梨委員がおっしゃったのは、恐らくは協力準備調査の内容として説明させていただいた1つ目の方を念頭に置かれているのではないかと考えております。すなわち、「特定の開発目標達成を支援するための協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオの形成」というもう1つ上流段階と申しますか初期段階のものということもございまして、そういった場合には特定案件をむしろその中で協力シナリオとともにつくっていくこととなりますので、始める前の段階においてカテゴリ分類ができるのかという問題は確かにあるかと思っております。ただ一方で、おっしゃられているカテゴリ分類、あるいはそういった環境社会配慮に関するような情報についての早期の公開ということがそもそもの趣旨だと思っておりますので、それについてはもちろん検討していくということなのかと思っております。

○原科座長 2種類。だから確かにそういうものはある、ただ、協力シナリオをつくるようなものに関してはちょっと違うと。ただ、その場合は、逆に言うと最初からカテゴリA

として扱うような話ではなかったですかね。どうだったかな。

どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

私どもが想定して御提案させていただいておりますのは、個別案件につながっていくものを念頭に置いて提案させていただいております。

○原科座長 では、その点はそういうことで、むしろ2つに仕分けして、プロジェクト直結のものに対してのことで、それはよろしいということになりますね。

それから、さっき申し上げたシナリオの場合はS E Aに相当するようなものだと思いますが、S E Aの場合は普通はもう最初から、カテゴリ分類する前にまず調べてから後で考えることになりますから、スタート地点ではAという考えにある場合がS E Aは多いと思います。それは別のことです。今のところでは、プロジェクト直結のものについては今のようなことで、カテゴリ分類をまずやると。

それでは、「TOR案を含む調査実施計画書案の作成」という部分はいかがでしょう。これは十分可能だと思いますけれども、いかがでしょう。「調査実施計画書案には、案件名、案件概要（国名、場所、概要、セクター、規模など）、カテゴリ分類およびその根拠、協力準備調査のTOR案を含むものとする」。

どうぞ、千吉良委員。

○千吉良委員 1つクラリフィケーションなのですけれども、このTOR案というのと、別添1のフロー図で出てくるスコーピング案というのと、この2つがどう違うのかよくわからないので、そこを教えていただければと思います。

○原科座長 今の件を教えてください。TOR、スコーピング、結構似た概念ですね。

○福田委員 現行のJ I C Aのガイドラインと同じ書き方をしているので、むしろJ I C Aの方に説明していただいた方がいいかと思います。

○原科座長 J I C Aの書き方と同じにしたということですか。では、J I C Aの方、御説明いただいてもいいですか。

○事務局（渡辺） スコーピング案は、例えば開発調査の例をとりますと、案件が採択されて開発調査をやることになり、事前調査が行われ、案件の調査の大きな項目が決まり、その後コンサルタント選定を行いまして、コンサルタントによる本格調査が始まります。本格調査が始まりました後、環境社会配慮調査についての具体的な調査の方法、内容というのがTORの部分になります。もう1つは代替案を設定することになります。したが

まして、環境社会配慮調査のTORと代替案がスコーピングになります。

○原科座長 代替案も含めたのがスコーピングと。その違いですね。ということでもいいですか。

○事務局（渡辺） 恐らくTORの意味合いもスコーピングとは違うものと思われそうですが、

○原科座長 そこをはっきりしてください。思われますと言われても困ってしまうのですが、そういうことですか。

○事務局（渡辺） 満田さんの意図されるところがどこかわからないという意味で思われますと申しあげましたけれども、調査の実施計画書というのは、大まかに調査の実施項目を検討する段階でございます。そういう意味では、今度実際に調査が始まった後で、現地に入って現地の状況を調べた上で環境社会調査としてどういう項目を選ぶべきなのかという点は、調査の深みというか精度というか、そういうものによって違いが出てくるものと考えております。

○原科座長 だから、違うということですね。調査に入ってからスコーピングやりますからということの違いということですか。

どうぞ、満田さん。

○一般参加者（満田） 私の理解としても、スコーピングというのは、正式調査が始まった後に、より環境社会配慮の調査の内容について詰めていく段階という理解でございます。恐らくJICAのガイドラインの書き方を拝見しても、TOR、スコーピング、その使い分け、違うとおっしゃいましたが、本質的にはかなり重複する部分はあると思うのですが、要は契約前の段階でどういう調査にするのか、調査設計、調査項目を最初に調査実施計画書のときに選定いたしまして、さらにそれを詰めていくのがTORで、それをもとに契約して、その後、より詳細に現地で調査設計をしていくのがスコーピングなのかなという理解でおります。

○原科座長 普通、スコーピングはアセスメントのプロセスでの用語ですから、アセスメントの中で出てくる、入ってからやるのがスコーピングですね。TORは今おっしゃったように調査設計段階ですね。ですから、スコーピングという意味では同じような概念ですが、対象とか段階が違うということだと思います。

よろしいでしょうか。それでは、御理解いただいたということで、そういう使い分けをしておられます。

どうぞ。

○JICA（植嶋） JICA企画部の植嶋でございます。

「TOR案を含む調査実施計画書案の作成」の中段に、「カテゴリA案件については必ず、カテゴリB案件については必要に応じて、現地に調査団を派遣する」と書いてあるのですけれども、この現地に調査団を派遣するときどこから派遣するかということについては、案件あるいは対象国によっていろいろなバリエーションがあると理解しております。

○原科座長 今のようなことを考えておられるということで、いかがでしょう。これに対してNGOの方は。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

おっしゃられたように、必ずしも東京からミッションが派遣されるということは想定しておりません。ただ、カテゴリA案件については、とりわけTOR作成段階でこのような念入りの調査が行われるべきという趣旨で提案させていただいております。

○原科座長 それはよろしいですね。新JICAということで、いろいろな部署があると。

○JBIC（中澤） JBICの中澤でございます。

趣旨はわかっているつもりです。いろいろな協力準備調査の候補案件の上がってきた方があると思っております、例えば円借款なら円借款、無償なら無償で、実施中の案件の結果といたしますか、完成した案件を踏まえて、それとの関係で出てくる案件もあれば、さまざまな要請のされ方が当然あり得ると思っておりますので、ポイントは、満田さんが今まさにおっしゃいましたように、TORの策定段階までに現地での情報をしっかり、環境社会配慮についてある程度の——調査をしないと深くはなかなかわからないと思っておりますけれども、調査のTORを決めるに必要な情報については入手しているということだと承知しております。

○原科座長 ということは、現地に調査団を派遣しなくてもいい場合もあるということですか。

○JBIC（中澤） というか、派遣もTOR策定の段階でなくても、事務所の人間というのは年じゅういろいろなところを行ったり来たりしておりますので、案件管理の段階でわかっていた情報等々、タイミングは結構いろいろあり得るのかなと思います。

○原科座長 では、このことに特別触れておかなくても。

それはそのようなことでよろしいでしょうか。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

これは私の個人的な見解で、必ずしもNGO間で統一見解がとれているわけでもないのですが、ここでの提案の肝は、現地に調査団を派遣するか否かということよりも、現地に調査団を派遣するというのとはとれず提案させていただくとしても、それと同程度の現地情報、それからステークホルダーからの情報・意見の聞き取り、そういった同程度の情報を持ってTORをつくってくださいというところにあるのです。

○原科座長 次のセンテンスですね。

○一般参加者（満田） そうです。

○原科座長 調査団を派遣しないでも、今おっしゃったような内容の情報が手に入れば調査団の直接の派遣にはこだわらない。でも多くの場合は必要でしょうと。そんな感じでしょうか。

○一般参加者（満田） これは私の個人的な意見です。

もう1つは、恐らくJJさんの御懸念はタイミングにもあるかと思います。これは前回も植嶋さんから御指摘いただいたのですが、要は、実施決定前にこのようなある意味重いプロセスを踏むということは、恐らく前回御指摘いただいたのはTOR案の公開のところだったと思うのですが、そのようなプロセスを踏むことは念頭に置いていないというような御指摘だったと思います。これについては、要はタイミングと深度という2つの要素があるのかと考えております。タイミングにつきましても、私としてはTOR案をこのタイミングで公開するのは重要だと考えておまして、この段階でのTOR案の作成及び公開が、ごめんなさい、次の論点にまではみ出teてしまっておりますが、JJさんとしてこういう点が非常にネックなのだということを明らかにしていただくと、より議論がしやすいのかなと考えております。

○原科座長 タイミングを心配をしておられるのではないかという御意見ですが、この件はいかがでしょうか。

ただ、私は、この場合はもう案件を行うことを前提でスタートするようなことだから、そんな心配は要らない感じがしましたが、いかがでしょうか。

○JICA（植嶋） 協力準備調査のTOR案については、何回か前にも御説明しましたように、外部のリソースを活用して行う調査でございますので、必ず公示を行います。すなわち、コンサルタントが選定される前からTORの概要については公表されることになります。ただ、次の論点との関係では議論があるかと思っておりますけれども。

○原科座長 ちゃんと公開するということですね。余り問題ないように思いますが。

どうぞ、満田さん。

○一般参加者（満田） 次の論点にかなりはみ出てしまっているのですが、よろしいでしょうか。

○原科座長 いや、よろしくないと思います。これにけりをつけてから。

○一般参加者（満田） 論点2にけりをつけてからの方がよろしいでしょうか。

○原科座長 だから、おおむねこれでいけるような感じを受けましたけれども。

○一般参加者（満田） では、そのことに関しては次の論点で議論させていただきます。

○清水委員 2点目の論点の一番最後の文なのですけれども、「カテゴリA案については、調査団は現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果をTOR案に反映させる」、つまり現地踏査を行っただけではなくて、カテゴリAについては「ステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い」というところも含まれているのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○原科座長 それはそうですね、調査するのだから。別に問題はないように思いますけれども。

では、御回答をいただいて。

○JBIC（中澤） JBICの中澤です。

そこについては、先ほど満田さんがおっしゃったように、まさに現地調査団を派遣してこういった聞き取りを行う、要するに同程度の情報がしっかり備わって、いいTOR案ができるような準備をしておくということで理解しております。ただ、一律現地に調査団をその時点で派遣して云々ということではないということに理解しました。

○原科座長 調査団派遣にはこだわらないけれども、そういう情報があればそれは当然TORに反映するということですね。だから、派遣にこだわるかどうかです。派遣の場合が多いのだと思いますけれども、別にそれにこだわらなくてもいいと。

○清水委員 派遣にこだわるかどうかというよりは、現地ステークホルダーからの情報・意見の収集を行うということなのですから、そういう御趣旨で中澤さんは今……

○原科座長 だから、そのときに派遣しなくて、既に少し前に聞いている場合もあり得ますよね。いろいろな状況があるのではないですか。今おっしゃったのはそういうことでしょうか。別にこのことじゃなくて、定常的に現地に入っておられるから、いろいろな形で情報収集している場合があるという御説明だったと思いますけれども、そうでもないのですか。現場の高梨委員、どうですか。

○高梨委員 私どもの経験からすると、現地の事務所の方が現場のサイトへ行ってステークホルダーになりそうな人からお話を聞いている例というのは非常に限られていると思いますね。今おっしゃられたのは恐らく担当の実施機関、政府機関ですよね。それもステークホルダーの1つですけれども。

○原科座長 政府機関はあっても。

○高梨委員 それはある程度あると思いますけれども、広い意味のステークホルダーまでは、現実には皆さんお忙しいから、なかなかそこまで情報収集するのは難しいのではないかと思います。

○原科座長 そうすると、別にそれにこだわらないけれども、今おっしゃったようなことで、実際にはそういうことが余りなければ当然派遣はされるわけですよね。

○J B I C (中澤) やや程度問題の部分もあるとは思うのですけれども、正直ステークホルダーが調査の前にすべてアイデンティファイされているかという問題がやはりあると思うのです。ですので、そこは一律にステークホルダーをすべて——すべてというのも、どういうものをもってすべてと言うかというのはありますけれども、「情報・意見の聞き取りを行い」と、そうすんなりおっしゃるとおりですとは言えない部分はあるのですけれども、いい調査をやるためにできる限りの情報を前広な段階でやっていくということは1つあると思います。ただ一方で、前回私からも申し上げましたけれども、さまざまな意味での迅速化を求められている中で、TORの策定段階、それから実際に、大体の場合においてコンサルタントなり外部の専門家の方に委託・委嘱して調査を実施することになりますので、そういった方々にさらなる知見があれば、当然にそういった方々からの情報等も踏まえてやっていく、あるいはスコーピング段階がありますので、そういうさまざまなプロセスにおいてよりよくしていくということをできるだけ集約化——集約化という言い方が正しいのかわかりませんが——していきたいと思うのです。つまり、この、仮称と称していただいていますけれども、調査実施計画書案をつくった段階ですべてレディーでということとはなかなか難しいと思いますけれども、最終的に調査のアウトプットとして出す段階までにしっかりした調査をやっていく、その最低限必要なものをそれぞれの段階でやっていくということに尽きると思います。

○原科座長 では、満田さん、どうぞ。

○一般参加者 (満田) 地球・人間環境フォーラムの満田です。

高梨委員がおっしゃったように、それほど常日ごろ駐在員事務所の方々からスペシフィック

クにあちらこちらの現地情報をいつも吸い上げられるわけでもないということが一方であると思いますし、中澤さんがおっしゃったように、この段階でステークホルダーが100パーセント特定されているわけではないというのは一方であると思います。ただ一方で、ここに書いてあるのはカテゴリA案件についてなわけです。これは文言はとりたてて追加していませんが、環境社会配慮調査を行うカテゴリA案件なわけです。カテゴリA案件については、その後、EIAの作成支援またはEIA等の補完調査などを行っていくTORをつくらなくてはならないわけですね。ですから、必要に応じてというような言い方をされておりますが、この段階でここまでの情報を収集しないと、現実問題、ざくっとした、何にでも適用可能なTORはつくれると思うのですが、案件スペシフィックに、この案件はこうこうこういう情報で、こうこうだからこういう調査が必要なのだという、意味のあるTORはなかなかできないと思うのです。現段階でも、御承知のとおりSAPROFにおいてはTORミッションは通常派遣されていると私は認識しておりますし、開発調査においても事前調査ミッションが派遣されております。事前調査ミッションは契約後だと渡辺さんはおっしゃるかもしれませんが、それでも調査設計という意味ではそれだけの労力をかけていろいろな調査をしているわけですね。ですから、協力準備調査をやるに当たってこれぐらいの情報収集はやはり必要でありまして、ケース・バイ・ケースとおっしゃいますが、特にカテゴリA案件の要件としてはこのぐらいのことは書いていただけないものかと思っております。

○原科座長 そうしますと、先ほど現地に調査団を派遣することは余りこだわらないとおっしゃったけれども、カテゴリA案件はこだわると。

プロジェクト実施本体の直前ですから、その意味では、現実的に考えると、やはり派遣というのはほとんどなるような印象を受けますが、そうでもないですか。これは直前だから、本体の一部でしょう。これに関してはね。

○JICA（植嶋） これまで、開発調査とかは開発調査自体が協力でしたから、そのための事前調査というのは当然あったのですけれども、これは本体の資金協力等の協力準備調査で、その協力準備調査のための事前調査を定式化しろという話に聞こえてしまって、非常にリダンダンシーを感じて。

○原科座長 リダンダントになると。

どうでしょう、今のは。

○JBIC（中澤） 植嶋さんがおっしゃったことと全く同意見なのですけど、一方で、

済みません、何度も同じことを言っていますが、迅速化を求められている状況がありますので、SAPROFのようにもともとF/S調査が何らかの形であって、例えば道路であればもうアラインメントが決まっていたりというような状況の場合、あるいはこれまでの開発調査のように事前調査をやっている場合であれば、もちろん相当程度その段階の部分ではわかっているのだと思いますけれども、むしろその前段階でしっかりしたTORをつくることにもちろん努力、注力するとともに、仮に調査を実施している段階で必要なことがアイデンティファイされたならば、それは環境社会配慮に限らず何でもそうだと思いますけれども、そこを柔軟に対処できるような形にしていくというのも1つだと思っております。

○原科座長 協力準備調査の前にまた事前調査をやるようなことになって、かえってリダundantではないか、協力準備調査の中でしっかりやればいいのではないかというお答えですけれども、これはどう考えるとよろしいですか。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 議論の進め方なのですけれども、本来は業務フローというのがJ Jから出てくるのがしかるべきだと私は思うのですけれども、それがなかなか出てこないということではNGOの方がこういう案をつくったわけですね。ですから、これは満田さんを含めて想像であり、希望であり、こうあってほしいというものが出ているのだと思うのですね。それについてみんなで質疑応答して何かクラリフィケーションするという作業が何かリダundantなような気がして。

○原科座長 それ自体が。

○高梨委員 ええ。

○原科座長 いや、私はそう思わないですよ。

○高梨委員 業務フローをいただいて、それに対して提案したりクラリフィケーションするのはいいと思うのですけれども。というのは、これは、今、植嶋さんや中澤さんが言っておられるように、いろいろなパターンもあると思いますし、それぞれで違うところもやはりあるので、これが一番オーソドックスな形ですということでは恐らくNGOの方は考えたのだらうと思いますけれども、J Jの方で大体これが標準的なフローですというのがあれば、みんなでそれをたたくことは非常にいいわけですが、これ自体J Jの方がどう思っておられるか意見を聞きたいなと思っているのですけれども。

○原科座長 では、それをいきましょう。今の御意見で、これで議論していいのかという

ことでございます。では、J Jの方、お答えください。

○J I C A (植嶋) 高梨委員から業務フローの説明がないじゃないかというおしかりを受けて、それは重く受けとめなければいけないのですけれども、若干、これまで説明してきた業務フローのどこがどのように足りないのか、もう少し具体的に言っていたかかないと、何も説明していないようなお話なので、教えていただきたいと思います。

それから、少なくともTORづくりに関しては、3回ぐらい前のときに、現地に調査団を派遣する場合もあるし、しない場合もある、しない場合は現地の事務所が行う場合もあるし、本部から職員が出張して行く場合もある、そういうフレキシブルなやり方を協力準備調査では業務フローとしたいと御説明したので、それではどこが不十分なのでしょうか。

○高梨委員 もう単純なあれで、別添1でフローがNGOから出ているわけですが、こういうのが1つ詳細な業務フローだと思うのですね。ですから、これが、J Jの方で考えて大体そんなものかということであればこれで議論したらいいと思いますし、そこがはっきりしていないということを申し上げているのです。

○原科座長 私もそう思います。別添1で議論してきましたけれども、これは全然違うのだと言われると困ってしまいますが、大体こんな格好で考えてよろしいですか。おかしかったらおかしいと思うのですけれども、おおむねこんな格好で考えてよろしいでしょうか。

○J B I C (中澤) 8月29日だったかと思いますが、J Jから、新J I C Aの業務フローにおける各主体の役割、あるいは協力準備調査についての案ということで御説明申し上げております。私が理解しておりますのは、その中で、もうちょっと具体的に協力準備調査を、実施の検討段階、実施中、それから先生がおっしゃっていましたが、調査の終了後の公開というようなブレイクダウンをした上で、もうちょっと細かなフローについて協議したいということだと受けとめております。ですので、大きな流れについては当方からも説明させていただいたとおりで考えております。ただ、その中で、特に情報公開の関係でありますとか、あるいは今の 이슈であります実施計画書案の30日間の情報公開の話等、具体的なところについて御提案をいただいて、それを一つ一つ議論していると承知しています。ですので、もしこれ全体についてJ Jの方で対案的なものをとらなければならないということであれば、もちろん関係者といろいろ協議した上でそれをというやり方もあるのだとは思いますが、そこはむしろ委員会の方で。

○原科座長 対案というよりも、このNGOの皆さんの理解がJ Jが今準備しているもの

に大体合っているかどうかですよ。全然関係なかったら困ってしまいますよね。

満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

私どものこの提案は、今、中澤さんから御紹介がありました、第12回のときの「協力準備調査について」というフロー図と説明を踏まえて、カウンタープロポーザル的な意味合いも込めて提案させていただいているものです。私たちとしては、これに対してさらにJJさんの方で対案を出してほしいとは、今の段階では——もちろんこれからそういう局面もあるかと思うのですが、まずはこの私どもの提案について検討していただきたいと考えているのです。もちろん、私どもがしたこのフロー図の提案の中には、JBIC・JICAさんの御説明に合致しているところもありますし、今議論しておりましたTOR検討段階の提案はとりわけJJさんが示されたフロー図とは合致していない点だと思っているのです。これについてはいわゆるカウンタープロポーザルとして提案させていただいております。何が合致していないかといいますと、前回植嶋さんも御指摘されたように、JJさんとしては協力準備調査実施決定の後にTORを検討される場合もあるということだと思っております。実際問題、このペーパーを見ましても、協力準備調査の実施決定の後にTOR作成というようなことも書いてあるので、そこについてはJJさんの説明を踏まえたものではなく、こちらから提案しているものでございます。ですから、これについてはぜひ委員会で議論していただきまして、こういったプロセスの話と環境社会配慮手続というのは表裏一体といいますか一体のものだと思いますので、余り劇的な変更は望ましくないかもかもしれませんが、逆にJJさんの手続の方に反映していただけないかと、そういうことを考えております。

○原科座長 福田委員、どうぞ。

○福田委員 高梨さんがおっしゃっているのは、この私たちが勝手に書いた別添1の右側の部分ということになるのですか。

○高梨委員 そうです。

○福田委員 私の理解では、右側の部分はまさにこの委員会で議論すべき話であって、その右側の部分を書くための前提として、おおまかな業務の流れがどうなのかということをおおまかに御説明いただいたと。それに合わせる形で、環境社会配慮の手続はどうあるべきかというのはまさにこの委員会で議論すべき話であって、もちろん委員会での議論の仕方として、新JICAの御提案を先にいただくということもありましょうし、委員から

何か案を持ち寄って議論するというのもあって、それはいろいろあり得ると思うのですが、これがJ Jの理解と合っているとか違っているとか、そういうことではないと思います。

そういう意味では、ここに出てきている業務フロー、御説明いただいた業務フローに相当する部分というのは、左から2番目の箱というのですか、ローリングプラン、協力準備調査、対象方針協議という部分で、この流れは満田さんがおっしゃったように基本的には御説明いただいたものを踏まえながら、私たちとして変えてほしいと考えているところについては若干違う提案をさせていただいているということです。そういう意味では2つの提案というのはここには含まれるわけですが、いずれにしても右側の部分は、まさにこの委員会でのどのようにすべきだというふうにこの委員会のメンバーが考えるのかという検討の材料として出させていただいているものでありまして、この点について何か今の新J I C Aが考えている業務フローとの関係で合っている、間違っているということが何かあるものではないというのが私の理解です。

○高梨委員 私が業務フローと申し上げているのは、現行のJ J C Aのガイドラインでそれぞれ開発調査を含めプロセスが書いてありますよね、矢印でずっと流れとして。それが環境社会配慮業務フローという形だったので、私の理解ではこういうものが出てくるのかなと思っていたのです。そうではなくて、さっき言ったもっとざっくりとした大きな格好の枠で、本当の大ざっぱな流れだけで、これが業務フローですということであれば、私の理解が違っていた。現行ガイドラインにあるような細かなプロセスをお示しいただくのが業務フローと理解していたものですから。それはもう考えていませんということであれば、NGOのように細かい業務フローを提案するような形で議論するしかないかなと思いますけれどね。

○原科座長 福田委員、どうぞ。

○福田委員 高梨さんのおっしゃりたい業務フローというのが何なのかというのはわかりました。この別添2という形で配らせていただいている「現行J I C Aガイドラインのフロー」というのがありますが、これは、ガイドラインができて、そのガイドラインに基づきどのように業務をするかというためにつくられたフローでありまして、これができたのはガイドラインの後なのです。今は新J I C Aのガイドラインをこの場で議論しているわけですから、このフローのレベルのものがここに何か提案されるということは多分ない。まさにこの委員会の場で委員会としての考え方をまとめ、その後、新J I C Aとしての案

ができて、その段階で初めてこういうものを書くことが可能になるだろうと理解しています。

○高梨委員 私もここまで細かいものは期待していませんけれども、例えばスコーピングの話とか、TORですとか、どの段階で現地のステークホルダーとの協議だとか、要するに大きな流れの中のポイントになるような業務がある程度出るのかなという期待があったものですから。もちろんこんな細かいものは後でつくるわけですけれども、そうではなくて、大きなポイントになるような各調査のポイントというのは別途出てくるのかなという期待だったのです。それが出てこないというのであれば、それも私の理解が違ったのだということでもいいと思いますけれどね。そこだけ確認したいのです。この前御発表になったもので、業務フローはあれ以上の細かいものはありませんということであれば、それも1つの御説明だと思います。

○原科座長 ありがとうございます。

そうしますと、今の議論のようなことで、大きな流れは示していただいたと。細部の手続に関しては、環境社会配慮がかかわってくるので、この委員会で議論して、それによって具体的なものが決まってくると、そう考えてよろしいですか。

○J B I C (中澤) 細かなものというのは、この別添2ということがもし皆さん今お話をされている方の念頭にあるとすると、これはJ I C Aの中の各部間でどういった役割分担あるいはフローで実施するかということですので、これについては実際の環境社会配慮ガイドラインの適用方法等が決まった後でやっていくことになります。では実際にこちらからも示させていただきました大まかな業務の流れの中で環境社会配慮がどうあるべきかということは、ここでの議論を踏まえてJ I C Aにおいて策定し、それをこちらの詳細フローに落とししていくと、そういう理解でおります。

○原科座長 よろしいですか。だから、大きなフローは示していただいた。それで、環境社会配慮ガイドラインという観点からこのようにNGOの皆さんに書いていただいたフローがあつて、さらにブレイクダウンした具体的なものはまたJ I C Aの方でお考えいただくということですね。行ったり来たりですね。キャッチボールということで。だから、この段階ではこれに基づいて議論するということでもよろしいですか。皆さん。——では、そういうことで参ります。

そうしますと、さっきの順番、意思決定とTORの関係ですね、これはこのようなことで提案していますけれども、これに関してもう一回議論した方がいいような感じがします

けれども、いかがでしょう。

どうぞ、中川さん。

○小林委員（代理：中川） 環境省の中川です。

済みません、今ちょっと聞きそびれてしまっていたかもしれないのですけれども、そうすると当面はこの図に従って今までと同じような議論をしていくということですか。

○原科座長 そうなると思います。

○小林委員（代理：中川） それは余り効率がよくないのではないかというような気がします。というのは、私も議論を聞きそびれているところがあるのかもしれないのですけれども、例えばローリングプランをどう公開するのか、ローリングプランにはどの程度の粗さの情報が含まれているのかというようなところですか、そういうところがかなり明らかになっていないと、仮定に基づいていろいろなことを話していてもなかなか煮詰まっていけないというような感じが。

○原科座長 ローリングプランは J I C A の担当ではないので、これは外務省に対して我々が提案する格好になると思います。公開に対してですね。

○小林委員（代理：中川） わかりました。

もう1点、多分これは協力準備調査ということについての根本的なことだと思うのですけれども、こういう調査をしたい、こういうプロジェクトを要請したい、100億円のプロジェクトなのか300億円のプロジェクトなのかというようなことを途上国側が必ずしもきちんと決めていなくて、J I C A ・ J B I C と相談しながら決めていきたいというようなことで、調査を始める時点ではそういったことが明確になっていないという場合も非常に多くありますし、どういったスコープなのか、どういった内容なのかということが調査の中でだんだんに収斂して煮詰まっていくというようなことがあるので、多分これと同じようなフロー図を J I C A ・ J B I C の方がつくるのであれば、そういったようなところを出発点にして、一番費用対効果のよいフロー図をつくっていただけないかと思うので、そういったところが不明確で議論をしているのは時間の使い方としてもったいないような気がいたしました。

○原科座長 私の理解だとちょっと違うのですけれどね。それだけ不確定な段階で協力準備調査やるのですか。プロジェクト単位で。本体事業と一体化と何度もおっしゃったので、そんなに不確定で本体事業と一体化という表現を使いますか。

○ J I C A （植嶋） J I C A の植嶋です。

先ほど中澤さんから話がありましたように、協力準備調査には大きく分けて2つのステージがあります。

○原科座長 だから、プロジェクト直結の話。

○JICA（植嶋） 直結の方は、当然のことながらある程度スキームも含めてわかっているという段階で、プロジェクトの計画の概要が粗々わかっている段階で、初めて、それに対して協力準備調査を打つか打たないかという判断と、どういう調査の内容にするかということを決めていくということです。

○原科座長 という理解ですので、この件に関しては今おっしゃったようなことではないと思うのです。シナリオづくりの場合はおっしゃるようなことですね。そのようなことでこれをやった方がいいと思います。むしろそうしないと時間のむだになってしまう。ここまで具体的に提案していただいているので、これを議論していかないとだめだと思います。というようなことでよろしいですか、皆さん。

それでは、これはどうしますかね。TOR、意思決定の後に云々と、その前後関係に関するJICA側の示されたものとちょっと違うのですね。議論がいろいろありましたね。その辺もう一回きちんとしておきましょう。

○JBIC（中澤） 8月29日でしたか、その次でした、植嶋さんから一度説明させていただいていると思いますけれども、私どもで出させていただいたフロー図の中で、日本政府と新JICAとの間に「協力準備調査の実施決定」という箱がありまして、それが新JICAにおける「協力準備調査」と書かれている箱の中のTOR作成より上に入っているのです。そういう印象を持たれているのだと思うのですけれども、考え方としては、協力準備調査について新JICAの中でまさに実施計画書的なものをまとめて意思決定する段階、そのフローの中において日本政府においても協力準備調査の実施を確認をしていただくというのが実態だと思っております。協力準備調査の実施を日本政府の方で確認していただく段階においては必ずしもすべての細かなTORが決まっている必要はないと思っております。まさに政策的な判断、外交上であったり国別援助計画であったり、そういったものの判断に必要な情報があればその時点で御確認いただけますので、その時点ですべてのTORが策定されていない場合はもちろんあるとは思いますが。ただ一方で、全くTORが粗々も決まっていない段階でそういった政策的な御判断をいただけるかということ、それはそれで難しいと思いますので、あくまで新JICAがTORを策定していく過程において、政策判断ができる段階で政府に御確認いただく、そのように考えていただければいいと思

います。

○JICA（植嶋） 済みません、補足をよろしいですか。JICA企画部の植嶋です。

現在の開発調査の場合においても、要請があつてこの案件を開発調査として実施するという採択の段階では実はTORまでは細かく検討していません。粗々の案件概要、それからTOR案のようなものがあるかないかぐらいで、案件が採択された後にTORを細かく詰めていくというのが今の開発調査のプラクティスでございます。

○原科座長 そうしますと、TOR案まではつくるとのことだから、2番目のことは可能だと、大体こういう理解でよろしいということですか。2番目というのは、別添3の四角の2つ目。この手続は十分可能だと考えてよろしいですか。「TOR案を含む調査実施計画書案の作成」、このNGOの御提案は大体いけると考えてよろしいですか。

○JBIC（中澤） そのタイミングを除いてですね。ここにはタイミングのことが書いていないと思いますので。

○原科座長 タイミングはフローチャートの順番だと思うのですけれども。

○福田委員 タイミングは3点目のところに書いてありますので、そういう意味で、今、植嶋さんは2点目についてはとおっしゃったのだと思います。

○原科座長 タイミングというのは、3点目の意味ですか。「少なくとも30日間公開する」。

○JICA（植嶋） 3点目の議論はこれからですよ。

○原科座長 ええ。では、それは除いて、2までは大体いけると。

では、1に対しては大丈夫だと。そうすると、フローチャートは基本的にこの上の部分はNGOの提案でおかしくないと考えてよろしいですね。別添1の右上の部分です。このような形で。

満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

タイミングについては、別添3の2ページの2つ目のボックスですね。「TOR案を含む調査実施計画書案の作成」に「協力準備調査の実施決定前に」という文言が1行目に入っています。ということで、こちら辺は若干水かけ論的なものと化しておりますが、私たちとしては実施決定前にこれらの情報を作成してくださいという、そういう提案なのです。ただ、御説明の中に、日本政府と相談するに当たってはTORまで詰めたものはまだできていない場合もあるとおっしゃっていたのですが、前回の御説明の紙を見ますと、日本政

府に対する説明とか協議をしながら、JICAとして協力準備調査の実施を——ごめんな  
い、外務省と協議の上実施を決定と書いて……

○原科座長 済みません、ちょっとストップ。時間が4時半になってしまうので、ブレー  
クを4時にしなければいけないのを忘れていました。それから、外務省の方が来られたの  
で、申しわけないのですけれども、ここで1回ストップしてもよろしいですか。

○一般参加者（満田） はい。

○原科座長 では、4時26分かな、ちょっと休憩して、35分から再開しましょう。そ  
れで話を切りかえまして、外務省の方に御説明いただくことにいたします。大分議論が盛  
り上がってしまったので休憩とるのを忘れておりました。失礼しました。

午後4時26分 休憩

午後4時37分 再開

### 3. その他

○原科座長 それでは、皆さんお戻りのようですので、再開いたします。

議題、話題を変えまして、先ほどブレーク前に申し上げましたが、外務省より無償資金  
協力に関して御説明いただくようお願いしておきまして、きょう御担当の皆さんお越し  
いただきましたので、これから御説明いただいて質疑応答ということにしたいと思いを  
ます。

北村委員、どのように進めたらよろしいですか。

○北村委員 外務省の北村でございます。

前回の委員会の際に御質問があればいただきたいと申し上げましたところ、福田委員と  
清水委員お2人から質問をいただきました。今日のこのセッションでは、外務省の側から  
有識者委員会でのこれまでの議論をなぞるような形で外務省の考え方を御説明するという  
よりは、むしろいただいた御質問に対してお答えする、あるいはそのお答えを敷衍するよ  
うな形で御説明するというような進め方がいいのではないかなと思っております。

○原科座長 では、まずどなたにお願いしましょう。まず御質問からいきましょ

○北村委員 その前に、外務省からの出席者について簡単に自己紹介させていただき  
たいと思いを

○原科座長 そうですね。まず御紹介いただきます。それでは、順に御紹介いただきます。

○外務省（本清） 外務省の国別協力第一課長をしております本清でございます。よろしくお願いたします。

私自身の担当分野としましては、もうここに御出席の委員の皆様方に改めて御説明申し上げるまでもないのですが、これまでで言うところの開発調査の担当の課でございます。協力準備調査の関係で申し上げれば、今までは開発調査ということでかなり上流部分をやってきたということでございますので、業務フロー全体について、JICAさん、JBICさんとの取りまとめを外務省の中でさせていただいているという形になっております。よろしくお願いたします。

○原科座長 ありがとうございます。

それでは、次は上田さん。

○外務省（上田） 私は、国別第二課の首席事務官をしております上田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

全体の業務のフローに関しては国別一課とともに担当し、とりわけローリングプランの部分を切り分けてやっているという形でございます。

○外務省（松浦） 無償資金技術協力課の松浦でございます。きょうはどうぞよろしくお願いたします。

無償資金協力の関連部分で御質問等いただきます場合には、私の所掌範囲で答えられる範囲でお答えさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○外務省（金子） 外務省有償資金協力課の首席事務官を務めております金子でございます。

有償資金、円借款の関係では私の方で答えられる範囲でお答えしたいと思います。よろしくお願いたします。

○原科座長 ということでございます。

では、委員の方もやりますか。委員の方、わからないですよ、どんな人か。

○外務省（本清） 我々も記録を読ませていただいておりますので。

○原科座長 では、よろしいですね。名前は書いてありますから。

それでは、早速、御質問から参りましょうか。

福田さんがありましたね。

○福田委員 メコン・ウオッチの福田と申します。よろしくお願いたします。

事前質問をお送りさせていただいております、私が出させていただいたものについて

は委員の皆様にも送られているかと思えます。それから清水さんも出しているのですよね。それは共有されていない。

○清水委員 済みません。

○福田委員 わかりました。

幾つか分野ごとに分けて御質問させていただいた方がいいかなと思います。主にローリングプランに関するもの、それから協力準備調査に関するもの、それから無償資金協力の案件形成あるいは審査に関するものがあるかと思うのですが、ほかに何かありますか。

○清水委員 あと円借款に関するものもお願いします。

○福田委員 ということで、4つぐらい分けて、こちらからの質問について。

○原科座長 では、順番に分けてやりましょうか。

では、まずローリングプランからいきましょう。

○福田委員 ローリングプランについては、これまで既にこの委員会では議論されておりまして、委員会の初期の段階で私たちから、特にローリングプランには今後3～5年の日本国政府による協力案件の公報が掲載されるということで、これを公開すべきではないかという問題提起をさせていただいております。この委員会では委員の皆さんからも、これは公開すべきではないか、あるいは公開を前提としてこれを作成すべきではないかという意見が出ていたところですが、最終的に北村さんから、ローリングプランという文書については最終的な責任は外務省にあるということで、この場は新JICAのガイドラインを検討する場ということになりますので、直接ガイドラインの中に規定することは難しかろうということで一たん整理はされているところであります。しかし、早期段階からの環境社会配慮ということを考える上でも、あるいはODA政策の透明性ということを考える上でもこの問題は非常に重要な問題だと思っております。ここではひとまず、ローリングプランについては現状公開されていないわけですが、この理由、あるいは公開することになったとして、それに向けてどういう障害があるのかということについてお聞かせ願えればと思います。

○原科座長 では、今の件、お願いいたします。——まだありますか。

○清水委員 私の質問を事前にシェアしておらず、大変失礼いたしました。今のローリングプランの質問に関しては基本的に福田委員と同趣旨でございます。

あと、私の方から、これは非常に基本的な質問なのですが、1つさせていただきたいのは、国別援助計画との相違点を教えていただきたいということも加えてお願いいた

します。

○外務省（本清） それでは、最上流の部分を私から御説明申し上げて、ローリングプランプロパーについては国別二課首席の方から。

前にも福田さんと清水さんには外務省でお会いして御説明したことの繰り返しになるかもしれませんが、それは若干御容赦願います。

国別援助計画というのは、ODA大綱にも書かれていますとおり、政府全体と一体性と一貫性を持ってODAを効率的・効果的に実施するために、主要被援助国について作成しましょうということをございまして、これは政策文書でございまして。これについてはNGOの方もよく御存じだと思いますし、こちらに御参加の委員の方々も御存じのとおり公開しておりますし、作成段階でパブリックコメントもいただくような形で公開しているものでございまして。この策定に当たっては当然我々の方もインプットするわけですが、現地のODAタスクフォースの意見を踏まえて、被援助国側の政府の考え方とか、あとNGOの皆さんとか学識経験者の皆様、または経済界とか、いろいろな方との意見交換、私も幾つかの国別援助計画をうちの課に来てからつくりましたけれども、意見交換をさせていただいて案をつくる、そして一般の方からのパブコメもいただくという形によって政府の内部で決定したものでございまして。

この下に別途、これは外務省のホームページでインターネットで公開されておりますけれども、国際協力重点方針・地域別重点課題というものをつくります。これは、大体その年度の経済協力の方向性のようなものを規定したものでございまして、その中に一部、国別援助計画を踏まえた各国別の書きぶりをアジアについてしているものもございまして、中南米、アフリカなどの国については、どちらかという個別の国よりは地域全体に対してどういう経済協力方針で臨むかというようなものを行っているところがございまして。

その下になりますと、まさに今御質問のローリングプランということをございましてけれども、そこまで細かいところが書いていないのが国別援助計画及び国際協力重点方針・地域別重点課題と考えていただいて、ローリングプランについては、どちらかといえばもっと下の段階の、具体的な、それぞれの国についての開発課題はどういうものがあって、どういう協力シナリオがあり得るのかというものを踏まえて、どういうプロジェクトがあるのかというものまで含めて書かれているものだと、このように理解しております。

○外務省（上田） 今、本清課長から国別援助計画の御説明、それからローリングプランの説明のはしりの部分をやりましたが、もう少し詳しく御説明申し上げますと、ローリン

グプランは援助政策を公開する国別援助計画等々で明らかにするわけですが、それを踏まえて3つ、無償、有償、技協の3つの援助スキームを一体的に活用した援助を実施するという観点から、現地のODAタスクフォースですとか相手国政府、東京、それから実施機関の間で作成される業務資料という位置づけなのです。これをつくることによって相手国の開発政策と調和化を進めて、ODAの実施にかかわる関係者みんなが中期的な見通しを持って案件を形成していくという際の参考にしていく文書です。今年度新たに導入ということなので、実際の運用方法の詳細は引き続き検討中ではあるわけですが、いずれにしても、先ほど申し上げたとおり、ODAタスクフォース、外務本省、JICAのJJ本部、それから相手国の政府の間で、ある被援助国に対する支援全体を俯瞰するような業務資料ということで、随時更新が行われていくというたぐいの資料、内部検討のための業務資料なので、それぞれの案件の成熟度という観点から言ってもさまざまな案件が含まれるということです。したがって、例えば単にアイデア段階のものも含まれる予定でございます。

したがって、こうした御質問に対する直接のお答えといたしましては、こうした情報が記載されるローリングプランということなので、例えば入札にかかわる情報が含まれる場合であるとか、あるいは相手国との関係で必ずしも考え方の一致しないような案件も入っている、すなわち相手国との関係で問題が生じるようなケースも考えられるので、公開は必ずしも適切ではないと考えてございます。

○原科座長 ありがとうございます。以上ですね。

相手国との関係で問題が生じるというのは、どのようなことでしょうか。

○外務省（上田） 今検討してございますのは、ローリングプランをつくりまして、その紙は横に倒して英語版にして先方政府と内部検討用の資料として少なくとも共有をするわけですが、他方、ここにはその時点時点のアイデアが書き込まれるということなので、先方政府と全く100パーセント合意したものを共有するということではないということでございますので、例えばある案件について先方政府はぜひやりたい、当方は必ずしもそうは思っていない、他方ローリングプランには書いてあるというケースも当然生じる可能性が高いわけです。そういう観点から申し上げた次第でございます。

○原科座長 では、まだ結論が出ていないと。検討段階のものなので公開はしにくいと。

○外務省（上田） おっしゃるとおりでございます。

○原科座長 検討段階のものを公開してもらいたいのが情報公開の趣旨なのですがけれどね。

○外務省（本清） そこは相手国政府との関係もでございます。上田首席から申し上げたと

おりなのですけれども、相手国政府の要望を踏まえなくても協力準備調査というのは開始できるということになります。そういった場合、例えば我々の方でこういう案件があるというのが相手国政府との間で十分調整がとれていない場合もあるわけです。そういうものについて、改訂のタイミングとか相手に伝わるタイミングとかいろいろなものがあります。また、案件の内容によってはまさにこの委員会で御議論いただいているように、どういうものを環境配慮しなければいけないのかというのがきちんと結論が出ていればいいですけれども、そういうものもない場合もあります。そういうのを含めてまだ相手国政府との関係で公開するには十分でないというものが幾つも入っているのではないかと、このように考えている次第でございます。

○原科座長 NGOの方はそれを公開してもらいたい。どういうことで公開してもらいたいということですか。

○福田委員 公開すべきという議論については、私たちは外務省にレターも送らせていただきましたし、この委員会の場でも議論としては紹介させていただきました。

主に2点、非公開であることのデメリットと公開するべきであるというメリットがあるのですが、まず、今後日本の政府がODAの案件として投入していきたいと考えているものが非公開にされるということになれば、そこに載る、載らないということについて必ず不透明な働きかけが生じるであろうと。これが結局、うちのところの案件を載せてくれとかいうことが、あるいは日本企業さんからあるかもしれない、あるいは相手国政府さんからあるかもしれない、あるいは日本の他の省庁からもあるかもしれない。そういうものを非公開にするというのは、逆に非常に不透明な中でそこに載るものが決まっていくということになってしまい、実際に今後3～5年にどういう案件を日本政府として、あるいは外務省としてやっていこうと思っているのかということに関する外務省の考え方が決まるプロセスが非常にゆがむのではないかと考えているというのが1点であります。

なぜ公開した方がいいのかということは、早期の段階からこういうものを出すことで、1つは実際にこの事業によって影響を受ける、あるいは利益を受ける人々からのインプットが可能になるでしょうし、環境社会配慮という観点からも、このプロジェクトはさすがにやめた方がいいだろうというものについては、そういうものに載った段階でそれはインプットを受けて、ではリストから外しておきましょうかということも可能になると私たちとしては思っています。

○原科座長 今の御意見に対してどうお考えでしょう。もっともなような感じがしますけ

れども。隠すとインサイダー情報が発生してしまって、おかしいことがよく起こりますよね、世の中。これまでそういうことがいっぱいあったのでどんどん改革が進められておりますけれども、まだ依然としていっぱい、現に今も政府では進行中ですよ。

○外務省（上田） 御意見ありがとうございます。

他方で、先ほど申し上げた全体の、我々、この検討するプロセスというのは、ODAタスクフォースの中でさまざまなアイデアも含めて議論するたたき台のような段階で、環境ガイドラインにかかるような議論まで考えの及ばない未成熟な段階のようなものも含めたプロセスと考えてございまして、具体的な案件に関する個々の議論はこのローリングプランの後に行われていくのだらうと考えてございます。したがって、プロセスの透明性というのはその後のプロセスにおいてももちろん確保されるべきだらうとは考えてございますが、アイデア段階のもの、方向性について政府としても何ら決定していないような部分でございまして、公開することで、先ほど申し上げた相手国政府との関係でもそうですし、さまざまな検討段階での情報を出すことによってミスリーディングな形になってしまうのではないかと、それによって政府部内での検討にブレーキがかかってしまうおそれもあるのではないかとというようなことを考えてございます。

○原科座長 そういうネガティブなインパクトの方が大きいのではないかとということでございます。

○清水委員 御説明ありがとうございます。

まず1点質問なのですが、公開できない理由の1つとして入札にかかる情報があるとおっしゃったのですが、これが一体何を指すのかということをお教えください。つまり、私が今まで伺っているローリングプランに含まれる情報というのは、相手国の開発課題が1つ、もう1つは援助シナリオ、もう1つが候補案件ということで、この3つを聞いた限り、特に入札情報にかかわるような情報は含まれないのではないかと考えたので、質問させていただきました。

あとは、相手国政府との問題が生じるということなのですが、これについては、タイミングがどうであれ、やるとなった場合はいずれ相手国政府と相談するわけですから、何らかのタイミング、例えば半年であるとか1年であるとか、そういうタイミングを設定して公開することは可能なのではないかと考えます。いかがでしょうか。

○原科座長 今のにお願いします。

○外務省（上田） 御質問ありがとうございます。

まず1点目の入札にかかる情報というところで、やや私のお答えが不明確だったということだと思いますが、済みません、申し上げたのは、今後入札に進むということで、さまざまな準備をされる企業の方がいらっしゃったりということを想定してということですので、恐らくローリングプラン自体に今御指摘のあった入札にかかる個々の情報が載っているということにはございません。そこは御理解のとおりでございます。

他方、どんな個別の案件のアイデアが今の段階であるかということが、仮に公開するということを仮定いたしますと、そのアイデア段階で書かれたものによって援助規模なんかも相当予想できるということになりますと、これが円借款なのか無償資金協力なのか技術協力なのかというようなことも類推できるという程度の範囲での御説明を申し上げたつもりで、入札情報にかかる個別の情報がここに含まれているということではないということでございます。

○原科座長 事業に関連するような情報が出ていくという意味ですか。

○外務省（上田） ええ。

○原科座長 そうすると、そういう情報は公開した方がいいのではないですか。非公開だと、まさにインサイダー情報になると、特定の主体がその情報を得たらすごい不公正なことが起こってしまいますよ。今までそういうことがいっぱいあったので、だから情報公開なんですよ。情報公開の趣旨はそこなのです。インサイダー情報をなるべく減らすことなのです。今おっしゃったように重要な情報であればなおさら重要ですよ、公開しておかないと。そこでおかしなことが起こるでしょう。

○外務省（本清） 私の方で見ている感触を申し上げますと、例えば協力準備調査によっては、最初始まるときは、有償が出てくるのか、無償が出てくるのか、技協になるのかよくわからないものがある。実はローリングプランなんかそういうものも含めて載っているわけですが、こういうものを余り個別具体的にそういう段階で載せてしまうと、国によっては、これはぜひ無償でお願いしますみたいな話になる可能性があるわけです。私の場合、アジア・大洋州が担当ですが、今後のプロジェクトについては、やはり有償案件を念頭に案件をつくっていかねばいけないというものもあります。相手国政府との関係でなかなか難しく、日本政府としてはこれはぜひとも有償案件でお願いしたいというものもあると思うのです。余り情報公開してしまっただけで相手政府と交渉するのはなかなか難しい。ただ、協力準備調査の質問とも関連づけられると思うのですが、情報公開のあり方というのはまさに御議論させていただいた方がいいのかなと思っております。協力

準備調査は個別案件の前のもも含むので、そういうものについて公開の対象にするのは我々としてはちょっと厳しいなと思っているということでございます。

相手国政府との関係で言えば、毎年政策協議がしょっちゅうやられていればそういうことも起こらないのかもしれませんが、政策協議が年1回も開かれなような国もあるかもしれませんし、例えばプロジェクトの情報を政府の担当部局は知っていてもそれ以外の部局は知らないとか、国によってさまざまなケースがあると思いますので、その公開するタイミングについては相手国政府との関係をもう少し我々の方で考えさせていただきたいと思えます。ただ、一般的に相手国政府に通知しているからもうこれは公開していいのだという議論には必ずしもならないと私は思っています。

○原科座長 有償でお願いしたいけれども向こうが無償を期待するというのは困るとおっしゃいましたね。公開しない場合でも相手国政府とやり取りはするのでしょうか。だからどっちみち同じことが起こるのではないですか。公開したらどうしてそんなことが起こるのですか。それがよくわかりません。

○外務省（本清） いろいろな業者の方は、これは無償でお願いと働きかけるかもしれない。

○原科座長 それは政府としてしっかりした態度をとっていただければよろしいので、そのことがゆえに公開できないというのは余り強い理由にならないと思えます。

○外務省（本清） ですから、そこは個別の案件の政府の方針が決まったときに、プロジェクトの公開の仕方は別途考えさせていただきたいと申し上げたのであって、そこは絶対に何も公開しませんと言っているわけではなくて、公開するタイミングについては、まさに今ここで御議論させていただいた上で考えていきたいということでございます。我々としては、ある程度整理した上で公開させていただいた方が将来問題が起こりにくいのではないかとございます。

○原科座長 そうでしょうかね。私はそんなふうには……。これは皆さんいろいろ御意見あると思えます。

吉田委員、どうぞ。

○吉田副座長 私もこのテーマに関しては発言したのですけれども、1つは、外務省の方々は、というよりも日本の公務員の方はすごく律儀で、書いたものはしっかりと守らなくては行けないという行動規範がある。私は大変いい面だと思っているのですけれども、一方で、ローリングプランと名前があるように、ころころ変わっていくからローリングプ

ランということを前提にするならば、むしろ公開するときに最初にそれを断ればよいと思っています。非常にインフォーマティブな段階、今つくっている段階で。例えば、その中でもしカテゴリができるのなら、かなり熟度が高いものがあるし、アイデア段階でまだどうなるか全然わからないものがある。そういうのには印をつけてもいいし、最初の段階で、これは単に、少なくとも国別あるいは地域別方向という大きな流れに沿うような形で、我々が今の情報と今の時点でこのように先のことを考えています、しかしいつでも変えられますと、**subject to change** ということをはっきりとすべての人に前提として置いて、その上でなおかつ、今の時点で最大の情報を集めた限りにおいてはこういう、まさに指示的、インディカティブなプランとして置いておきますと。したがって、2年目になったら、その出ているうちの3割か4割は消えてしまっても私はいいと思っています。実は消えることに意義があるのです。その1年間公開したことによって得られる情報によってプロジェクトがスクリーニングされていくとポジティブに考えれば、みんながそれを評価するべきものだと私は思うのですけれどね。

○原科座長 私もそう思います。それこそ説明責任なのですよ。国民が理解しなかったら、これはうまくいきませんよ。今、ODA減らせ減らせと言われているのだから。まさにおっしゃるとおりですよ。

○中山委員 私は昔公務員をしていたので苦しい立場はわかるのです。ただ、1つお願いですが、現地タスクフォースというのがありますよね。それを外務省は今年から拡大して、民間の意見を聞こうという、いい話なのですが、それでなぜ問題かという、例えば国別援助計画とロングリストとでは余りにも乖離しているのですね。片方はすごく抽象的な言い方をしていて、片方はいきなり案件が出てくる。これが問題だなという気がするのです。例えばカンボジアで例の問題になっているメコン架橋がありますが、あれは非常に大事なプロジェクトなのです。あのプロジェクトそのものが大事だということではなくて、日本がアジアのああいう形で横のラインを強化するということは非常に価値あることなのです。そういうことをもう少し強調してもらいたいのです。そのためにいろいろな民間がいろいろな情報を提供しているのです。それは、受け入れてくれるけれども、はっきり言って余り援助計画とか何かに反映させていないと思います。縦のラインをもっと強化するとか、橋をかけるとか、具体的な名前は言わなくていいので、そういうことを言えばあの案件かなと関係の皆さん方ぴんとくると思うし、そのぐらいまで書くべきかなと私は思います。そうすればもう少し情報も集まってくるし、外務省さんの信頼も上がってくるのではない

かなと思っております。

今の限界については私はわかっているつもりです。

○原科座長 ほかに御意見ございますでしょうか。

松浦さん、どうぞ。

○外務省（松浦） 案件を転がしている立場から感覚的なものでお話をさせていただければ、我々が今、中でどういう作業をやっているかという、あるAという国があると、そこで動いている案件がアイデアも含めて数多くあるわけですね。その中で、こちらの希望、向こうの希望という単位のものもあるし、向こうの優先順位がどうかというレベルのものもあるし、あるいは我々が責任を持ってできるのかどうか、日本のODAとしてふさわしい案件かどうかという見極めがついているもの、ついていないもの、それから、そもそも向こうが希望しているとなっても、実際どういうものがあるかという、何とか大臣が何とかのときに話していたというもので向こうの政府内部で調整がついているかどうか不明というものが極めて多い。そうすると、我々の作業はまずそういうところから始まる。そういうものを幾つか机の上に並べた上で、それが仮に全部できるとすると額的にちょっともたないということで、ではできそうなものの中から向こうに優先順位をつけてもらってということで、ではこれをやろうかなと我々が決定したときに、もう調査あるいは公示というようなものが出ていく、その時点で公開情報となっていくという感じなのです。そうしますと、検討段階のものも公開することがよいという御意見を承ったのですが、私この長い説明で若干感覚をおわかりいただけるかと思うのですが、調査をここに打とうという決定をする前の段階のリストというものはだれも責任が持てないのです。我々、だれも責任が持てない案件を公開するということは、結論から言うと難しいというか、ないだろうと思うのです。なので、そこは当然のことながら、政策によっては、こういうアイデアがありますということを開示することを決定して、責任が持てる段階まで詰めた上で公開するということは、これは一般論の政策としてあり得ると思いますけれども、現在我々が想定しているローリングプランで実際そういう決定をしてやるのが可能かと考えると、ここで初めて向こうの政府との関係が出てくるのですけれども、日本ほど迅速ではない国を相手に向こうの政府の意思決定を無視した形で公開するというのは、少なくとも日本政府がとり得る政策ではない。これは案件の下のレベルをやっている者からの感覚的な返事でございます。

○原科座長 吉田委員、どうぞ。

○吉田副座長 二国間、バイラテラルでローリングプランを出している国と出していない国があるのですかね。私も調べたことがないのですけれども、それを見ても参考になるかなと思うのですけれどもね。

もう1点は、責任をとるところがないという言い方をしたのですけれども、何をもって責任をとるかというのはまた大きなテーマになってしまうのですけれども、そうでなくて、よくわからないのだけれども出てきてしまったプロジェクトが幾つかありますよというもの。例えばほかのマルチでは使っているようなパイプラインプロジェクトとかありますよね。まだ何だかわからないのだけれども、とにかくそういう声が挙がっているのをパイプラインプロジェクトと言って入れておく。それが次の年にはパイプラインだったものがちゃんと入ってきた、あるいは全然なくなってしまうと。恐らく外務省の方がたくさん案件の中で前に進めるか進めないかというのは、それなりにクライテリアがあるわけですよ。そのあるクライテリアというのは既に国別とか地域別とか重点課題とかというもので整理されているわけですから、それに基づいて、かつ途上国のそれまでのパフォーマンスですね、今までやってきたレビューもして、このセクターのこのエージェンシーが言っているのは大体やったけれどもだめだったよとわかっているところもある。そういう過去のさまざまな知識の蓄積があって外務省の大使館があるわけですから、大きな判断基準がそこにあるわけですよ。そういうことも踏まえて選択を日々していっていると私は信じているわけです。だから、その信頼、皆さんの力とそれに応じた現時点でのスナップショットでこれですよ。だけど余りにもまだ確信はできない。だからローリングプランと呼んで、前書きにそういうことを書いて、これは今の状況でこう判断したものであって、変わっても文句言いつこなしですよということをきちんと言っても、それを受けて読む人たちは納得できると思うのです。

○原科座長 納得できると私も思いますよ。むしろそういう感じに世の中を変えていかないと。日本がリードしてもらいたいですね。今のお考えもわからないではないですけれども、今の日本国内の行政の普通の考え方から言うと随分違いがあるように思いますね。国土交通省のP Iなんていうのは、まさに案の固まっていない段階で出すから初めて合意形成、国民の納得が得られるということで、これは結構うまくいっていますよね。それからすると随分……、それでは難しいんじゃないかな。

○吉田副座長 もう1点、とても大事なことだと思うのですけれども、新JICAになるということは、被援助国あるいはほかの援助機関から見ても、日本がどういう方向でどう

いうものを頭に置いているのかという情報を出すのは物すごい重要性が出てくると思うのですね。その中にある、ないで具体的な政策協議のきっかけになると思うのです。日本はこのように考えているのだと。もちろん国別援助計画は英語で出されていますから、それを読んで、かつ、それだけだとなかなか具体的イメージがわからないのだけれども、少なくともローリングプランで、こういう分野でこういうプロジェクト、プログラムを考えているのだなというのが相手に、例えば世銀にでもADBにでも明示的に伝わる、途上国にも伝わるということで、そこから援助機関同士でのハーモナイゼーション、これは途上国にとっても非常に助かることなのですね。同じようなアドバイスをしてくれるという、そういうポジティブな意味もあると思うのです。この点もとても大事なことだと思います。

○外務省（本清） 若干最上流的な話ですけれども、国別援助計画は確かに公開しており、もう1つ、重点方針及び地域別重点課題というのも公開していますので、そこは吉田先生がおっしゃられたようなもう少しブレークダウンした物の書き方を旨とするというのは検討の方向性としてはあり得るのかなと思うのです。一方、ローリングプランで言うと、我々行政の立場から見ると余りにも玉石混交のリストなので、それについて相手国政府との間で、これが出てきたときに相手国政府からこれは何だというようなやり取りをしなければいけないということを考えたり、逆に相手国政府からそういう開発課題と全く関係なく出てくるものもあるわけです。もう少し相手国政府との間でやり取りしていく中で個別具体的にあって、我々としては公開するぐらいのタイミングというのは図れると思うのですけれども、その検討中の部分では、今の時点では行政府としてこれを公開してパブリックコメントをもらうとか、相手国政府との関係でそこを一から議論し直すとか、そこまで対応を拡大するのは厳しいなという考え方でございます。

○原科座長 そうすると、相手国政府とのやり取りでは玉石混交のリストは見せないわけですか。

○外務省（本清） 円借款事業のようにかなり詰まっているものもあるかもしれません。

○原科座長 玉石混交だから見せないわけですか。玉しか見せない、石は見せない、そういう格好でやっているのですか。

○外務省（本清） 開発課題とかプログラムは、説明は政策協議で自分ではやっています。相手国政府との関係で、どこまでローリングプランの詳しいところを相手国政府とやっているかというのは国によってさまざまだと思います。

○原科座長 では、あくまでも日本側の内部資料で、相手との交渉のときには一部だけ見

せて、こういうのがありますよとリストの一部だけ見せてやっているわけですか。

○外務省（本清） 国によってはそうですね。

○原科座長 国によってはということは、全部見せる場合もあるのですか。相手から見れば、何か日本は隠していてちょこっと出すというのはかえって不信感を生んでしまうのではないですか。そういうやり方をしているのですか。

○外務省（本清） 開発課題に従っていわゆる協力準備調査をやる際には、調査が始まればそれは相手国政府も知ります。

○原科座長 今、ロングリストということでしょう。ローリングプラン、長いリスト。たくさん挙がったとき、その中で長いということは玉石混交だと。相手と交渉するときにはそういうリストは全然見せないでやるわけですか。今の御説明はそういう感じがしました。公開したらみんなわかってしまうからまずいとおっしゃった。

○外務省（本清） 恐らく全部は公開しない。

○原科座長 恐らく。

○外務省（本清） いや、そこは国によって、現地のODAタスクフォースで最近のプラクティスがどこまで進んでいるのかというのがわからないので。

○原科座長 そうしたら、むしろ交渉の方法として、こういうことを考えていますよと出してやった方がいいと思いますよ。

○外務省（本清） そこは政策協議でプログラムは相当していますので。

○原科座長 どうぞ、福田委員。

○福田委員 お邪魔するようで恐縮ですが、外務省の皆様、前回の北村さんのお話だと6時ぐらいまでというお話だったと思いますが、その点を確認しながら進めないと最後まで行かないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○原科座長 時間の制約がありました。済みません。時間はどのぐらいまで可能でしょうか。

○福田委員 確認していただいた方がいいと思います。

○原科座長 私が大変時間を費やして、済みませんでした。

時間はどのぐらい可能ですか。

○北村委員 全員そろってられるのは6時ぐらいになりますね。あとは個別に聞かないとわからないですけども、このメンバー全員で対応できるのは6時ちょっと過ぎぐらいまでです。

- 原科座長 もう一回はつきり。ちょっと耳が遠くなってしまったから。
- 北村委員 済みません、活舌が悪くて。このメンバー、今4人そろっていますけれども、このメンバー全員でいられるのは6時ちょっと過ぎぐらいまでです。
- 原科座長 では、今の件は、余りやっても時間をもったいないので、この辺にしましうか。
- 福田委員 スケジュールの確認ですけれども、無償課の方のプロパーの質問と、有償課の方のプロパーの質問というのは後の方に出てくるので、お二方は何時ごろまでを確認させていただいた方がいいかなと思うのですが。
- 外務省（松浦） 済みません、私、まことに恐縮ながら6時で失礼させていただかざるを得ませんので、申しわけございません。
- 原科座長 では、そちら優先でいきましょうか。早く切り上げないと。
- 原科座長 では、きょうで終わらなかった場合、どうしますか。もう一回やっていただかなければいけないかな。
- 北村委員 なかなか日程調整が難しいです。そのために今日、外務省関係者が出席するセッションを行いますということを事前にアナウンスし、対応させていただいています。ですから、そこは今日、これから残り45分ですけれども、時間配分をきちんと行って、やらせていただければと思います。
- 原科座長 余計な質問をして済みませんでした。
- では、ローリングプランに関してはもういいですか。そちらのお考えはわかりましたけれども、我々も大分問題を感じていることはわかっていただいたと思います。
- 外務省（本清） そのための意見交換だと思っていますので。
- 原科座長 では、次に行きましょう。どうぞ。
- 福田委員 ちなみに、本清課長は何時まで大丈夫なのですか。
- 外務省（本清） 私は一応6時ぐらいまでをめどにと思っていましたけれども。
- 福田委員 では、ちょっと駆け足でいきたいと思います。
- 原科座長 きょうできない場合は、また29日がありますから、どなたかにまた来ていただくをお願いしないとまずいんじゃないかな。これは外務省にとっても大事なことでしょう。
- 外務省（本清） はい。
- 原科座長 我々だって何度もお待ちしたので、少しはそういうことも考えていただきた

いですね。

○北村委員 あえて申し上げますけれども、もともと有識者委員会は事務局である J J が開催するもので、外務省自身がここに出ることは想定していなかったものですので……

○原科座長 インプットをお願いしたい。

○北村委員 だから、我々も後ろに隠れているような状況は決して好ましいことではないと思いましたのでこういう機会をアレンジさせていただいたのですけれども、逆に言うと、今後 2 回 3 回とこういう形で外務省が出席するセッションを五月雨でアレンジしてほしいと言われても、人数をそろえたり等、なかなかそこは容易ではない……

○原科座長 五月雨じゃないんですよ。きょう終わらなかった部分をどうやってカバーするかですよ。

○北村委員 それを来週やりましようと言われてもなかなか難しいので、そこはまた別途日程調整が必要になってきますということを申し上げているので……

○原科座長 もう少し御協力いただきたいのですね、私たちとしても。我々は本当にボランティアベースでやっていますからね。皆さんは公務でやっておられるでしょう。インプットをお願いしているのですよ。

○北村委員 それで 1 点申し上げているのは、今日言って、来週来てくださいということでは難しいということだけです。

○原科座長 別の形でもいいです。だけど、我々としても情報をいただかなければ困りますからね。それはよろしいですね。

○北村委員 はい。

○原科座長 では、どうぞ。

○福田委員 ちょっと駆け足でいきたいと思います。

協力準備調査については、私からは 3 点ほど質問させていただきます。

まず 1 点ですが、協力準備調査の実施決定を J I C A がする前に J I C A と外務省の間で協議が行われるというふうに新 J I C A の側から御説明をいただいています。この協議においてはどのような資料が用意され、協議が行われるのか、あるいは外務省としてはその協議においてどういった点に注目して発言をなさるのかということについてお伺いしたいと思います。それから、この外務省との協議より前に新 J I C A がこの案件について協力準備調査を打とうと思っているということを外部に対して情報公開することに何か障害はあるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。これが 1 点目です。

2点目ですが、協力準備調査が最後の方まで来ると、最終的に案件の審査に入る前に新JICAと外務省との間で対処方針協議というものが行われるというふうに、これも新JICAから御説明をいただいています。この対処方針協議について一体どのような資料が用意され、具体的に何を見ていくのか、あるいは外務省としてどこに重点を置いてこの対処方針協議で検討をなさるのかということについて教えていただきたいと思います。恐らくこれは3スキームでまた違ってくると思いますので、それぞれ有償の場合、無償の場合、技協の場合どうなってくるのかということをお教えいただければと思います。

最後は、協力準備調査の報告書について、これは公開すべきという話をずっとこの委員会でさせていただいていますが、この点について何か外務省さんの方でお考えがあれば教えていただきたいと思います。

協力準備調査に関する私からの質問は以上です。

○清水委員 私からも質問させていただいたのですけれども、重複しておりますので今ので結構です。

○原科座長 それでは、お願いいたします。

○外務省（本清） ここは先ほど申し上げたことと若干重複しますが、そこは御容赦いただきながらということでお願いいたします。

協力準備調査を開始するか否かというのは、外務省の立場、特に国別一課とか二課の立場から申し上げますと、我が国の外交政策というのがあって、それぞれの国別援助計画とか先ほど申し上げた国際協力重点方針・地域別重点課題に従って相手国の開発課題とか調査を行うことの妥当性を総合的観点から判断することになります。調査を開始するときには、協力予定の案件の位置づけ、内容を示すローリングプランも使用しながら、資料も見て妥当性を確認する。要するに、これがどういう開発課題のもとで位置づけられるシナリオで、大切な準備調査なのかというのをJICAさんからプレゼンテーションいただいて、それを我々が外交政策的な観点から今までつくってきた積み重ねを踏まえて判断するという形になると思います。

情報公開の方法については、先ほどもローリングプランについてかなりやり取りをやらせていただきました。まさにこの場で御議論いただいているということでございます。私が申し上げたいのは、余り玉石混交の段階でというよりは、ある程度協力準備調査によるアウトプットのスキームが確定するとか、そういった段階で適切な環境社会配慮の手続をとることが、いろいろな方のリソースを考えると最も適当なタイミングなのではないかと

思っている次第でございます。

個別案件の対処方針の協議でどういう資料を使うかについては、今まさにいろいろ J I C A さん、J B I C さんと議論させていただいている段階です。一般的に申し上げれば、形成されつつある案件の内容とか概算事業費等を確認するというところでございます。政府レベルにおいて追加情報、協議が必要な場合も出てくるかもしれません。そういうときは、J I C A さんが送るミッションもあるでしょうけれども、政府のミッションを派遣しなければいけないという場合も出てくると思います。

それぞれの担当は、協力準備調査自身を始めるときは国別一課とか二課が基本的には窓口になるかと思えますけれども、出口のスキームが見えているという段階になれば、担当は原則としてスキーム課の方でやって、それに国別一課とか二課も参加するという形で意思決定がなされていくのではないかと考えております。

公開のタイミングについては、先ほどローリングプランのところでも主にやらせていただきましたけれども、私自身はアウトプットのスキームが見えてきた段階が一番、ある意味で政府としてもきちんと対応できるのではないのかなと考えているということを重ねて申し上げて、簡単ではございますけれども御説明にかえさせていただきます。

○原科座長 今の御回答でよろしいでしょうか。

○福田委員 全然よろしくないのですが。

アウトプットのスキームが見えてきた段階というのは、具体的にどういうことを想定していらっしゃるのでしょうか。

○外務省（本清） 具体的にといいますと、例えば協力準備調査をやって、先ほど申し上げましたけれども、この3スキームのうちどこに落ちどころがあるのかわからない段階ではなくて、これは無償資金協力のプロジェクトになりそうですとか、有償資金協力のプロジェクトになりそうですとか、技術協力のプロジェクトに形成できそうですとか、そういう段階を想定しております。

○福田委員 私の個人的な意見を申し上げさせていただければ、それは非常に遅い段階であると思います。

1つは、環境社会配慮ということを考える上では、特段その後に来る日本政府からの資金提供のスキームがとても重要かという、そんなことはないわけです。プロジェクトはプロジェクトであります。道路だったら、道路をつくるのに必要な環境社会配慮というのは、それは道路であるからして生じるのであって、その道路が無償でファイナンスされる

か有償でファイナンスされるかというのはそれほど重要ではないという中で、そこが見えないと日本政府としてこの調査をやっていますということが出せないというのは、少なくとも環境社会配慮の議論はそれでは成り立たないと思います。

何か先ほどから情報公開をなぜするのかということについて物すごいギャップがあるように思うのです。私たちからこの事業をやるのですかと言われ、それに対して外務省としてきちんと批判に耐えられるものを出してくださいということを申し上げたいわけではなくて、早い段階から情報を公開することで、より豊かな情報に基づく意思決定あるいは案件形成が可能になるでしょうという趣旨で早い段階に情報公開をしていただきたいと私たちは申し上げているのであって、きちんとこういうものが固まりました、日本政府としてきちんと説明できますというところまで待つというのであれば、情報公開をする意味、意義そのものが失われてしまうのではないかと思います。

○原科座長 時間がたってしまうから余りしゃべらない方がいいのですけれども、全くそうなんです。私は環境アセスの研究やっていますので、外務省の皆さんの感覚が随分違うなという感じを持ちました。それは公共の団体としてそういうようなことでは困るなと思います。私は国際学会の会長をやっています。30年で初めて日本人で。国際学会の会長をやって世界を見ていますからわかりますけれども、ちょっとそのようなお考えでは世の中のアセスメントの世界じゅうの流れには全く合わないと思います。今はそのようなことではなくて、もっと前の案件形成段階、戦略的な意思決定段階で情報公開するアセスメントの新しい流れなんです。だから、そういう状況のもとで今のようなことを言われると何もできないですよ、アセスメント。

○外務省（本清） 戦略的な部分は先ほど申し上げたとおりです。

○原科座長 いや、戦略的から具体のプロジェクト全部連続的だから、途中は見せないというような話はないのです。順番に来るわけですからね。

○外務省（本清） 私が申し上げたいのは、その部分に誤解がないということであれば、協力準備調査も最初から出口が見えているものはあり得るのです。そういうものはもう個別具体的なものとして処理すればいいと思うのです。そういうものまで最初から公開すべきではないということを申し上げているのではなく、これは何のスキームになるかわかりませんというものについては、それは出口が見えてきた段階というものはあり得ると思いますけれども、最初から出口が見えているようなものであれば、協力準備調査といっても幅があるわけですから、そこは考え方はあり得ると思っています。

○福田委員 日本政府による支援のスキームと情報公開のタイミングを結びつける理由がわからないのです。なぜその事業が有償か無償かがわかっていないと情報公開できないのかというのが、先ほどから御説明を聞いてもなかなか理解できないのですけれども。

○原科座長 今の件、お願いします。

○外務省（本清） それは相手国政府がどういう形で言ってくるかまだよくわからないというところがあります。

○原科座長 それは答えになってないですよ。つまり環境社会配慮という議論をしていますのでね。

○外務省（本清） そこが無償資金有償協力であれば、ある程度プロジェクトをやるという意味においてそういうお考えはわかるのですけれども、技術協力を同じレベルで議論されるとちょっと厳しいかなという印象を持っています。

○原科座長 どういうことでしょうかね。

○外務省（本清） 必ずしも技術協力で環境社会配慮をそんなにしなければいけないものですか。

○原科座長 いろいろなものがありますからね、まとめて言ってしまえば……。私たちの議論しているのは、プロジェクトの上位の意思決定段階ですね。プロジェクトをつくる段階でサイクルがありますね。プロジェクトサイクルと言われますけれども。これは御存じのとおり世銀のプロジェクトサイクルでは本当に上流から順番に情報公開して、しかも **documented**、ちゃんと文書をつくって公開しながら環境配慮を進めていくというのが、これはもう標準形ですね。その考え方が世界に広がっているので、**Strategic Environmental Assessment** でもう世界じゅうやっているわけですよ。日本国政府も去年そのガイドラインを導入しました。そういう考え方で **JICA** も既に **SEA** をやっていまして、そういう枠組みで言うと、上流段階の情報公開は難しいと言われてしまうということができなくなってしまうのですよ。そうしたら、環境社会配慮、世界はそういう方法でやっているのに何で日本だけやらないのかということになってしまいます。だから、それができないとおっしゃられると困ってしまいます。

○外務省（本清） いや、私はできないということを申し上げているのではなくて、玉石混交の段階で情報公開は難しいと申し上げている。

○原科座長 いや、玉石混交じゃないんですよ。

○外務省（本清） ローリングプランの議論をされているのか、それとも最上流の話です

か。

○原科座長 今回の議題は協力準備調査です。協力準備調査をつくるときに、まずはプロジェクトサイクルなんですよ。実際の事業段階の前でその枠組みを決めますね。上位の意思決定。それを **strategic decision making** と言っているのですよ。そういう上流の段階、まさにこれは協力準備調査をやる段階ですね。協力準備調査段階の情報が公開されなかったらアセスのしようがないと言っているのです。環境社会配慮の手が打てないのです。だから、これは情報公開がない限り不可能ですから。ということは、もう環境社会配慮しなくていいという話になって、困ってしまうでしょう。そんなことはないですよ。

○北村委員 議論がすれ違っているのは、多分、外務省がやることと J I C A がやることの間で認識の統一がなされていないからだと思うのですが……

○原科座長 外務省はもっと上流の、本当に政策ですから……

○北村委員 協力準備調査における情報公開、環境社会配慮というのは、まさにこの有識者委員会でこれまで議論してきたように、新 J I C A についてどういうガイドラインをつくるのかということです。例えば案件が動き出すときに T O R をどうするという話も先ほど議論したところですが、そこについての情報公開をしないと言っているわけではないのです。ただ、そうした J I C A が行う情報公開と同時並行で外務省として何をやるのかということになってくると、そこについて示せるものは多分ないのではないのでしょうかということです。議論が対象としている次元が違うということだと思うのですが。

○原科座長 そうということですね。そういうことでいいですか。だから、私は政策段階の話をしているのではなくて、まさにプロジェクトに直結する上位の段階を言っているのです。そういう点では同じ方向の議論かもしれません。

清水さん、どうぞ。

○清水委員 私も先ほどの福田さんのわからないと言った点と同じ点がわからなくて、スキームが確定しないと公開できない理由とか背景がまずわからなかったというのが1つです。

もう1つは、私の記憶が正しければ、今まで J J の事務局から教えていただいた、有償、無償、技協はどこで決まるのかというタイミングは、この対処方針で決まるという説明を受けたと思います。そうであれば、今の本清さんのお話ですと、この対処方針の協議のところまで行かないと情報公開できないのかということになってしまいます。きょうの別添1の資料で対処方針のところまで行かないと公開できないというのが本清さんの、もしくは

は外務省の意見だとすれば、私たちとして今ここで話しているのはもっとその前の前の前の段階での情報公開であって、例えば協力準備調査、その支援はいろいろな種類があると思いますけれども、その各段階で現地で情報公開を行い、こういうプロジェクトをやるのですとあって情報公開を住民に対して行い、それに基づき協議を行うというようなことをここで話し合っているわけですし、対処方針協議のところまで行かないと情報公開できないというのは環境社会配慮面からしても非常に大きな矛盾を抱えると思いますし、その点についてはぜひ考え直していただきたいと思います。

○JICA（植嶋） 清水さん、今、対処方針協議のところまでスキームが決まると我々が説明したとおっしゃいましたけれども、そんなことは言っていない。先ほどもお話ししたように、協力準備調査には、シナリオづくりの段階のものと、個別案件を念頭に置いて行うものと大きく2つあって、後者については始める段階においてスキームが大体決まっているというお話を差し上げたと思います。

○原科座長 だから、多分そういう意味では同じなのです。

○外務省（本清） そこは私は前に意見交換を清水さんと福田さんにさせていただいたときに言われたとおり、そこは何か考えないといけないのですかね、個人的な見解ですけれども申し上げたつもりなので、そこについては誤解は全くないと思っていたのです。要するに、今、植嶋次長がおっしゃられた前者のものまでそれに含まれると、それはもう少し出口が見えてきた段階で考えるということではないですか。

○原科座長 おっしゃるのは当然だと思います。

○外務省（本清） 最初からというわけではないですけれども、個別のスキームというのはある程度想定されているので、それは確立していると解釈できるのであれば、その段階からちゃんとやるという議論もあると思います。

○原科座長 スキーム云々はまた議論したら時間食ってしまうから。いずれにしても、協力準備調査の個別案件形成に関しては当然その早い段階で情報公開しないと環境社会できませんよね。その辺は御理解いただいていますね。

○外務省（本清） そこは、NGOの方からそういう御意見があるのは承知しています。

○原科座長 現実に今そうやっていますから。

○外務省（本清） 伺って、それはうちの役所内でも、そういう御議論がありましたというのを紹介させていただいているし、JICAさんとJBICさんともそういう話がありましたというのは情報をシェアさせていただいています。

○原科座長 それは御理解いただいていると考えていいですね。

協力シナリオ形成に関しては、これはそういかないかもしれないと。

ただ、さっき申し上げた S E A というのは、まさに協力シナリオ形成をやるのが S E A なのです。世界はそこまで行っているのに、我が外務省もそのようにしていただかないと日本としては恥ずかしいことになってしまうので、ぜひこれは御理解いただきたいと思えます。

ただ、この時間では時間が十分ありませんので余り詳しく議論できませんので、次へ行ってよろしいですか。何か御意見あるようでしたら。

○福田委員 いえ、次に行っていたら。

○原科座長 では、次の御質問。今度は無償の話でしたかね。

○福田委員 無償資金協力についての質問に入らせていただきます。

その前に一言だけ申し上げたいのですが、無償課の方とはこの件について8月14日にファクシミリで会合のお願いをしたのですが、一切返事をいただけないということについて非常に遺憾に思っているということをお場を使って言わせてください。申しわけありません、ほかの委員の方。

○外務省（松浦） 聞こえなかったのですけれども、もう一度お願いします。

○福田委員 8月14日にファクシミリで、この件についてお話しさせていただくために会合のお願いをお送りしたのですが、一切返事をいただいております。

○外務省（松浦） 一切返事がなかったということでしょうか。

○福田委員 いや、私は何も聞いていないのですけれども。

○外務省（松浦） 事務局を通じてか、北村委員を通じてか。

○福田委員 申しわけありません。これは外務省との会合です。北村委員を通じての質問というのはまた別件だと思います。

○外務省（松浦） なるほど。8月14日にファックスを送っていただいている。

○福田委員 はい。済みません、その話はまた別途の話なので。

○外務省（松浦） では、確認いたします。

○福田委員 今御紹介のあった北村委員あてということで出させていただいた質問状のフォローアップというのが2点あります。

1点は、これは前々からずっとこの場でも議論させていただいている話ですが、現行の無償資金協力のスキームにおいては基本設計調査というものがあり、現行の J I C A のガ

イドラインはこの基本設計調査の前に環境社会配慮が適切に行われていることを確認するという建てつけになっています。これは前回のJICAの環境社会配慮ガイドラインを作成するための改訂委員会の場で、当時の無償課長でいらっしゃった山田課長が、無償資金協力については、基本設計調査に入ってしまうと、理論的には引き返せないわけではないが、実際には実施が確保されると関係者は理解しているという発言があったので、このような制度の建てつけになっているというところがあります。この点について、今後新JICAになったときにどうなるのかということが質問であります。私がJICAの皆さんから伺っている範囲では、現在基本設計調査として行われている内容については協力準備調査として行われる、そして協力準備調査の中では案件の妥当性確認と設計・積算の部分が含まれ、その間に、基本的には妥当性確認の部分が終わったところで一たん外務省との対処方針協議が行われた上で設計・積算の作業に入ると伺っております。このタイミングというのが、この前新JICAの委員会で議論されたように、そこを過ぎてしまうとやはり引き返すことは難しいということになるのか、あるいは、設計・積算の作業に入り、協力準備調査が終わったとしても、その後にはきちんと新JICAによる審査があり、だめなものだめ、できないものはできないという判断がなされることになるのかどうかという部分について確認させてください。この点は、実はどちらがいいとか悪いとかいう話ではなくて、その考え方に応じてガイドラインをつくっていくという話になるということだと理解しています。

○原科座長 その点についてお願いします。——もう1つですか。

○福田委員 実は質問はたくさんあるのですけれども、申しわけありません。

○外務省（松浦） 頭が悪いので、質問1つに答え1つでいった方がよろしいかと思うのですけれども。

○原科座長 では、今の件、お願いします。

○外務省（松浦） お答え申し上げます。

基本設計調査なるものを行った後でも、環境社会配慮等の観点から案件を進めるにふさわしくないと判断された場合には、我々は案件を中止いたします。この点については従前より考え方は変わっておりません。ただ、前々無償課長山田が申し上げたのも事実ではございます。つまり、実態上、基本設計調査に進む前の段階で我々は予備調査あるいは予備調査以前の段階で累次にわたる確認をしながら進めてきておりますので、その確認の過程において問題が生じていなかった、あるいは問題が解決したにもかかわらず、基本設計調

査を行った後に急に環境社会配慮の観点から案件を進めるにふさわしくないという判断に至るような新しい事象が起こるといふ確率は極めて低い、これまでの我々の経験からしてもほとんどないと言っても過言でないということにかんがみますと、実態上このような調査を進めた後にもう一度そこで中止になるということはほとんどないのですが、ただ、我々は、案件を進めていく中では常に環境社会配慮の観点からふさわしいかどうかということ念頭に置きながらやっているし、それは最後の最後、閣議決定まで我々の念頭あるいは政策判断から抜け落ちることではございません。

○原科座長 今の御回答は大体よろしいですか。理解されましたか。

○福田委員 その案件形成のプロセスの中で一つ一つ環境社会配慮上の問題があるのかどうか、あればそれについてどのような対処がされていくのかということを確認し、あるいは相手国政府に対処を求めていくというプロセスがあるというのは当然のことでありまして、それ自体はほかのスキームと特段変わることはないと思うのです。例えば有償でも同じことが言えると思いますし、技術協力は考えにくいですが、同じことだと思うのですね。

それとは別に、例えば有償、現在の J B I C のガイドラインを見ていただければわかると思うのですが、あくまで環境レビューという J B I C によるアクションはそこに規定され、基本的にはそこまで、多くの場合はつぶれているということはあると思うのですが、環境社会配慮についてオーケーかどうかを見る審査というプロセスが現在の J B I C のガイドラインには規定されており、それが意思決定に反映させるのだという 1 つの非常にはっきりとしたゲートが現在の有償資金協力の環境社会配慮審査のやり方については設けられているということがあります。私は、案件の準備をしていく中で、さまざまな段階で環境社会配慮についてチェックしていくというのはそれはそうだと思うのですが、それとは別に、この段階で審査をやるんですよ、最終的に問題があればここより先には行かせないんですよというポイントはきちんと設けるべきだと思います。それは、そういうポイントがなければ、きちんと対処しますから次の段階に進みましょうということが許され、ずるずると案件自体が進んでしまう、そういう意味において、環境社会配慮がある無償資金協力の案件についてきちんとされたかどうかということについて、新しい J I C A のもと、設計・積算の作業に入ったとしても、その後の新 J I C A の環境レビューにおいてそのような判断が新 J I C A として可能であるという理解でよろしければ、そういうことで確認させていただきたいと思います。

○外務省（松浦） 多分、福田委員の御提案というのは、私が先ほど御説明申し上げた外務省——及びJICAも共有していると思いますが——の決意と軌を一にしているものと思いますので、温かく受け取らせていただきます。ありがとうございます。

○原科座長 システムとしてとめられるかどうかの仕組みが必要だとおっしゃった。

○外務省（松浦） 福田委員の御提案はもしかこういふことでございましょうか。つまり、基本設計調査を行った後の段階でもう一度環境社会配慮審査というものをシステム的に行うべきであるという御提案でございますか。そういう御提案についてどのように考えるかということは、我々、中でまだ議論したことはございませんので、確とお答えすることはできませんが、三度手間になるのではないかというのが私の今の直感的な返事でございます。というのは、その前の段階で環境社会配慮ガイドラインに沿った判断をした後に進んでいく案件、そこで基本設計調査を行うというプロセスを経たことで何らか環境社会配慮の観点から案件を見直すような具体的な事象が起きるといふのは、私にはほぼ想定しにくい。あるいは、そういう事象が起きたにもかかわらず、そのようなチェックポイントを設けなければそこに気づかないということはちょっと想定しにくいので、そういうシステムをとるよりはむしろ、機動的に、何かあれば柔軟に判断していくという形の方がよいのではないかという感じがいたします。

○福田委員 三度手間になるというのはどういふことなのかというのはいくわからなかったのですが、JBICのガイドラインを見ていただくとわかるのですけれども、JBICのガイドラインは何をするかという、環境レビューの段階でJBICのガイドライン第2部に書かれている要件が満たされたかどうかを確認すると書いてあるのですね。これは有償資金協力の業務フローを考えれば、協力準備調査をやる、それで協力準備調査はたんまり終わらして、その後改めてJBICとしてといふか新JICAとしてその案件についてガイドラインの定める要件を遵守しているかどうかについて審査室で判断し、それは問題ないですといふことで判こを押すという手続をガイドライン上は確認と呼んでいるのです。この確認という手続について、現行のJICAのガイドラインでは、無償資金協力の案件については基本設計調査の前にやりましょうといふことで整理されているわけです。その確認という行為をどこに持ってくるかといふのは新しいガイドラインを考える上で非常に重要なことだし、それは今から考えることだといふのが私の理解なのです。それは、設計・積算に入るところで確認するのがいいのか、あるいはもっと後ろの、設計・積算のための協力準備調査が終わった後の段階で確認するのがいいのかいふことを議論

するためのまさに材料として、設計・積算の作業に入っても日本政府として実質的に案件の実施が確保されているということはないのですよねということをつたひつひ確認させていただきたいということで私はここで申し上げているのであって、それまでに3回の、あるいは2回のガイドラインの要件遵守を確認するという行為があるかどうかというのはまさに今から議論する話だと思います。

○外務省（松浦） 新しいガイドラインのあり方については引き続き活発な御議論をいただければありがたいと思います。

○原科座長 よろしいですか。今の御意見は、基本設計調査の前という……

○外務省（松浦） 要するに前か後かということですね。

○原科座長 私は今伺って、前じゃないと無理なような感じがしましたね。

○外務省（松浦） 要するに、それを新しいガイドラインでは後にする方がよいのではないかということであれば、またそこも御議論いただいた上で、また我々も内部で考えていくということだと思います。

○原科座長 両方とも、環境社会配慮をやって、その確認の結果、場合によってはそこでストップはあり得ると。

○外務省（松浦） 2つ前の私の答えで申し上げたとおり、その点について内部で真剣な議論をしたことは、私の知る限りないので、余り今、私が責任を持って、こちらもいいです、あちらもいいですということをお答えできる立場にはございませんので、ということでございます。

○原科座長 よろしいでしょうか、

福田委員、もう時間もありませんので、よろしいですか。あと10分を切ってしまったから。

それでは、4つ目かな。どうぞ。

○福田委員 時間がないので、させていただく質問を絞りたいと思うのですが。

○原科座長 そうするしかないですね。

○福田委員 わかりました。

1点は、無償資金協力の審査というものについてJICAと外務省の間でどのような役割分担が行われるのかということについてお伺いしたいと思います。具体的には、これも現在のJBICの有償資金協力のやり方との対比で申し上げるわけですが、現在の円借款事業の場合には、原則としてまずはJBICとして環境社会配慮面を含む審査が行われ、

その一環として J B I C による環境レビューが実施される。その結果、J B I C の側での、これを意思決定と呼ぶのかどうかというのはありますが、J B I C としての判断があり、それが外務省に対してその後示され、外務省の側でまた閣議決定に向けた意思決定が行われると理解していますが、今後 J I C A が実施する無償資金協力については同じように新 J I C A 側で審査が行われ、その内容が外務省に報告されるというプロセスで個別案件の審査が行われるという理解でよろしいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○外務省（松浦） 無償資金協力の事業に関しまして、御理解のとおり正しいということでございます。

○福田委員 ありがとうございます。

もう 1 点、これもこれまでこの場で議論させていただきましたが、無償資金協力の交換公文の内容、それからそれに合わせた新 J I C A が締結する贈与契約の内容についてこちらから問題提起をさせていただいておりますが、もしよろしければ現在の検討状況を教えていただければと思います。

○外務省（松浦） 済みません、問題提起の具体的な中身は必ずしも承知しておりませんが、交換公文においては政府と政府の間で何を定めるべきかという非常に大枠のものを定めるということでございます。それに引き続き行われる贈与契約は、J I C A と先方政府あるいは先方実施機関との間でこれこれのお金を上げますということが明示的に書かれ、それに従って実際に資金が動くための契約書という性格を持っております。実際の具体的な中身、どのように文言を書くかということにつきましては、現在、外務省と J I C A 等の間で検討中でございます。

○原科座長 今の件はよろしいですか。

○福田委員 わかりました。こちらの問題提起は、基本的には現在の融資契約と同じように贈与契約の中にも相手国政府が案件の実施中に行うべき環境社会配慮上の義務を盛り込み、さらに、これに違反があった場合に J I C A 側がとり得る措置、例えばお金を停止するであるとか資金供与を中止するであるといった新 J I C A がとることができる措置について贈与契約の中に盛り込めるよう交換公文と贈与契約の内容を整理していただきたいというのが、私たちのここで提起させていただいている問題ですが、その点についても検討状況がここでお答えいただけるようであればお願いします。

○外務省（松浦） 問題意識は我々も共有いたしております。今の御指摘は大きく分けると 2 点に分かれたと思いますが、前者については恐らくそのように入るものと確信してお

ります。後者については現在検討中と、このように申し上げさせていただきます。

○原科座長 よろしいですか。

今の点は大変重要な点ですね。環境社会配慮が実際に本当に実現するかどうかということとでございますから、ぜひそれはよろしくをお願いします。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 済みません、資金供与の停止についてはまだ御議論中ということでしょうか。

○外務省（松浦） はい、検討の過程にあると申し上げました。

○清水委員 外務省としてどのような理由でどういう主張をしているかということについては教えていただけますでしょうか。

○外務省（松浦） 申しわけございません。現在お答えできる段階にはございません。

○原科座長 何かそういうレバレッジがないと環境社会配慮をしっかりとやっていただけないので、ぜひこれはお願いしたいと思います。

ほかに御質問は、もう少しですか。

○外務省（松浦） はい。

○原科座長 では、もう数分、もし何かあれば。さっき慌てて整理していただいたので、スキップしたと思いますから。

○清水委員 済みません、今の件ですけれども、私から偉そうなことを言うのはどうかと思いつつ申し上げるのですけれども、やはり新 J I C A には責任感というものを持って無償資金協力の実施に当たってほしいと思っています。そのためには、単に実施することだけではなくて、環境社会配慮について本当に重大な違反があった場合には実施している J I C A が権限を持ってそれを停止するというようなこともきちんと確保しないといけないのではないかと思います。停止の実施は J I C A で権限は外務省ということだと、何か事業に問題が起きて、それが表面化した場合、J I C A としてはそれを停止しなかった外務省の責任と考えるかもしれないですし、外務省としては実施が J I C A ということと、責任が非常に不明確になるのではないかと考えます。一昨年度ですか、海外経済協力に関する検討会において書かれていることとして、これまで外務省が実施してきた無償資金協力については J I C A を実施主体と位置づけ、必要な体制を整備すべきであると書いてありますけれども、私は、必要な体制を整備すべきであるというこの必要な体制というのは、実施というだけではなくて、きちんとその責任をとるという権限もあわせ持ってこの必要な体制だと理解しておりますので、こういう意見があるということも御考慮いた

できればと思います。

○外務省（松浦） 我々外務省といたしましては、環境社会配慮というのは極めて重要な問題であって、我々が政府として無関心であるべき問題ではないと考えておりますので、今後新しく J I C A に実施が移る 10 月 1 日以降のそういう案件につきましても、我々はそれについて責任と見識は持っていたいと思います。ただし、それを相手国との関係でどのような形で担保するのか、どのような形で文書として残すのか、あるいは残さないのかという判断と、今私が前段で申し上げた政策的な観点から我々が責任を持ってそのところを相手国とやっていくのであるという観点と、ここをどのようにつなげるのかということについては、これはまた別次元の議論であると思っておりますが、いずれにしてもそのようなことが相手国との関係できちんと担保できるような体制をとっていきたいと、このように思っております。

○清水委員 ありがとうございます。

済みません、一言だけ。外務省としては、もしも J I C A がやった事業について何か問題があった場合には、そこは監督官庁として、J I C A には役割も権限も与えたのにあんたたちやっていなかったでしようというような形で叱責処分していく方が、責任の明確化とかそういった意味では非常にいいのではないかと思いますので、外務省として環境社会配慮の個別の案件に無関心であるべきではないというのはそのとおりで思うのですけれども、実際に個別の事業で見ているのは J I C A だと思いますので、外務省としてはもっと大局に立ったところで、恐らく最終的に判断されるときに J I C A と相談するということになるのではないかと思います。

○外務省（松浦） 御意見ありがとうございます。

○原科座長 権限のことはなかなか難しいと思いますけれども、環境社会配慮で J I C A が責任を持って本当に最後までできるような形にぜひお願いしたいと思います。やはり独立行政法人ということでございますので、そちらの判断までいかないと独立ということにならないですね。だから、実施とそういう対応、意思決定に関してもきちんとセットでお願いしたいと強く思います。

ほかにございますでしょうか。

○清水委員 済みません、円借款の……。よろしいでしょうか、数分もう過ぎてしまいましたけれども。簡単に私から説明させていただきますけれども。

○原科座長 円借款ということでいいですか。もうお時間が厳しいとおっしゃっていたの

で。——では、ほかの方はもう少しおつき合いいただいて、松浦さん、どうもありがとうございました。

○外務省（松浦） 失礼いたします。

○原科座長 それでは、円借款。どうぞ。

○清水委員 円借款については2点ほどあります。

まず1点目は、円借款の迅速化について、円借款要請から借款契約までの期間について既に規定している標準処理期間9カ月の遵守ということがうたわれていますけれども、この9カ月という期間が新JICAの体制においてどのように適用されていくのかという点が1点です。

それから、政策借款についてはこの委員会でも話したのですが、あれからいろいろ考えているうちに、政策借款の場合はほかのプロジェクトと日本政府の絡み方が違うのかなと思いましたので、具体的に政策借款における外務省と新JICAの役割分担と、借款を進める際の手続ということをお教えいただきたいと思います。

○原科座長 では、この件をお願いします。

○外務省（金子） 御質問ありがとうございます。

1点目の御質問ですが、迅速化の観点からも、昨年、要請からL/Aの調印までの標準処理期間を9カ月とするとの目標を立てて迅速化に努めることにしているのですが、これは当然、新JICAになっても、協力準備調査の実施いかんにかかわらず、この目標に向けて円借款の手続を進めていくということでございます。要請からL/Aまで9カ月という目標は立てておりますけれども、円借款の開発効果を高めていくためには、これに加え、具体的な案件形成から工事着工に至るまでをなるべく迅速にやっていく必要もございますので、この9カ月だけではなくて案件形成から工事着工までの期間の短縮も目指しています。

2つ目の点にプログラム・ローンとプロジェクト政策の違いですが、プログラム・ローンは相手国の投資環境整備等の開発政策目標を促進するために政策マトリクスというものを相手国政府との間で作成し、これら政策を実施・促進するに当たっての資金協力ですので、政策マトリクスの達成状況等を評価しながら融資額等を決定するのに対して、プロジェクトに対するローンというのは、事業の内容、範囲、実施性や、総事業費の規模を審査します。新JICAと外務省との役割分担ということでしたので、そこをもう少しクリアに申し上げると、プログラムローンもプロジェクトも、新JICAが調査を行い、具体的

にその内容、実施可能性等を日本政府に報告するわけです。プロジェクトの場合は具体的な事業内容と事業にかかる概算費用を、政策借款の場合ですと、政策マトリクスの中身の一案を作成し、また実際にどれぐらい達成されているのかといった情報について報告していただくことになっています。そういう意味で、報告の内容が異なりますが、その他の検討プロセスは同じという理解です。

○原科座長 今回の回答でよろしいですか。

○清水委員 御説明ありがとうございます。

1点目の点でもう一回質問させていただきたいのですが、今までの9カ月というのは、円借款要請の段階で多くのものがE I Aなり環境アセスメント報告書なり住民移転計画書なりというような環境社会配慮文書が整った段階で要請されているもので、今後はそういうものばかりではないと考えていますので、この9カ月間が同じく今後も当てはまるというのは無理があるのではないかなというのが感想です。

次の点ですけれども、今教えていただいたのは報告の内容についてですけれども、実際に交渉に当たるのはJ I C Aだけではなくて外務省の国別一課の方だったりとか有償の方だったりするわけですね。

○外務省（金子） 政策借款について言えば、例えばその国の投資環境整備とか、そういった開発政策のマトリクス、どういう政策をやっていくかという計画表がありまして、現地の大使館とODAタスクフォースが現地の世銀事務所などの他ドナーと政策マトリクスに盛り込むべき政策について具体的に議論をして、それを本省に伝えてきます。それについて本省から、日本としてはもっとこういう政策や施策をマトリクスに入れるよう交渉せよとの指示を出します。政策マトリクスの協議はこのように現地で交渉が行われています。ですので、そこは有償資金協力課だけでなく国別課も一緒に相談しながら、どういうインプットを日本としてやっていくかを検討します。

○外務省（本清） 気候変動についてインドネシアで適用したやつは、最初のプログラム・ローンということもあって日本が主導したので、J I C Aさん、J B I Cさんと外務省でタッグを組むような形で作りまして、最終的にポリシー・マトリクスも政策協議でまとめました。これは政府レベルの協議ではありますが、J I C Aさん、J B I Cさんも入ってやっています。モニターというのは基本的には新J I C Aさんの専門家の方をお願いしたいと思っておりますが、それは政府の関与も不可欠だと思っておりますので、そこは今後のフォローアップは政府も少しかんでいながらやっていかなければいけないと、

こう思っています。

○原科座長 よろしいですか。

さっき清水さんがおっしゃった、円借款、要請段階からL/Aまで、これはE I Aがそろってから要請が行われてきたと。これからはそれが変わってくるとおっしゃったでしょう。どういうことですか。

○清水委員 ない場合も含まれることになっているのが今の協力準備調査だと思いますので……

○原科座長 それで9カ月は不可能ですね。9カ月でE I Aなんかできるわけないじゃない。それはおかしいんじゃない。間違っていないですか。

○外務省（金子） E I Aは本体事業をやる段階において必ず求めることになっていますので、そこはそれがないとそもそも融資できない。今の要請とおっしゃったときに、協力準備調査の要請というふうに混乱されているのかなと思うのですけれども、この件は本体の円借款事業の要請ということです。

○原科座長 本体の円借款の要請ですよ。それから9カ月で。

○外務省（本清） 先ほどの議論ではないですけれども、そこも個別の案件も含めて協力準備調査という形で始まります。案件の見えない調査と個別案件と区別しないと議論の土台が崩れてしまいますので。

○原科座長 そこも協力準備調査という名前に入っているわけですか。

○外務省（本清） そうです。

○原科座長 9カ月の間のところに。そこというのはどこですか。それは入らないんじゃないですか。

○外務省（金子） 9カ月という目標は調査が終わってその後に正式に要請が来る段階からL/Aまでの期間を意味します。協力準備調査の期間は9カ月に含まれていません。

○原科座長 それなら理解できます。

○清水委員 理解できました。ありがとうございます。

○原科座長 そうじゃないと、アセスの常識として9カ月でそんな終わるわけないですから。それはコンサルの皆さんはよく御存じのとおりですね。

では、その件は了解しました。ちょっと誤解があったようでございます。

では、御質問は大体よろしいでしょうか。ほかの方はございますでしょうか。よろしいでしょうか。時間をややオーバーしてしまいましたので、そろそろ。

- 福田委員 済みません、結構積み残しというか、質問しようと思っていてきょうは時間の関係で難しいというものが出てきてしまったのですが。
- 原科座長 それは文書でやるしかないかな。次回は難しいということですね、北村さん。
- 北村委員 来週ということだとちょっと無理だと思いますが。
- 原科座長 急に言われても困ると。
- 福田委員 紙でやり取りという可能性はありますか。
- 原科座長 紙なら簡単というか、時間的にはね。書くのは大変だけれどね。
- 外務省（本清） 紙だと役所はもっと書けなくなると思います。
- 原科座長 時間的にはいいですけどね。書くのは大変と。
- 北村委員 いずれにしろ、積み残しという場合、既にいただいている論点に尽きているわけですね。その中で今日取り上げなかったものについて、文書でお返りするか、あるいは、今日のこのメンバーでは多分無理なのですけども、別の外務省関係者の出席を得て来週対応できるかどうか、そこは調整させていただきたいと思います。
- 原科座長 大変お忙しいし、大変だと思いますけれども、できるだけそうやっていただけるとありがたいと思います。
- では、よろしいですか。
- 少し時間を超過いたしました。いろいろお答えいただきありがとうございました。環境社会配慮は大事だと考えている、そのことでは全く同じとおっしゃっていただいたので、ぜひそういうことでよろしくお願いします。どうもありがとうございました。
- 会議の方は一服しますか。途中で切ってしまったからまだ残りがあるのですが、どうしますか。
- 事務局（熊代） 結構時間がかかりますね。
- 原科座長 どうしましょう。さっきの話も途中で変に切ってしまったから、区切りを入れておかなければまずいですね。
- では、ちょっと休憩します。御退席いただくなり、10分程度休憩して、それから再開して、7時ぐらいまで、1時間ぐらいオーバーしていいですか。
- 中山委員 済みません、厳しいのですがね。できるだけ休まないでやっていただきたいのです。ちょっと後があるので。
- 原科座長 では、休みなしでいきましょう。
- 中山委員 申しわけないです。

○原科座長 議題を戻します。先ほどはTORと実施の意思決定の関係の議論をしておりまして、その辺のところをとまったのですね。満田さんが御発言の途中だったと思います。

では、満田さんから再開いたします。お願いいたします。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。先ほどどこまで自分がしゃべったのか忘れていた向きもあるのですが。

○原科座長 では、思い出すためにもう一回、しっかりと行ってください。

○一般参加者（満田） 今の在所高所のお話から比べると非常に細かい話をしているなどという気がしないではないのですが、TOR案を含む調査実施計画書の作成について、それではこういうことだったら可能ではないでしょうかという提案として、確かにTOR案の詳細なもの、実施決定前にはそこまでないこともある、あるいは協力準備調査の概要というものだったら同時並行的につくっているであろうというようなこともおっしゃっていたように聞こえたのですが、このTORという言葉に引きずられて若干JJ側がフィージビリティに困難を感じられているのかなという気もしたので、この協力準備調査のTOR案にかえて、調査の概要みたいなことだったらどうなのでしょうということをお聞きしたいと思います。

○原科座長 今の件、私はそれは可能だと理解しましたがけれども、いかがでしょうか。

○JBIC（中澤） 当然、物によって、概要をもとにどうなのでしょうということところが、済みません、何を指しているのか、議論が間に挟まってしまってわからなくなってしまったのですが。

○原科座長 では、もう一度お願いします。

○一般参加者（満田） 私が今論じているのは、別添3の2ページ目の2.1の2つ目のボックスについてです。その前半段階で、「TOR案を含むものとする」ということでもろもろの情報公開が困難を感じられているのだとすれば、ここをもう少しラフな書き方に、例えば調査の概要というようなことに変えればもう少しフィージビリティが高まると思っ  
てよろしいのでしょうかと、そういう質問です。

○JICA（植嶋） 先ほど我々が懸念を表明したのは、この3つ目の箱との関係も出てくるのですけれども、タイミングですね。満田さんの御提案というのは、多分3つ目の箱とパッケージで、協力準備調査の実施決定前にさらして、概要であろうがTORでもどちらでもいいのですけれども、意思決定の前に情報公開せよというお話ですよ。その部分については意見があります。

○原科座長 では、2番、3番セットでいきましょう。もう2番は大分議論しましたし、3がつながっていることで、それは我慢していましたが、3番も一緒に。どうぞ。

○一般参加者（満田） まさに、今、原科先生がおっしゃったとおりのことを提案しようと思ったのですが、その意見というのをぜひ、ひょっとしたら何度もおっしゃっていることなのかもしれないのですが、もう一度お聞かせいただけますでしょうか。要は実施決定前に情報公開を行うことが困難な理由ですね。例えばここに羅列してあるもののうちの一部だったら大丈夫なのかどうかということに関してお考えをお聞かせください。

○原科座長 一部だったら大丈夫なんですよね。と私は理解しましたがけれども。TOR案という表現だからちょっと難しいなという、私はそんな印象を受けました。そうではないのですか。

○事務局（廿枝） まずはっきりさせておきたいのは、この別添の1のフローチャートで、恐らく前回の委員会で私が申し上げたから配慮していただいたのかと思いますが、協力準備調査の中で環境社会関連の調査を含まないものは別フローであるということで左に書き分けていただいているわけですね。今この場で委員会として御議論いただいているのは環境社会配慮ガイドライン上の手続の話ですから、協力準備調査のうちの環境社会配慮面の調査についてどのように進めるべきかということだと理解しています。通常、協力準備調査には当然のことながら環境社会配慮以外の部分の方がむしろTORとしては大きいわけでございますので。そうしたときに、御提案として、協力準備調査、環境社会配慮面以外を含めた丸ごとの協力準備調査の調査としての進め方について有益な御提案をいただいているということで、それはそれで我々としては多とするところでございますけれども、この委員会で皆さんの貴重なお時間をいただいてまで御議論いただくべきことは、協力準備調査丸ごとというよりは、むしろその協力準備調査の中で環境社会配慮面の調査についていかに効率的・効果的にやるべきかということなのだと思います。

そうしたときに、前々からこの場で私どもがインプットさしあげているように、またこの委員会あるいはフロアの方からたびたび問題提起いただいているように、今回の新しいガイドラインの重要な改善ポイントとして、情報公開についてはなるべく早いタイミングでなるべく多くの情報を出すべきではないかという御指摘をいただいているわけですので、それについては私どもは、先ほど外務省の方に来ていただいたときに、シナリオづくりのものと案件形成のものとちょっとごっちゃになったところもございましたけれども、要は、個別案件の形成に係る協力準備調査を行うに際しては、なるべく早い段階でその案件に関

する——まだこれから本格的に協力準備調査を開始するという段階ですから、確定的なカテゴリ分類だったりスクリーニング情報だったりするわけではないかもしれませんが、あえてその確定的ではない段階においても、外部からのまさにいただいているようないろいろなインプットをいただけるように、ここでは暫定的カテゴリ分類というふうにいただいていますけれども、協力準備調査をこれからやるという段階においてもそのような形で、新JICAとしてはどの国のどういう案件に重大な関心を持ってこれから本格検討に入ろうとしているのかというようなことが外部からもわかるような形で出す方向で検討しているわけです。

その中で、協力準備調査のTORというと環境社会配慮面以外も全部含めたということだと、若干この委員会ののりを越えているくらいがあるのですけれども、私どもとしては、当該案件について、とりわけその時点でカテゴリAだと目される案件については、環境社会配慮面でどういう問題意識を持っておりますといったことについて、本格調査前とはいえその段階で情報公開するのであれば、ある意味我々の環境社会配慮面の仮設の問題意識としてそれを出していくことによって、外部から、その問題意識は足りないとか、こういった環境社会配慮面の問題もあるんじゃないかといったような意見表明もしやすくなるということもあるでしょうから、そういう面では、その段階で協力準備調査の一部での環境社会配慮調査のTORについてそういう形で出すことはあり得ると思うのですけれども、満田さんから御提案いただいているように、そもそも環境社会配慮面以外も含めた協力準備調査全体のTORについてパブリックコメントを期間を設けてやるということは、これは私ども、協力準備調査ということで、さっきの迅速化の議論もありましたけれども、効率的・効果的に案件の形成をやっていく、いずれにしてもその後すぐに本体事業の審査、環境レビューが控えているわけですから、その段階でしっかりと環境ガイドラインの手続を——それをさらに前倒しでやろうということ検討しているわけですが——やっけていくわけですので、先ほど植嶋や中澤が言っているようなことを具体的に表現するとすれば、そういった形でこの環境ガイドラインの手続の一環として情報公開の前倒しを検討しているということでございます。

○原科座長 満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） そういたしますと、廿枝さんがおっしゃるのは、ここで私たちが提案させていただいたもののうち、協力準備調査のTOR案、とりわけ環境社会配慮以外も含んだ全体のTOR案についての公開は適切ではないだろうという御意見で、それ以外

のものについては公開を検討している最中であると。そして、とりわけカテゴリA案件については、JBICさん、JICAさんとしてどういう問題意識を持っているかということも含めた形の情報公開も考えていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（廿枝） そうですね。要は、環境社会配慮調査以外にも含めた協力準備調査全体のTORというのは、従来から業務フローチームが説明しているように、いずれにしても調査開始の段階で公示という形で外部には出るわけでございます。したがって、御提案いただいているような形でTOR案について30日間のパブリックコメントに付すということは私どもとしては考えておりません。

他方で、環境社会配慮ガイドライン上の手続をより充実させるという観点では、先ほど御説明したとおり、協力準備調査が終わらずとも、むしろ開始する段階で、なかなか私どものような組織では仮説みたいな仮定の話をお公にするというのは従来のやり方だと抵抗がないことはないのですが、環境社会配慮面についてはこの委員会でのさまざまな御指摘を踏まえてそういう方向でぜひ検討したいと考えております。

○原科座長 今のでよろしいですか。環境社会配慮の部分については公開すると。

○一般参加者（満田） 何か非常に前向きなことを聞いたような気がしているのですが、1点だけ、しつこいようで恐縮なのですが、ひょっとして微妙に違うことをおっしゃっているかもしれないという不安を抱かせているのは、タイミングについての言及が調査の実施前というような表現が聞こえたような気がするのですが、私たちが提案しているのは…

○原科座長 中身はこのとおりでしょう。スコープが環境社会配慮関係で、それ以外は大体ここに書いてあることですよ。今の御説明はその部分だけ特に強調されたから。

○事務局（廿枝） そこは環境社会配慮面についてのスクリーニングというか、そもそもスクリーニング情報公開というのは協力準備調査が本格的に始まる前と考えております。つまり、協力準備調査については、これまで説明しているとおり、始まる前にまず外務省と協議し、これについては外交政策上協力準備調査をやっても問題なしということになれば、今度は私どもとしてはTORの作成をやっていくわけです。TOR作成をやる段階では、先ほどの上から2つ目の四角にあるような形で、可能な限り、場合によっては事務所などを通じて現地の状況も把握した上で、当然我々としては手戻りのない調査にしたいですから、予算とにらめっこというところはあるかもしれませんが、TORをつくって、案をつくって、しかもそれはまず相手国政府と協議しないといけないわけです。この場で何度も

言いましたけれども、我々が勝手に乗り込んで行って調査するからということであるわけにいかなくて、相手国としても、そういうTORであれば協力できる、こういうTORをやってほしいとか、こういう情報なら出せる、出せないとか、場合によっては、協力準備調査をやっていたらこの案件ではなくてこっちの案件にやっていただきたいというようなローリングプランに戻るような議論だってあり得るわけです。だから、そこは外務省と協議をし、それでよしということになれば、今度は相手国に行って案を示して、その相手国とすり合わせをして、相手国としてもこういう調査であれば協力しましょうということになる。だから、その段階で、先ほど言ったような……

○原科座長 その段階というと、結局意思決定前という表現でいいわけですね。

○事務局（廿枝） 協力準備調査のですか。

○原科座長 実施の。

○事務局（廿枝） いや、別に協力準備調査はたかだか調査ですから、その意思決定を一つ……

○原科座長 協力準備調査を行うことの意味決定の前ということは盛んに聞いているわけです。今のおっしゃった内容はそのように理解しましたけれども、そうではないのですか。

○事務局（廿枝） そこは協力準備調査実施前に。

○原科座長 実施をするという。本格的に行う前とおっしゃった。

○事務局（廿枝） そうです。だから、協力準備調査をやると決めた後であっても、まだ本格的な現地ミッションには行っていないというような段階を私どもとしては想定しています。

○原科座長 決める前ではないのですか。決めた後もまだ……

○事務局（廿枝） 調査自体の実施については決めた後ということもあり得ると思います。

○原科座長 そこを正確にいかないとややこしくなりますね。

どうぞ。

○福田委員 廿枝さんは先ほどから非常に丁寧に言葉を選んで、正確に意思決定前という表現を避けているので、それは意思決定後だということをおっしゃっているのだと私は理解しています。

私から2点あるのですけれども、なぜ意思決定前に情報公開すべきなのかということと、それから全体の環境社会配慮調査の関係ということなのですけれども、まず、協力準備調査をやる、やらないという判断についてのパブリックからのインプットというのはあって

しかるべきだと私は思うのです。それはただ単に調査だということもそうですが、されど調査なわけです。具体的にこの調査の中で報告書としてまとめられていた内容がその後どのように使われるかというのもあるでしょうし、あるいは調査をやること自体がそもそもお金のむだだというような場合もあるでしょうし、この案件は私たちから見ても、どう調査をしても地元の物すごい強い反対がある、あるいは重大な環境影響があるから、もう調査をやるだけむだだよということはあるわけです。実際に私たちがあるSAPROFの案件で、SAPROFの案件をやろうとしている前に、こういう人たちがはなから反対の声を上げているのでこれは無理なんじゃないですか、ちょっとその人たちに会ってほしいということを申し上げたら、JBICの人が実際に現地で、このSAPROFが形成しようとしている事業について意見をお持ちのNGOの方と会ってくださって、最終的にSAPROF自体がキャンセルされたということを私自身も経験したことがあります。そういう意味では、調査をやるかどうかということそのものについても、私たちとしては調査をやる意味もないぐらいひどいものはあると思っていますし、そこについては意見を言わせていただきたいと思っているというのが1つです。

○原科座長 それは委員会で議論して決めることだから、我々でそういう判断をすればいいのではないですか。事情は伺いましたから。インプットね。有識者委員会のここで議論する……

○福田委員 最終的な結論はそうですが、JBICの皆さんがお持ちの問題意識というのは、それはそれできちんと議論した上で私たち委員会として物を申すべきだと思います。それはそれで。

○原科座長 では、福田委員の御意見について、そちらからもうちょっとインプットがありますか。

○JBIC（中澤） 先ほど松浦さんがおっしゃっていたことと類似ですけれども、例えば調査をやること自体もとんでもないというような案件がもしあるのであれば、それは当然、我々新JICAの方でも情報収集をしているはずだと思いますし、仮にそれが御指摘を受けてわかったのであれば、それはその段階でやめるなり改善策を考えていくのだと思います。そういうことが何十件か何百件か、あるいは万が一あるためにすべてのプロセスをおくらせるというのはやはりおかしいと思います。

○原科座長 おくらせることにならないでしょう。30日前に公表したら何でおくらせることになるのですか。

- J B I C（中澤） 30日をすべての案件について出すかどうかですか。
- 原科座長 前に出したからって、どうしておくらせることになるの。
- J B I C（中澤） 迅速化の観点から申し上げれば、その30日間を何かともかく重ねられないかということなのです。
- 原科座長 それは全然理屈になりませんよ。
- J B I C（中澤） どうしてですか。
- 原科座長 プレパレーションの最中で30日早く公表するだけなのだから、それはおくらせることにならないですよ。全然それは事実と合わない。プレパレーションしているわけでしょう。だから決定する30日前に公表するだけですよ。おくらせるわけじゃないんですよ、それは。
- 福田委員 当初のNGOの提案というのは、30日前に実施計画書案というものをつかって、そこで一たんセットした上でドラフトとして公開しろということになると思うので、もしこれをそのままということであれば、それは確かにタイムラグがここで生じてくると思います。例えばこれが協力準備調査をやろうとしている案件の国名、案件の名前、場所、カテゴリ分類といった情報だけであった場合でもタイムラグというのは生じるのですか。
- 原科座長 生じないでしょう。
- J B I C（中澤） そこはまさに中身によると思います。誤解のないように申し上げますと、ここにも書いていただいていますけれども、調査実施計画書案をつくるのに事前にさまざまな準備があつたりするわけですから、どこの段階とこの30日なら30日を重ね合わせるかということは当然議論の対象としていいのだと思います。ただ、すべてJ I C Aの方で準備が整ったと思った段階から30日という話になりますと、それはやはり時間的なおくれが生じる可能性はあると思っています。
- 原科座長 整った段階でしたらね。
- どうぞ、満田さん。
- 一般参加者（満田） それでは確認なのですが、この当初のNGO提言の調査実施計画書案というものを持ち出して、その公開を実施決定前にすべきだという提案内容になっているのですが、福田委員も申し上げましたとおり、私たちが協力準備調査の実施決定前にいろいろ言いたいと思っていることは、案件名と案件概要、それからカテゴリ分類とかその根拠などの情報があれば、協力準備調査をやるか否かとか、そこら辺のすごい根本的なインプットというのは恐らくできると思うのです。TORとか調査の内容とかに関するイン

プットは、またやると決まった後にでもインプット可能だと思っておりますので、可能性としてなのですが、実施決定前に調査案件名、案件概要、カテゴリ分類及びその根拠あたりの情報公開だったらできるのでしょうかという御質問と、もし難しいということであれば、その理由をもう一度教えていただきたいのですが、お願いします。

○原科座長 TOR案以外なら公表できるのではないかと御質問ですね。

○JBIC（中澤） 先ほど廿枝からも申し上げておりますけれども、この別添1の中で「暫定的カテゴリ分類」——の公表という意味だと思っておりますけれども——と書いていただいているものをいかに、先生も御配慮いただいておりますように、案件の実施が無為におくれないようにどういう形で何かのプロセスと重ね合わせるなりということができるかということに尽きるのではないかと思います。それについては検討するというのが今の我々のスタンスです。

○一般参加者（満田） それ以外についてはどうでしょうか。

○原科座長 では、もう一回中身を。

○JBIC（中澤） 概要というのはどこまでを指しているイメージなのかにもよりますが、国名であったり、案件名であったり、どういう案件について協力準備調査を行うかということに当然にくっついてくるような情報というのはそのとおりでございますけれども、環境社会配慮の検討のためということですので、環境社会配慮について検討していくのに必要な情報ということだとは思いますが。ただ、例えば発電所をつくるのかダムをつくるのかとか、そもそもそういうのがわからなければ環境社会配慮のカテゴリ部類をしたところで意味がないというのは、それはそのとおりでございます。

○原科座長 TOR案という形では準備に時間がかかるから難しい点があるという御説明で、それ以外はおおむね可能性があるというように理解しましたが、よろしいでしょうか。

では、そんなことで参ります。

あとの4番目、5番目はどうなりますか。ここできょうはおしまいにしましょう。4番の点はいいのかな。どのようになりますか。3番目まで来ましたね。

満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） もはや時間がかなり過ぎておりますが、4点目につきましてはある意味当たり前のことかなと思いつつ提案させていただいているのですが、実施決定に際してプロジェクトの環境社会配慮面の検討を行い、意思決定に反映させるというポイントです。

5 番目につきましては、協力準備調査の実施決定後、調査実施計画書を公開するという提案です。

○原科座長 この件に関して、委員の方、御意見ございますか。

では、そちらから。

○JICA（植嶋） これは先ほどの話とリンクしていると思うのですが、協力準備調査の調査実施計画書というのは、その調査にどのぐらいの予算を注ぎ込むとか、そういうことも入ってくると思うのです。したがって調査実施計画書という形での公開は難しいと思います。ただ、既に先ほどの事業概要、案件概要というのですか、国名とか場所とかカテゴリ分類とか、そういったものをできるだけ早い段階で公開していくということは検討させていただきたいと思いますので、それをもってこの部分については対応したいと思います。

○原科座長 実施決定後の調査実施計画書の公表はできないけれども、最初の事前のよりは詳しいものが出せるだろうと、そんなことでしょうかね。

○事務局（熊代） 追加なのですが、今回の話はもともとの論点整理表の3ページ、4ページのところにJICAのコメントを含めて書いていますので、これも今後参考にさせていただけたらと思うのですが、実施計画書を見せるのは難しいと今お話ししましたが、今まで何度も出ておりますように、公示案という形では調査概要というのが出てきますので、それは公表されるということだと思います。

○原科座長 今の御説明でよろしいですか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 公示案ですと、恐らく公示が終わった後消えてしまうわけですよね。——消えないのですか。

○JICA（植嶋） 公示案というのは、通常、調査の開始の大体3カ月ぐらい前に、こうこうこういう案件を実施します、そのTORはこうこうこういう内容です、これに参加する関心を持つコンサルタント等の方がいらっしゃればいつまでに関心表明を出してくださいと、ウェブ上に載ります。これは私が知っている限り1年分ぐらいは過去の案件も全部フォローできます。ですから、どういう案件がどういう内容でこれから行われるかというのは、新JICAのホームページの案件公示情報のところをクリックしていただければ、遅くとも2カ月ぐらい前にはすべて見ることはできます。そしてこれが1年ぐらいずっとウェブ上でアベイラブルな状態が続くということでございます。ですから、それに基づい

て、これが足りないんじゃないのかという御意見があれば、我々はその御意見を承ることもできると思いますし、高梨さんなんかもよく御存じだと思いますけれども、実際に行ってみて、調査の段階で調査のTORを変えるということは頻繁にあるのですね。実務をやっていると実はそっちの方が多い場合もありますので、必ずしも調査を始める前に完全なTORで始められるとは限りませんから、引き続きそういうアドバイスに基づいて調査の変更等も考えられるというように考えています。

○原科座長 高梨さん、どうぞ。

○高梨委員 今の植嶋さんのお話に若干補足しますけれども、我々コンサルタントの場合も、入札の案件を前倒しで、できるだけ早目に教えてほしいというのを実はずっと続けていまして、JICAさんにもそれにこたえていただいて、今の植嶋さんのお話にあったように、今年度どういう案件を入札にかけますよという予定案件を数カ月前に公示していただいています。そのデプスとか中身は満田さんが言われたように全部カバーしているわけではないのですが、少なくとも概要はそこで押さえられるのと、2つ目に、公示の段階でコンサルタントがプロポーザル等をまとめて参加するものですから、そこには必要な情報は一通り全部出ています。ですから、今はそういう2段階で公示をしていただいております。

それから、TORというのは、満田さんのお話を聞いていて我々と違和感があるなと思ったのは、昔はそうだったのですけれども、JICAさんの方でコンサルタントのやる業務を非常に細かく規定する傾向があったのです。例えば現地の調査についても、データはどこどこの役所に行ってどういうデータを集めてきなさいというようなことがあり、プロポーザルが50ページの制限なのにTORが40ページぐらいのものがあつたりしました。その後、JICAの方々と勉強会をやりまして、我々からお願いしたのは、JICAさんはどういうものを期待しているか、最終的なアウトプットのビジョンを出してください、そのやり方、方法論については私どもにお任せいただけないかという議論を大分しました。ですから、満田さんが事前調査に行って細かく書くことがあるのではないかとされたのですけれども、そこは現地での情報をできるだけいただければ、それに基づいてどういう調査をしたらいいかという提案を我々はするので、余りTORを1つの方向に細かく書くと逆にそれがミスリーディングになります。むしろ、例えばインセプションで現地に行ったときとか、途中段階のインテリム・レポートとか、そういう段階で徐々にTORを修正したり内容を変えたりということをやっていく作業を一応やっています。御参考までに。

○原科座長 わかりました。どうもありがとうございました。

満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

まず、私たちが提案の中でなぜTORにここまでこだわるかということは、耳にたこができるほどもう聞き飽きたと思われている方も多いかもしいのですが、やはり環境社会面での調査設計は重要だということと、今までの経験を踏まえて、決してコンサルタントの方の自由を縛るとかそういうことではなくて、幾らでも創意工夫に富む調査提案があり得ると思うのです。とはいうものの、最低限これをやらなくてはならないという調査の全体像を描く上で、例えば、ある案件についてはしっかりと生態系調査が必要である、にもかかわらず機械的にTORをつくってしまったら数カ月間の調査になってしまう。実は現場レベルでも生態系関係の情報はだれも調査していなかったのですが、それは本来であればしっかり調査すべきものであった。そこら辺をDFR段階で非常にいろいろな人が指摘して、もう一度まじめに調査をやるとすればさらに非常に長い時間がかかってしまうというようなこともあり得るという問題提起なのです。とりわけ調査期間というのは非常に重要ななと思ってまして、要は、調査項目と調査期間というのはそもそも公示にかける前の段階でしっかり検討しなくてはならないものであろうと思っております。調査項目に調査期間はくっついてくると思うのですが、そういうことをいろいろ考えると、公示にかけるからそれを見ればいいじゃないかという話でもないのかなと思っています。であるので、先ほどの繰り返しなのですが、先ほどは協力準備調査を実施するという決定の前の話を議論していたと思うのですが、今議論しているのはその調査を実施する前の段階の話で、やはり公示にかける前の段階で調査期間も含めたTOR案を公開していただきたいと思っている次第です。

○原科座長 今の件、どうぞ。

○JICA（植嶋） 今のお話をこう理解したのですけれども。公示にかけるTOR案をセットするためにパブリックコメントをやって、セットしないと公示しちゃだめだよとおっしゃっているのでしょうか。

○一般参加者（満田） 正直申し上げて、公示との関係を私どもの中で厳密に議論したということではないのです。ただ、そのようにおっしゃるのであれば、とりわけカテゴリA案件については、どの段階で調査期間など私たちが問題意識を感じているものがセットされてしまうのかということにかかっているような気がするのです。例えばすごく軽い協

力準備調査を考えていた。ちょっと相場感がわからないのですが、数カ月で終わってしまうようなものと考えていたところが、環境社会面で調査することは非常にたくさんあるべきだという指摘をもらった。調査期間も含めてかなり調査内容も見直さなければならないということが公示にかけた後で可能なかどうかということなのだと思います。それは契約変更すれば幾らでも可能なのだということになる——ちょっと契約の話はあれですが、理論的には幾らでも変更可能だということになると思うのですが、通常は、そうは言いながらも難しいというタイミングがあるような気がするのです。そこら辺について、私たちとしてはとりわけ調査項目と期間ということを重要視している次第です。

○原科座長　そういうことはわかります。そうすると、そのためにはパブコメをかけてちゃんとその意見を受けて対応しないとだめかという、その確認の御質問なので、その件はどうですか。そのためにパブコメをこの段階でやらなければいけないという御提案ですか。

○一般参加者（満田）　TOR案についてもパブリックレビューにかけるという意味ではそういうことです。

○原科座長　ただ、パブコメでその後対応しろとはここには書いていないですよ。公開すると書いてある。実施計画書を公表する。

○JICA（植嶋）　実施決定後に調査実施計画書を公開するという話から、だんだん上流の方にまた戻って行ってしまったのですけれども、公示の段階では調査期間も書かれずし、大体どれぐらいのマン・マンスを投入するかということも書かれずし、主要な調査項目も書かれるわけですよ。それに基づいて、例えばこの案件ではこうこうこういう環境社会配慮上の重要な考慮事項がありますよという御提言をいただければ、当然それがある段階で検討して、反映するかしないか考えることは十分可能だと思います。それを、そうではなくて、そもそも公示するための案文を公示して議論百出するTORの設定にどれだけの時間を費やすのかと考えると、もうそれだけで1年。協力準備調査のTORを設定するだけで。要するに、この種の話はいろいろな立場の人たちがいろいろな見解、見識をお持ちでしょうから、とても短時間でまとまるとは思えませんし、現実的な提案だとは思えません。

○原科座長　今、中川さんから手が挙がりました。

○小林委員（代理：中川）　公示ということについてなのですけれども、例えば今みたいな2年ぐらいかかるような調査だとか、3か月のような調査であっても、公示でどういう問題があって、であるからどういう専門家が必要なのかということが、すべてJJCA・

J B I Cが持っている情報の限りというのが公示の情報の中に出てくるわけで、例えばこういう発電所案件なのでこういう発電エンジニアと評価分析専門家と環境社会配慮専門家が必要と、その理由も全部書いてあるわけで、例えばラムサール条約の湿地に建てるのにこんなこともわかっていないなんてというようなことも、そういう公示情報をもとにして、一般人、だれであってもアクセスして見て理解することはできるわけです。J I C Aの公示で、例えばきちんとした応札者がいなかったとかというので再公示、再々公示になったりということもよくあると承知しておりますので、そのところで公示を見た第三者から、こんなに重要な湿地でこういう事業をやるのに環境社会配慮専門家のTOR、マン・マンスがこんなものというのはおかしいんじゃないですかというような提言があった場合にはそれを反映することは、実際にそういうことをやられた例があるどうかは存じ上げませんが、それは十分できるようなことであって、かつ、公示をパブコメにするということになるといろいろな問題が出てくるとは思うのですけれども、そういう問題も回避することができていいのではないかと。今の公示の内容だと、短期間の小規模な調査であれば全部ウェブサイトでアクセス可能ですが、ちょっと大きいものだと関心表明を出したところしか指示書もらえないというようなやり方もあったと思うので、そういうコンサルタント、応札しようと考えている人たち以外への情報アクセスをどうにかすることは改善の余地はあるかもしれませんが、今既にある公示情報の活用でかなりの部分、環境社会配慮の専門家のTOR、マン・マンスについての懸念というのも対応できる余地が大きいのではないかと考えています。

○原科座長 既存の公示情報の活用で対応できるのではないかと。それはどうでしょう。そういうのはできますか。パブコメで意見を受けて対応しようということになるのかな。

○J I C A (植嶋) 業務フローを検討しているグループなので、それがパブコメの対象になるかどうかというのはちょっとあれですが、意見があればどんどん出してもらえばいいのではないかなと。

○原科座長 出してもらえばいいというか、その受け取るチャンネルがないと出していいかわからないでしょう。だから、そういう仕組みを1つつくる。

○J I C A (植嶋) そういう仕組みは、だからガイドラインというか、この……

○原科座長 ガイドラインで出てくれば、それはあり得ると。

○J B I C (中澤) これまでの協力準備調査ではないですがけれども、例えばS A P R O Fとかでも、1回で環境社会配慮面がしっかり調査ができなかった場合に同じ案件につい

て2本目の調査を打ったりということは当然あります。ですので、例えば、1年間ぐらいさまざまな季節において川の流量を計測しなければいけないようなものについて3カ月ということで公示がされていたというようなことで、それについていろいろ、公示段階であれ、調査の段階であれ御意見をいただいて、我々がそれについて説得されるようであれば、それについての調査をやっていくということはあるのではないのでしょうか。逆に言えば、それなしに意思決定をファイナライズすることはなかなかできないのではないかと考えています。

○吉田副座長 満田さんが心配するのもわからないではないのですけれども、協力準備調査というのは大体において、今までのJICAがその国でやっているセクターとか、そういう連続性の中で出てくることが多いと思うのです。突然新しいのがぽっと出てくるというのは少なく、継続性の中で出てくる案件というのがかなりだと私は理解しています。そういう意味で言うと、もうちょっと協力準備調査に関係している専門家の知識とか経験というものも尊重したりリスペクトしてもいいと思うのです。というのは、この段階は準備調査で公示されて、恐らく公示されたところには、何かインクワイアリーがあったらここにどうぞというアドレスも入っているはずですよ。そういう意味においてはオープンですし、準備調査の段階でファイナルもあるし、ドラフトもインセプションもある、そういうチェックポイントがたくさんあるということ、それから、それが実際の資金に結びつく段階でもう1つもっとバリアがある。そういういろいろなバリアを考えれば、私は、最初に概要が出た段階、それから公示される段階で対応が可能なのではないかという気がします。

もう1つは、環境社会配慮というのは実は、ここでフィージビリティというのが主な事業だと思うのですけれども、F/Sで入ってくる構造物とかサイトとか、さまざまな要因によってすごく変わるものだと思うのです。ですから、それはまさに準備調査をする段階で、さまざまな設計オプションがあって、サイトオプションがあって、あるいはストラクチャーのオプションがあってという中で、それと連動する形で環境社会配慮というのは強くリンクしていると思うのです。ですから、最初にすべてあればそのとおりでやっていると、かえって型にはまってしまって、それで身動きできないというマイナスの面もあるような気がして、むしろインセプションとかプロGRESS・レポートとか、そういう段階に応じて対応していくのが筋ではないかと思えます。

○原科座長 では、どうぞ。

○一般参加者（満田） たびたび済みません。地球・人間環境フォーラムの満田です。

私の理解では、吉田先生がおっしゃるのもごもつものような気がするのですが、インセプションとかインテリムとかいうものについては、協力準備調査の中で必ず公開されるものかどうか、そもそも必ずつくられるものかどうかというのは私としては承知していないといえますか、そこら辺については明らかになっていないという認識でございます。

それから、いろいろなオプションの中で最適オプションが選ばれていくべきだという点についてはまさにおっしゃるとおりだとも思うのですが、とはいうものの、協力準備調査は今までのJICAの開調とは違いまして、円借款案件あるいは無償資金協力案件につなげていくと、かなり……、うまく言えませんが、要は技術協力タイプの調査ではないのかなと感じているので御提案させていただいた次第なのです。

情報公開に関しては、先ほど植嶋さん御指摘のように、実施検討段階では、先ほどの議論の話と、では結局TORはどこで公開されるのだというような話が、公示の話と一緒に今議論されているわけですが、すごく関連性のある話だと思っています。私は、やはりTOR案というものはどこかで公開され、インプットもしたいし、そのインプットを歓迎する旨をどこかに書いてほしいですし、とは言うもののいろいろな意味でパブリックレビューにかけることが難しいということであれば、と言いますか、これは後ほど議論されるべきことだと思うのですが、例えば私どもは審査会の中で見ていくものの1つとしてTOR案を提案させていただいていますので、そういう意味での専門家なり外部からの意見を取り入れる余地はあるのかなとも思っていますので、そこら辺は全部関連した話だと思っています。

情報公開に関して、これは自分でも言いながら混ぜてしまっているかなと思ったのですが、私が今提案したかったのは、先ほどの実施決定前の情報公開と、今の最終的なTORをどうやって公開していくのかという話は、NGO側としても練り直したような形で再提案させていただければと思っているのですが、いかがでしょうか。

○原科座長 では、今の2点に対して練り直してもう一回提案したいということでございますが、皆さん、いかがでしょう。そんなことでよろしいですか。

それから、パブリックコメントというのはやはり手間がかかります。余りそういうのをたくさんというわけにはいかないで、そのかわりに審査会が関与した方がうまくいくだろうということですか。

○一般参加者（満田） はい。

○原科座長 わかりました。

それでは、一応2ページについては一通り議論が終わったと考えてよろしいですね。

### (3) 第17回の議題について

○原科座長 時間も大分オーバーしましたので、きょうはここまでにしたいと思えますけれども、大分残ってしまったものですからね。きょう予定しておりました論点に関する議論はまだ残っているかな。今ので終わったのかな。諮問機関がまだありましたね、一番大事なのが。それから補足調査について御説明いただく予定だった、これもちょっといけないですね。

○福田委員 あと、無償資金協力の審査のタイミングとかについても、きょうの話を受けて次回改めてお話しさせていただければと思うのですが。

○原科座長 では、次回はどうしましょう。どういうぐあいに進めましょうかね。

○清水委員 済みません、非常に申し上げにくいのですが、きょう論点の追加を私から1点させていただいております。

○原科座長 どこにありましたっけ。

○清水委員 当日配布させていただいたのですけれども、意思決定後の情報公開ということと、満田さんからお話があるかもしれませんけれども、情報公開のタイミングということで、2点だけ追加論点がございます。

○原科座長 FoE Japan からのですか。

○清水委員 はい。これが私からで、このタイミングになってしまって大変申しわけございませんけれども、これも議論させていただけるようお願いいたします。

○原科座長 この件はどうしましょう。

満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

私の方も大変申しわけないことながらペーパーを出させていただいておりますが、これの理由としては、NGO提言の中には早期の情報公開ということでローリングプランの公開ですとか提案させていただいたのですが、それについてはどうやらガイドラインのスコープ外かもしれないということになりつつあるので、改めて情報公開のタイミングということについて提案させていただいております。これは私の個人的な提案です。清水委

員の出した情報公開の話とも絡んでいますので、合わせて1本みたいな形で、別々なのですが、議論させていただければと考えております。

○原科座長 後でまたごたごた時間がかかってもしようがないので議論せざるを得ないと思いますけれども、ただ、私の予定では、次回で区切りをつけて、これまでの議論の論点の整理をある程度してと思っておりましたのですけれども、そういう時間は今のがたくさんありますとちょっと難しいかな。この件で今何かありますか。

では、今の論点の追加に関してはよろしいですか。

そうすると、今回は、審査諮問機関と、今の追加論点と、異議申し立てもあったかな。

○福田委員 審査諮問機関についてはというのは、具体的に……。

○原科座長 法制度機能。

○福田委員 これは確認なのですけれども、以前熊代さんにお伺いしたのですが、審査諮問機関についてはガイドライン全体を議論する中でまた別途時間を設けて議論した方がいいのかなという気もするのですが。次回、何か原案をだれか提案するのとか、ちょっと次回議論するのは難しいのかなという気がします。

○事務局（熊代） 私、この前話したときに、この有識者委員会の議論の対象はガイドラインに関する事で、それ以上のことは有識者委員会の範囲ではないという説明をしたので、福田さんの方はそれならということを出しておられると思うのですが、事務局でも話したのですけれども、審査諮問機関の役割とか機能と内容というのは比較的リンクしているので、スパッと切って後でというのもなかなか難しいのかなとは思っています。いつ話すかということですね。福田さんが言われたみたいに、一たんガイドラインの話が終わって、例えば1月とかのころに話すというのはちょっとどうかなという感じもあって。ガイドラインにどこまで書くかという話はもちろんあるのですけれども、ある程度機能と内容というのはリンクしているので、引き続きそこはリンクして話した方がいいのではないかと考えています。

○事務局（廿枝） 今の想定だと、来週の月曜日、29日に第17回をやったら、1カ月ぐらいあけて、中間報告書の取りまとめとかに充てようかと。我々は我々で新JICA発足でバタバタしているというのもあって。これは我々の都合なのであれなのですけれども。来週私どもから説明しなければいけないのは、前から言っている10月1日以降の当面の措置ですね。新しいガイドラインができるまでの。これはやはり御説明しないとイケないのかなと。もし10月の上旬とか中旬にもう一回やるというのだったらそのときでもいい

のかもしれませんが、とりあえず来週以降は1カ月ぐらいあくという前提であれば、やはり来週説明した方がいいだろうと。あとは、本日の協力準備調査の議論の残りも来週やることになるのですよね。そうすると、あとは現地調査の報告の、これは概要だけでもいいけれどもやるということで、あと、本日追加いただいた情報公開に関する論点も、可能であれば、もしその後1カ月ぐらいあけるという前提であれば、次回やるということだとすると、それだけで目いっぱいかなという感じがしていて、審査会については、もちろんこれは非常に重要なイシューですが、何はともあれ数回前の委員会で一度議論はしたということで、そのときの議論としては、今のJICAのやり方に有償資金協力が加わるということだとすると、相当そのやり方、機能についても見直さなければいけないかもしれないということだったので。

○原科座長 これまで議論したことをある程度まとめる格好になるかな。

○事務局（廿枝） 審査会の話は、せっかく皆さん集まって御議論いただくというのであれば、もうちょっと我々の方でどのような審査会としての機能があり得るのかというのを検討した上で具体的な御提案をした方がいいかなという感じはするのです。それを来週の29日までにまとめるのはなかなか難しいし、先ほど言いましたように29日は審査会以外にも盛りだくさんなので。

○原科座長 では、審査会に関しては余り時間を取れそうもありませんから、これまでのこの委員会での議論を整理するぐらいがいいところかなという感じですか。

○福田委員 今の熊代さんと廿枝さんの話をまとめるに、具体的にどのようにガイドラインに盛り込んでいくのかというのは、余り遅くないときに改めてそれぞれ案を持ち寄って議論する場を設けるということで、それは別に12月とか1月とかそういうタイミングではなくということだと思います。

○原科座長 もっと早くやらないといけませんね。中間報告を我々委員会でまとめますから、有識者4名で、その辺はむしろ我々で議論して少し案を出してもいいです。

疲れましたね。もう7時半になってしまう。では、きょうはこの辺にしましょうか。

では、今度は我々学識4名で頑張らなければいけないですね。

○吉田副座長 29日はだめだ。

○原科座長 29日は無理だから、中間報告書案をつくって……

○北村委員 済みません。先ほど日程調整を巡ってちょっと大人げない対応をしてしまいましたけれども、実は来週から国会が始まることもあり、外務省関係者の日程を調整して

この有識者委員会に連れてくるのは結構しんどいのです。その場合、積み残しの回答については、文書の形で御容赦いただきたいと思います。

○原科座長 その前にやり取りしていただいてね。そんなことでいいですか。それまでに情報、御質問いただいて。そのとおりですね。

それでは、今回は29日でございます。時間はどうしましょう。1時半から5時半までですけれども。少し余分に取りますか。1時-6時とか。それ以上はしんどいですよね。1時半スタートで、後ろをちょっと延ばしますか。

○事務局（熊代） それで多目にとっておくということで。

○原科座長 では、今回はこのようなことでいろいろありますので、1時半スタートは同じで、予定では5時半終わりでございましたけれども、1時間程度延長して6時半というようなことでさせていただきます。早く終わればそれにこしたことはないのですが、延長戦は1時間ぐらいあり得るということでお考えください。

では、7時半ちょっと前になりましたので、きょうはこの辺にいたします。どうもありがとうございました。

午後7時19分 閉会